

幸田町一般廃棄物処理基本計画（案）

目次

第1部 序論.....	1
1. 計画の趣旨.....	1
1.1. 計画の目的.....	1
1.2. 一般廃棄物処理行政の動向.....	2
1.3. 計画の位置づけ.....	10
1.4. 計画の期間.....	11
1.5. 計画の対象区域.....	11
1.6. 計画の対象範囲.....	12
2. 地域概況.....	13
2.1. 幸田町の概要.....	13
2.2. 気象.....	14
2.3. 人口.....	14
2.4. 産業.....	19
2.5. 土地利用状況.....	25
第2部 ごみ処理基本計画.....	27
1. ごみ処理の現況.....	27
1.1. ごみ処理の沿革.....	27
1.2. ごみの分別区分.....	30
1.3. ごみ処理フロー.....	31
1.4. ごみ処理体制.....	32
1.5. ごみ処理の実績.....	38
1.6. ごみ処理の点検・評価.....	60
2. 課題の抽出.....	63
2.1. 排出抑制に関する課題.....	63
2.2. 資源化に関する課題.....	63
2.3. 収集・運搬に関する課題.....	63
2.4. 中間処理及び最終処分に関する課題.....	64
2.5. その他の課題.....	64
3. 基本理念・基本方針.....	65
3.1. 基本理念.....	65
3.2. 基本方針.....	65
4. 基本計画.....	66
4.1. ごみ発生量の予測.....	66
4.2. ごみの発生抑制・再資源化のための方策に関する事項.....	67
4.3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分.....	68
4.4. ごみの適切な処理及びこれを実施する者に関する基本事項.....	70
4.5. ごみ処理施設の整備に関する事項.....	74
4.6. その他ごみの処理に関し必要な事項.....	75
4.7. 計画の推進.....	76

第3部 生活排水処理基本計画.....	79
1. 生活排水の状況	79
1.1. 生活排水処理フロー	79
1.2. 生活排水処理主体	80
1.3. 生活排水の処理形態別人口	80
1.4. 生活排水処理施設	82
1.5. し尿・浄化槽汚泥の処理状況	90
1.6. 前回基本計画との比較	94
2. 課題の抽出.....	95
2.1. 生活排水処理施設の整備促進	95
2.2. し尿・浄化槽汚泥の適正処理	95
2.3. 生活排水の適正処理の普及・啓発	95
3. 基本方針	96
4. 基本計画	96
4.1. 生活排水処理基本計画	96
4.2. 生活排水の排出状況の見込み	98
4.3. し尿・汚泥の処理計画.....	103
4.4. 生活排水の適正処理に向けて	104
第4部 食品ロス削減推進計画	105
1. 食品ロスの状況.....	105
1.1. 食品ロスとは.....	105
1.2. 食品ロス量	105
1.3. 食品ロス削減に関するこれまでの取組	106
2. 課題の抽出.....	106
3. 基本方針	107
4. 基本計画	107
4.1. 基本的施策.....	107
4.2. 計画の推進	108
資料編	109

第1部 序論

1. 計画の趣旨

1.1. 計画の目的

本町では、平成 26 年（2014 年）3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、令和 10 年度（2028 年度）を目標に一般廃棄物の適正処理及び減量・資源化に関する取組を進めてきました。また、一般廃棄物処理基本計画に基づいた取組を実行することで、一般廃棄物の減量化が着実に進んでいる状況にあります。

今回の計画改定は、これまでの一般廃棄物の適正処理及び減量・資源化に関する取組を引き継ぎつつ、計画改定（平成 31 年（2019 年）3 月）からの一般廃棄物処理を巡る社会情勢の変化や国や県の政策の動向に対応することを目的としており、本町のこれからの一般廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理に関する具体的方策や目標を定めることで、本町におけるごみの更なる減量・資源化を推進していくことを目的とするものです。

表 1-1-1 一般廃棄物処理を巡る社会情勢

年	分野横断的な分野	循環型社会の形成
平成26年 (2014年)		☆幸田町一般廃棄物処理基本計画策定(3月)
平成27年 (2015年)	■SDGs(持続可能な開発目標)の採択	
平成28年 (2016年)	●持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(12月)	☆第6次幸田町総合計画の策定(3月)
平成29年 (2017年)		☆幸田町災害廃棄物処理計画(3月)
平成30年 (2018年)	●第五次環境基本計画閣議決定(4月)	●第四次循環型社会形成推進基本計画(6月)
☆幸田町一般廃棄物処理基本計画改定(平成31年(2019年)3月)		
平成31年/ 令和元年 (2019年)		☆幸田町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定(3月) ●プラスチック資源循環戦略(5月) ■大阪ブルー・オーシャン・ビジョン(6月) ●食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(7月) ●食品ロス削減推進法施行(10月)
令和2年 (2020年)		●食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(3月) ▼蒲郡市ごみ処理基本計画(3月) ●「容器包装リサイクル法の関係省令」の改正(7月1日施行)
令和3年 (2021年)		●今後のプラスチック資源循環施策のあり方について、中央環境審意見具申(1月) ▼岡崎市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(3月) ●地球温暖化対策計画の閣議決定(10月)
令和4年 (2022年)		◆愛知県災害廃棄物処理計画改定(1月) ◆愛知県廃棄物処理計画改定(2月) ◆あいちサーキュラーエコノミー推進プラン(3月) ▼西尾市一般廃棄物処理基本計画(3月) ●「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(「プラスチック資源循環法」)施行(4月) ◆愛知県分別収集促進計画(第10期)の策定(10月)
令和5年 (2023年)	●SDGsアクションプラン2023(3月)	☆第2次幸田町環境基本計画の策定(3月)

■国際社会の動向 ●国の動向 ◆県の動向 ▼近隣市の動向 ☆幸田町の動向

1.2. 一般廃棄物処理行政の動向

前回の計画策定（平成 31 年（2019 年）3 月）以降、海洋プラスチックなどによる環境汚染や、食品ロスによる問題が一層顕在化し、これらに対応するための法整備が進められてきました。

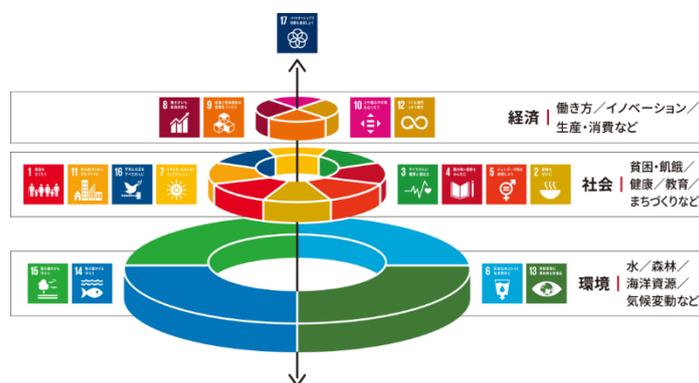
また、こうした動きに対応するべく、県でも廃棄物処理計画などの改定が行われており、計画の策定にあたっては、環境、社会、経済課題を同時に解決するという SDGs の理念が多く取り入れられています。

以降に、国、県、本町、近隣市の主な一般廃棄物処理に関連する法令や計画などを示します。

SDGs

平成27年(2015年)の9月25日から27日にかけて、ニューヨーク国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsは、先進国も途上国も含む、すべての国に適用されるユニバーサル（普遍的）な目標であり、地球上の誰一人として取り残さないことを理念として、「環境」、「経済」、「社会」の3つの側面のバランスが取れ、統合された形での達成を目指しています。



【出典】愛知県HP

図 1-1-1 SDGs 17の目標

(1) 国の動向

1) 第五次環境基本計画(平成30年(2018年)4月17日 閣議決定)

第五次環境基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたり質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが目指されています。また、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じた資源を補完し合う取組を推進していくこととしています。

循環型社会形成の観点からは、都市鉱山からの資源回収、廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域の資源循環、食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進などの取組の方向性を示しました。また、今後の大規模災害発生時の対応に向けて災害廃棄物の処理対策を推進していく考えを示しています。

2) 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年(2018年)6月19日 閣議決定)

第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを含む5つの取組の方向性を掲げ、その実現に向けて概ね令和7年(2025年)までに国が講ずべき施策を示しています。

3) プラスチック資源循環戦略(令和元年(2019年)5月 策定)

廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチックなどによる環境汚染が世界的課題になっていること、日本は1人当たりの容器包装廃棄量が世界で2番目に多いことなどを踏まえ、令和12年(2030年)までに容器包装の6割をリユース・リサイクルすること、令和17年(2035年)までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクルすることなどをマイルストーンとして定めています。

このため、プラスチックのリデュース、リサイクルのほか、海洋プラスチック対策やバイオプラスチックの導入を重点戦略として定めています。

4) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年(2020年)3月31日 閣議決定)

日本では、食料を海外からの輸入に大きく依存(食料自給率(カロリーベース):37%(平成30年度(2018年度)))している中で多くの食品ロスが生じていることや、食品ロスが地球温暖化の要因ともなっていることなどから、その削減が課題となっています。

こうした背景を受けて、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に「食品ロスの削

減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法（令和元年法律第19号））」が、令和元年（2019年）5月31日に公布され、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針では、同法第11条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るために基本方針が定められています。

都道府県や市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定することが努力義務となっています。

5) 地球温暖化対策計画の改定(令和3年(2021年)10月 閣議決定)

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、「気候システムの温暖化は疑う余地がない」こと、「温暖化は人為起源の温室効果ガスの排出が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」ことが指摘されています。また、継続的な温室効果ガスの排出は更なる温暖化などをもたらし、人々や生態系に深刻で不可逆的な影響を生じさせると記されています。

このような地球環境の現状を踏まえて、平成28年（2016年）5月に閣議決定された地球温暖化対策計画が改定され、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」宣言や令和12年度（2030年度）46%削減目標などの実現が目指され、実現に向けた施策などが取りまとめられています。

廃棄物に関連する施策としては、プラスチック製容器包装の分別収集やリサイクルの推進、廃油のリサイクル促進などによる廃棄物焼却量の削減、食品ロスの削減などによる脱炭素型ライフスタイルへの転換などが挙げられています。

6) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和5年(2023年)6月変更)

令和5年（2023年）6月、6) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が変更されました。

この変更では、「廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向」において、サーキュラーエコノミー（循環経済）という用語を用いて、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があることを強調しています。また、生物多様性の損失などの地球規模での課題に対処する観点からも、循環経済の取組の促進が必要であることや、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて廃棄物分野においても脱炭素化を進めていくことが重要であることなどが盛り込まれています。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項」では、「プラスチックの資源循環の推進」の項目が追加され、「プラスチックのライフサイクル全体を通じた効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を推進する」と記されています。

(2) 県の動向

1) 愛知県廃棄物処理計画(令和4年(2022年)2月 策定)

県では平成12年(2000年)以降、4次にわたり愛知県廃棄物処理計画を策定し、施策を推進しています。

第5次にあたる令和4年(2022年)策定の愛知県廃棄物処理計画は、環境問題はもとより経済・社会的課題も統合的に解決するというSDGsの理念に基づく経済的・社会的課題を統合した環境対策の必要性、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換、社会的な問題となっているプラスチックごみや食品ロス問題への対応の必要性を背景として、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間として策定されました。

計画には「愛知県食品ロス削減推進計画」が包含されています。

2) あいちサーキュラーエコノミー推進プラン(令和4年(2022年)3月 策定)

あいちサーキュラーエコノミー推進プランは、循環型社会の形成を加速させていくため、従来の3Rを核とした取組に加えて、資源を有効に循環利用し、資源投入量、廃棄物発生量を限りなく小さくする「サーキュラーエコノミー(循環経済)」へ転換することによる循環ビジネスの進展を図ることを目的としています。

計画では、あいち資源循環推進センターを拠点として「サーキュラーエコノミー推進モデルの展開」、「循環ビジネスの振興支援」、「人材育成・情報発信」、「多様な主体との連携」を推進するとしています。

3) 愛知県分別収集促進計画(第10期)(令和4年(2022年)10月 策定)

愛知県分別収集促進計画は、愛知県廃棄物処理計画との整合性を図りながら、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を促進する計画であり、第10期では計画の期間を令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)の5年間とし、その間の消費者、事業者に対する働きかけ、市町村に対する支援の方向性を定めることで、県内の容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集及びリサイクルを推進していく考えを示しています。

4) 愛知県災害廃棄物処理計画(令和4年(2022年)1月 改定)

愛知県災害廃棄物処理計画は平成28年(2016年)に策定され、南海トラフ全域で発生が予測されている巨大地震、近年の気候変動に伴う河川氾濫や土砂災害といった自然災害の発生を想定し、災害発生後の早期復旧・復興を果たせるよう災害が発生した際に廃棄物を迅速かつ適正に処理するための計画として定められたものです。

改定では、洪水、土砂災害による災害廃棄物発生量の推計の追加や、「災害廃棄物対策指針」の改定などの近年の災害廃棄物処理に関する国の動向が踏まえられています。

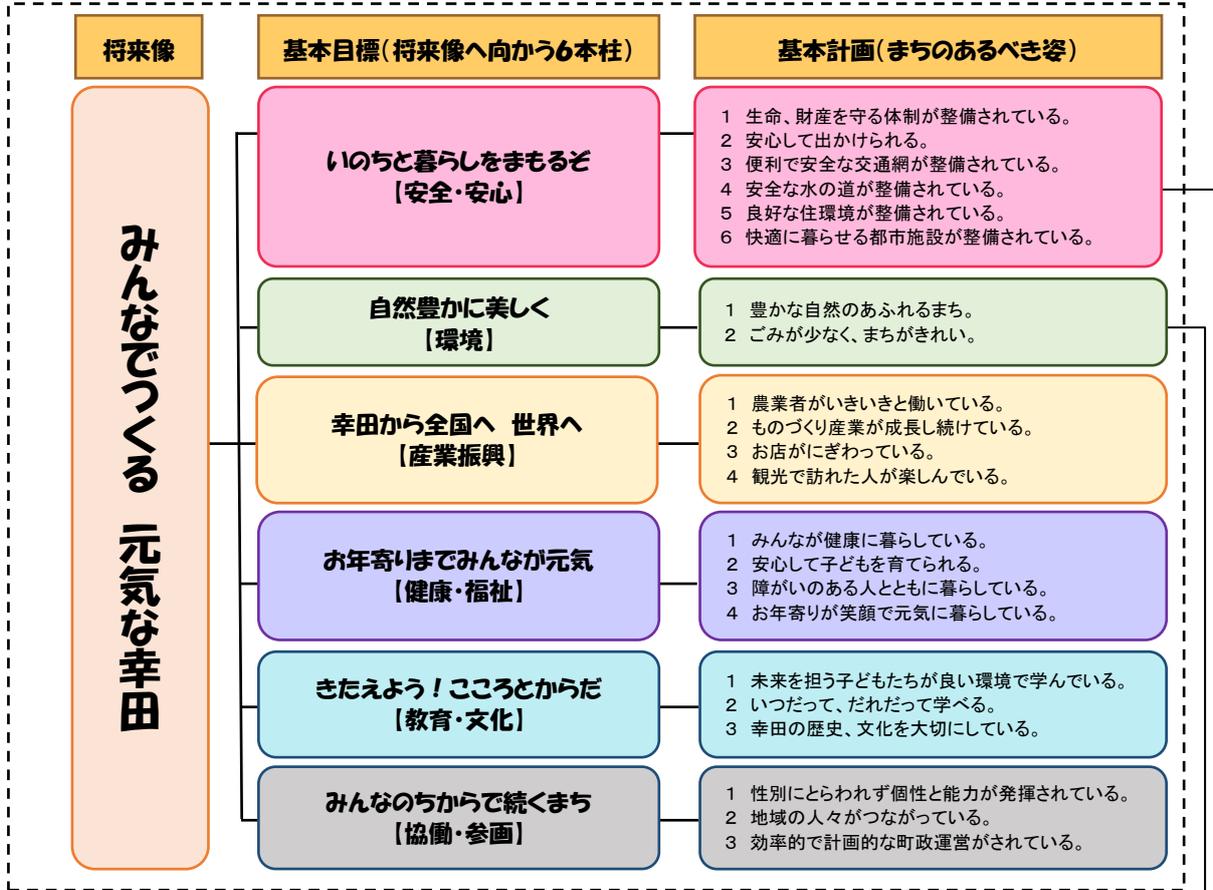
(3) 本町の動向

1) 第6次幸田町総合計画(平成28年(2016年)3月)

幸田町総合計画は、本町が目指すべき将来像を定め、その実現に向かっていくための指針となるまちづくりに関する最上位の計画であり、第6次総合計画では、目指すべき将来像を「みんなで作る元気な幸田」とし、安全・安心、環境、産業振興などの分野ごとにまちづくりの基本目標を設定し、その実現のための主要な取組及び行政、町民、事業者の役割を定めています。

ごみ処理に関しては基本目標2「自然豊かに美しく」において、生活排水処理に関する事項は基本目標1「いのちと暮らしをまもるぞ」において、それぞれ主要な取組が定められています。

総合計画の施策体系



ごみ問題への対応

主な取組		ごみの減量・再利用・再資源化 ごみ処理施設の充実 不法投棄の防止
主な役割	行政	ごみの減量を啓発する。 ごみの分け方・出し方を周知する。 資源回収活動を推進する。 ごみを効率的に処理する。 クリーンパトロールによりまちをきれいに保つ。
	住民	ごみの発生、排出を抑制する。 ごみの分け方・出し方を理解し、実践する。 資源回収に協力する。 クリーン運動に参加する。
	事業者	無駄な包装等をしない。 店頭回収に協力する。 美化活動に協力する。

下水道の整備

主な取組		公共下水道の整備 農業集落排水の維持管理の合理化 合併処理浄化槽の設置・適正管理
主な役割	行政	未整備地域の下水道を整備する。 老朽化への対策をする。 農業集落排水の維持管理を合理化する。 合併処理浄化槽の設置・適正管理を推進する。
	住民事業者	公共下水道・農業集落排水へ接続する。 合併処理浄化槽区域については、合併処理浄化槽を設置し、適正に管理する。

総合計画の施策体系及びごみ処理、生活排水処理に関する施策の方向性

2) 幸田町災害廃棄物処理計画(平成29年(2017年)3月)

幸田町災害廃棄物処理計画は、「災害廃棄物対策指針」、「愛知県災害廃棄物処理計画」、「幸田町地域防災計画」と整合を図りながら、「愛知県災害廃棄物処理計画の災害廃棄物等発生量(推計)(平成27年(2015年)7月)」が想定する災害廃棄物などを迅速かつ適正に処理するための事項を定め、町民の安心・安全な生活環境を守り、災害発生後の本町の復旧・復興へ寄与することを目的として策定されたものです。計画内では、災害廃棄物処理の基本方針、行政、町民、事業者の協力支援体制、災害廃棄物処理フロー、発生が予測される災害廃棄物の種類ごとの推計、処理体制など災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性を示しています。

3) 幸田町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(第3次計画)(平成31年(2019年)3月)

幸田町地球温暖化対策実行計画は「環境に「 $e\sim co$ と」しよう」を合言葉として、本町の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減に向けた目標値、具体的な取組、推進・点検及び公表の体制を示したものです。

具体的な取組の一つとして、廃棄物由来の温室効果ガス排出量削減に向けたリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の順に3Rに関する取組を推進していく旨を示しています。

本計画は、令和5年度(2023年度)に改定を行い、令和6年(2024年)4月から新たに第4次計画を実施していきます。

4) 第2次幸田町環境基本計画(令和5年(2023年)3月策定)

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合かつ計画的に推進するための計画です。

第2次幸田町環境基本計画においては、「私がつくる 四季とふれあう美しいまち」をスローガンとして、まちの全ての人それぞれの役割のもとに、主体的に、未来に責任を持って、互いに協力しながら、よりよい環境と保全と創造に取り組むこととしています。また、ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比46%削減することを目指しています。

(4) 近隣市の動向

西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉の老朽化を受けて、新たなごみ処理施設を整備するため、岡崎市、西尾市、幸田町の2市1町からなる岡崎西尾ブロックに区割りされた「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」によりごみ処理施設の集約化を目指すこととしました。その後、令和2年(2020年)2月に岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設の建設予定地を西尾市クリーンセンターの敷

地とすることを確認し、令和12年度（2030年度）に広域ごみ処理施設を供用開始することを目指して整備事業を進めています。

蒲郡市と幸田町で組織された蒲郡市幸田町衛生組合において、し尿処理施設の「清幸園衛生処理場」と斎場の「セレモニーホールとぼね」に係る事務を共同処理しています。清幸園衛生処理場については昭和55年（1980年）3月に竣工し、稼働して40年が経過しています。また、各市町においては、下水道の普及や農業集落排水処理施設の統廃合により生し尿・浄化槽汚泥の発生量が減少することから、令和3年度（2021年度）に処理方法などの調査・研究を実施しました。その結果、蒲郡市下水道浄化センターの施設を改修することで直接投入して処理することが有効であるとの結果が得られたことから、令和13年度（2031年度）の供用開始に向けて、下水道に係る計画の見直しなどの必要な手続きを進めていくこととしました。これにより清幸園衛生処理場は廃止することとなり、跡地利用を蒲郡市幸田町衛生組合で検討しています。

1.3. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第 6 条の規定に基づき、本町のごみ処理政策分野における中長期的な基本方針を定めるものであり、ごみの処理に関する計画（ごみ処理基本計画）と生活排水の処理に関する計画（生活排水処理基本計画）から構成されます。

計画の策定に当たっては、循環型社会形成に関する法律や条例、国や県、関係自治体の計画、本町の上位計画や関連計画との整合性を確保します。

また、本町のごみの適正処理や減量・資源化の基本方針を定めるとともに、町民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針を定めます。

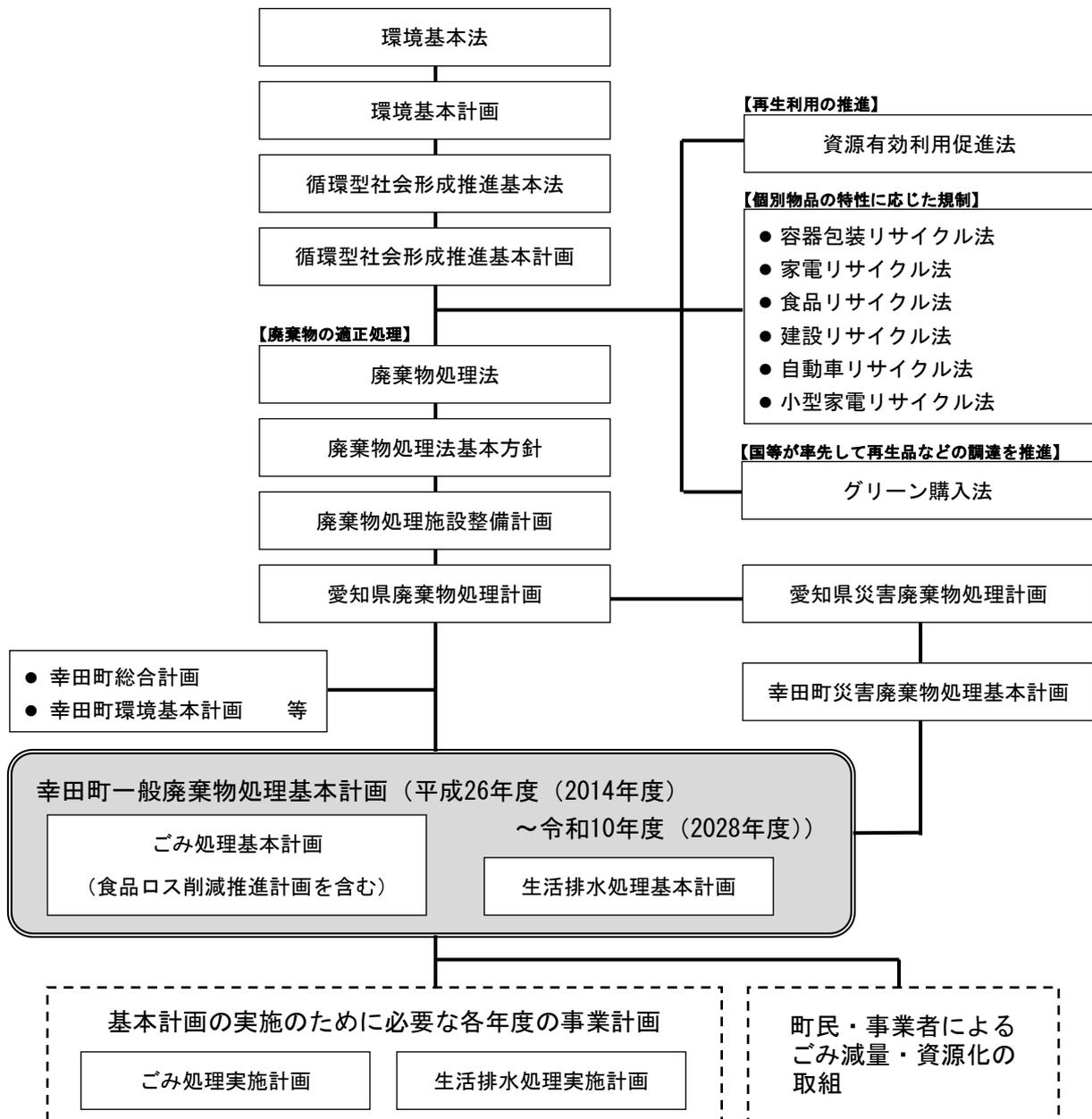


図 1-1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

1.4. 計画の期間

本計画は平成 26 年度（2014 年度）を初年度、目標年度を令和 10 年度（2028 年度）とする計画であり、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき概ね 5 年ごとに改定を行うことになっています。

今回の計画改定は、平成 30 年度（2018 年度）の改定から 5 年経過したことによる中間見直しであり、今後は、令和 10 年度（2028 年度）を目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うこととします。

また、それ以外にも、計画期間中に社会経済情勢や廃棄物処理行政が大きく変化した場合は計画の見直しを行うことを検討します。

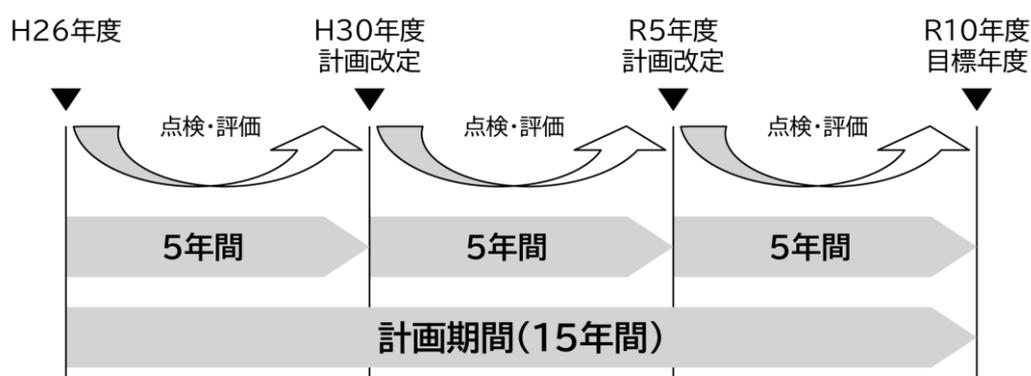


図 1-1-3 計画の期間

1.5. 計画の対象区域

本計画の対象区域は幸田町全域とします。

1.6. 計画の対象範囲

本計画の範囲は、本町で発生する一般廃棄物（ごみ（生活系及び事業系）・生活排水（し尿及び浄化槽汚泥））とします。

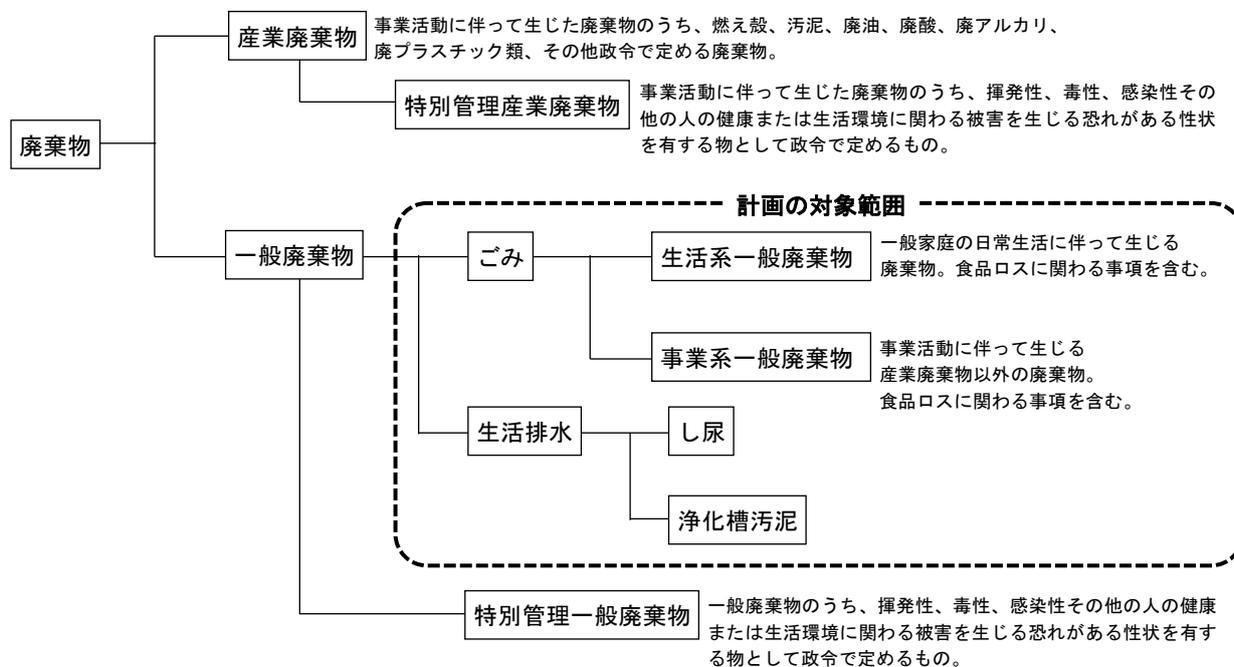


図 1-1-4 計画の対象範囲

2. 地域概況

2.1. 幸田町の概要

本町は、県の中南部に位置し、中部圏の中心都市名古屋市から 45km 圏内にあり、北は岡崎市、南東は蒲郡市、西は西尾市の 3 市と接しています。

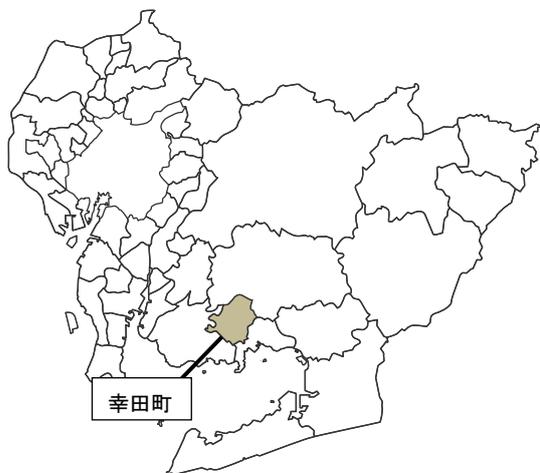
地形は、東部の遠望峰山の約 440m を最高に東部から南西部に 100m~400m の丘陵地が続く、広田川とそれに注ぐ支流を中心に平野が広がっているほか、農業用溜池として県内最大級の人造湖である大井池は、面積約 9ha で、四季を通じて豊富な水が蓄えられています。

土地利用では、森林が約 4 割、田・畑が約 2 割、宅地が約 1 割となっています。

交通面では、町の中央部を南東から北西に名豊バイパスが横断して臨海工業地帯の蒲郡市と内陸工業地帯の岡崎市や豊田市を結ぶ要衝となっており、交通の利便性などを背景として自動車関連産業を中心とした内陸工業の集積が進んでいます。

これまでに町内の道路・公園・下水道などの都市施設整備や土地区画整理事業などによる計画的な宅地供給が進められた結果、本町の人口は 1965 年（昭和 35 年）以降、2021 年（令和 3 年）まで増加傾向が続いてきました。

幸田町第 2 期総合戦略では、2025 年（令和 7 年）の目標人口を 44,700 人としています。



町制	昭和27年(1952年)4月
町域	東西:10.25km 南北:10.55km
面積	56.72km ²
隣接市	北:岡崎市 南東:蒲郡市 西:西尾市

2.2. 気象

本町最寄りの地方気象観測所である岡崎観測所及び蒲郡観測所の平成30年（2018年）から令和4年（2022年）における平均気温は15.8℃～16.8℃、最高気温は35.7℃～39.3℃、最低気温は-7.3℃～-1.8℃となっています。また、降水量は年間1,573.5mm～2,105.0mmとなっています。

表 1-2-1 気温・降水量の推移（気象庁岡崎観測所、蒲郡観測所）

年	岡崎観測所				蒲郡観測所			
	気温(℃)			降水量 (mm)	気温(℃)			降水量 (mm)
	平均	最高気温	最低気温		平均	最高気温	最低気温	
平成30年 (2018年)	15.9	39.3	-6.0	1,805.5	16.6	38.4	-4.2	1,880.0
令和元年 (2019年)	16.0	37.1	-6.6	1,668.0	16.7	35.7	-1.8	1,683.0
令和2年 (2020年)	16.0	38.5	-5.0 [*]	1,944.5	16.7	37.6	-1.8	1,901.0
令和3年 (2021年)	15.9	38.2	-7.3	1,808.0	16.8	38.3	-3.4	2,105.0
令和4年 (2022年)	15.8	37.4	-4.9	1,573.5	16.7	37.6	-2.7	1,708.5

注1)参考値(資料不足のため)

【出典】気象庁HP

2.3. 人口

(1) 人口、世帯数

本町の人口及び世帯数は長期間増加傾向にありましたが、令和4年度（2022年度）は前年より238人減少し、42,412人となりました。

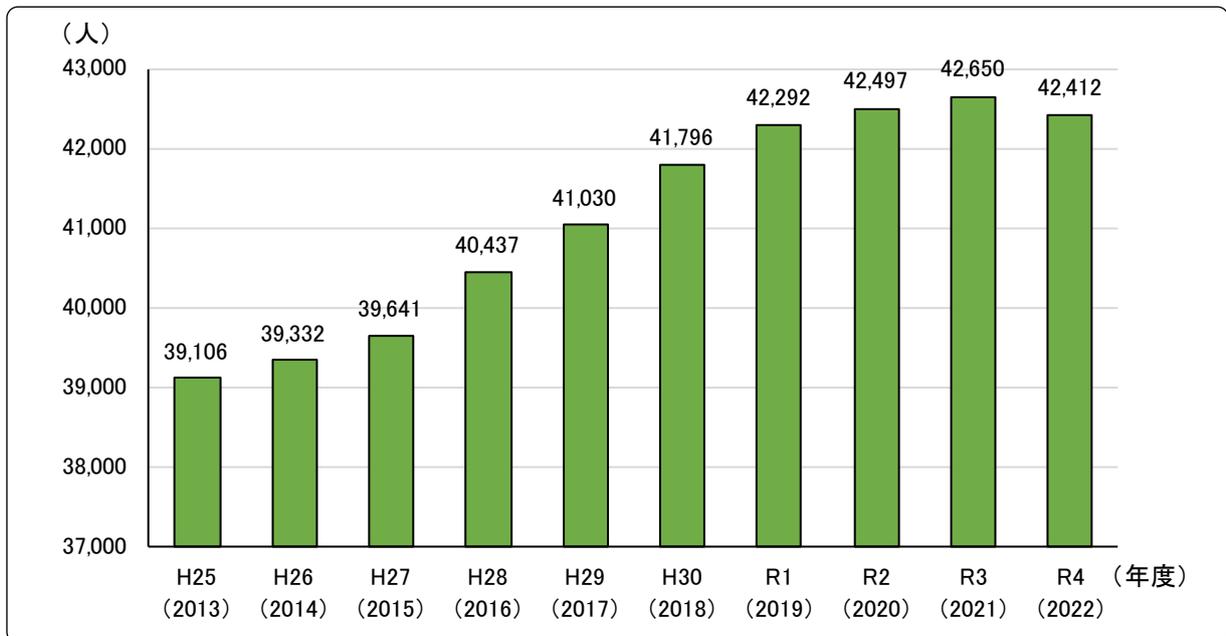
世帯数も増加基調にありましたが、令和4年度（2022年度）は前年より44世帯減少し、16,618世帯となっています。

平成25年度（2013年度）に2.86人であった1世帯当たりの人員は減少傾向が続き、令和4年度（2022年度）には2.55人となっています。

表 1-2-2 人口、高齢化率、世帯数、一世帯当たりの人員の推移

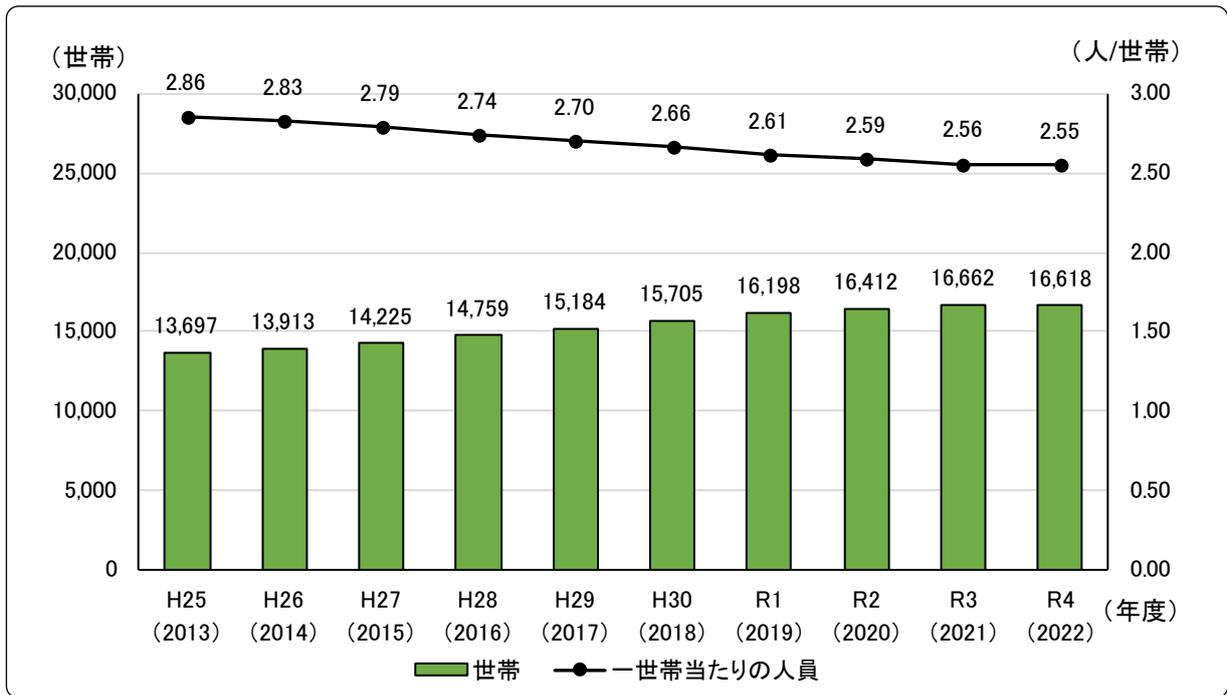
年度	人口(人)				高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)	一世帯当たり の人員 (人/世帯)
	年少人口	生産年齢 人口	高齢人口	合計			
平成 25 年度 (2013 年度)	6,701	25,105	7,300	39,106	18.7%	13,697	2.86
平成 26 年度 (2014 年度)	6,772	24,925	7,635	39,332	19.4%	13,913	2.83
平成 27 年度 (2015 年度)	6,777	24,871	7,993	39,641	20.2%	14,225	2.79
平成 28 年度 (2016 年度)	6,870	25,264	8,303	40,437	20.5%	14,759	2.74
平成 29 年度 (2017 年度)	6,992	25,504	8,534	41,030	20.8%	15,184	2.70
平成 30 年度 (2018 年度)	7,101	25,913	8,782	41,796	21.0%	15,705	2.66
令和元年度 (2019 年度)	7,079	26,338	8,875	42,292	21.0%	16,198	2.61
令和 2 年度 (2020 年度)	7,067	26,370	9,060	42,497	21.3%	16,412	2.59
令和 3 年度 (2021 年度)	7,009	26,443	9,198	42,650	21.6%	16,662	2.56
令和 4 年度 (2022 年度)	6,904	26,285	9,223	42,412	21.7%	16,618	2.55

【出典】幸田町「人口動向統計調査」※各年度10月1日値



【出典】幸田町「人口動向統計調査」※各年度10月1日値

図 1-2-1 人口の推移



【出典】幸田町「人口動向統計調査」※各年度10月1日値

図 1-2-2 世帯数及び一世帯当たりの人員の推移

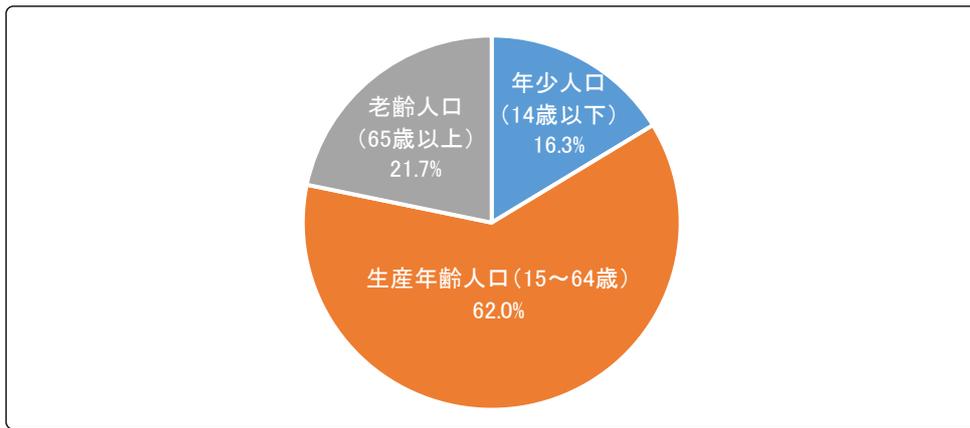
(2) 人口構成

令和4年度（2022年度）の人口構成を年齢3区分別に見ると、最も多いのが生産年齢人口（15～64歳）の62.0%、次いで、高齢人口（65歳以上）の21.7%、続いて年少人口（14歳以下）の16.3%となっています。また、5歳階級別に人口を見ると、45～49歳の人口が最も多く3,419人となっています。

表 1-2-3 年齢構成別の人口、年齢構成比（令和4年度（2022年度））

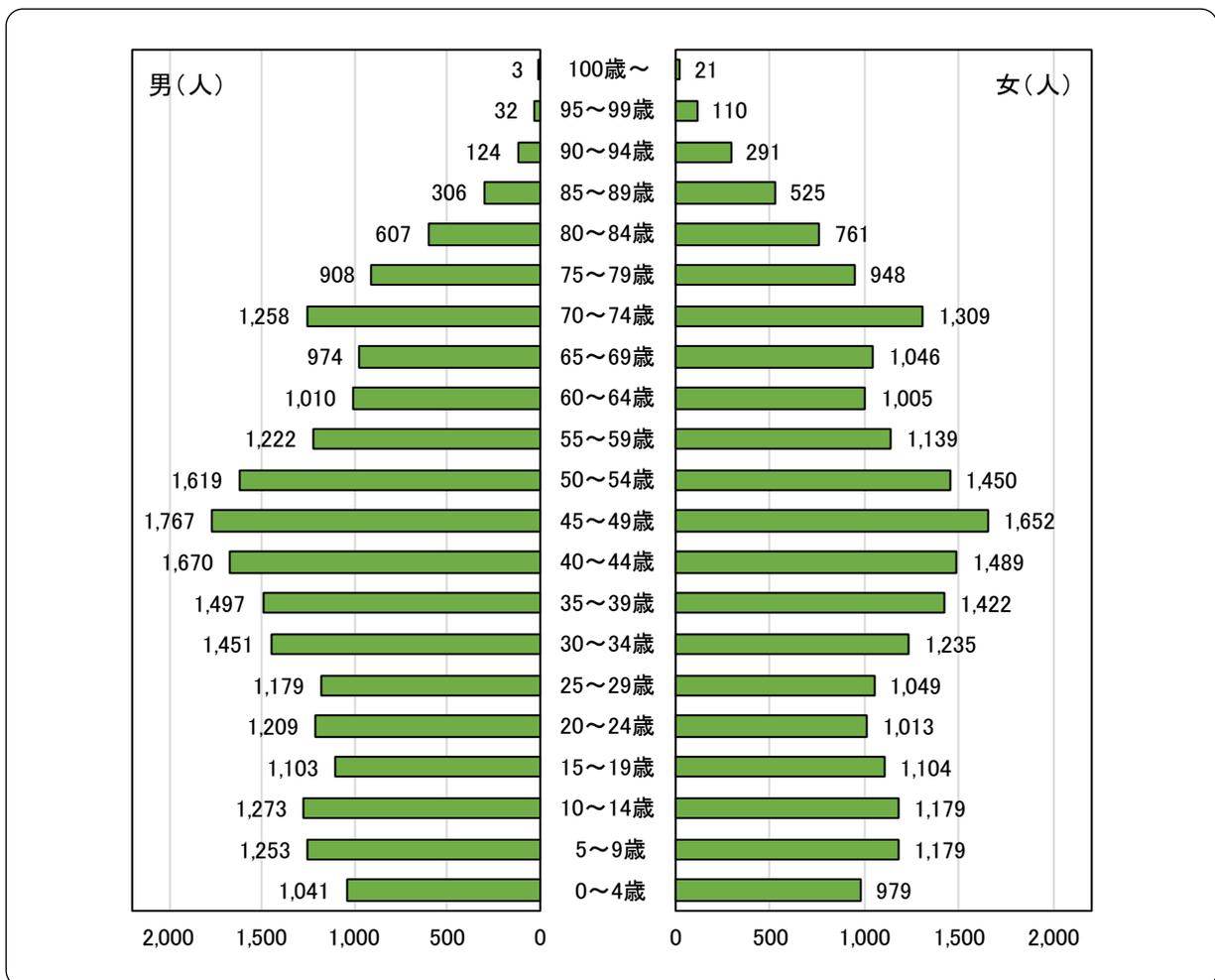
年齢区分		男 (人)	女 (人)	合計 (人)	年齢構成比
年少人口 (14歳以下)	0～4歳	1,041	979	2,020	
	5～9歳	1,253	1,179	2,432	
	10～14歳	1,273	1,179	2,452	
	計	3,567	3,337	6,904	
生産年齢人口 (15～64歳)	15～19歳	1,103	1,104	2,207	
	20～24歳	1,209	1,013	2,222	
	25～29歳	1,179	1,049	2,228	
	30～34歳	1,451	1,235	2,686	
	35～39歳	1,497	1,422	2,919	
	40～44歳	1,670	1,489	3,159	
	45～49歳	1,767	1,652	3,419	
	50～54歳	1,619	1,450	3,069	
	55～59歳	1,222	1,139	2,361	
	60～64歳	1,010	1,005	2,015	
計	13,727	12,558	26,285	62.0%	
高齢人口 (65歳以上)	65～69歳	974	1,046	2,020	
	70～74歳	1,258	1,309	2,567	
	75～79歳	908	948	1,856	
	80～84歳	607	761	1,368	
	85～89歳	306	525	831	
	90～94歳	124	291	415	
	95～99歳	32	110	142	
	100歳～	3	21	24	
計	4,212	5,011	9,223	21.7%	
合計	21,506	20,906	42,412	100.0%	

【出典】幸田町「人口動向統計調査」※10月1日値



【出典】幸田町「人口動向統計調査」※10月1日値

図 1-2-3 年齢構成比（令和4年度（2022年度））



【出典】幸田町「人口動向統計調査」※10月1日値

図 1-2-4 年齢構成別人口（令和4年度（2022年度））

2.4. 産業

(1) 就業者人口

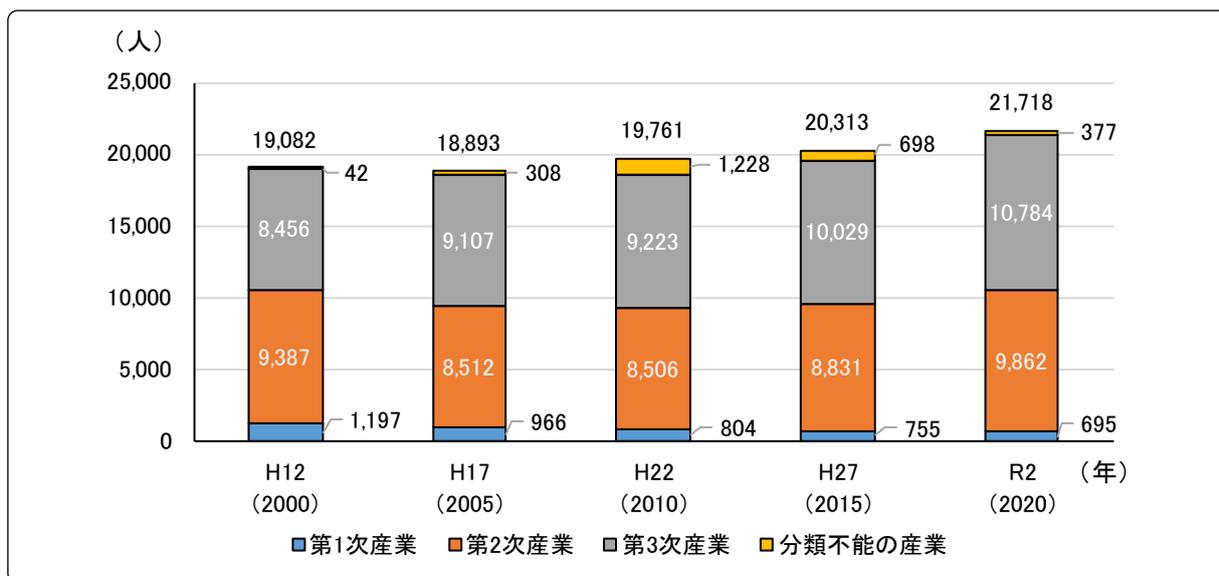
就業者数の総数は平成17年（2005年）の18,893人から増加傾向にあり、令和2年（2020年）は21,718人となっています。

また、産業分類（大分類）別就業者人口の推移を見ると、第1次産業では減少傾向にあるものの、第2次産業、第3次産業では増加傾向にあります。

表 1-2-4 産業分類（大分類）別就業者人口の推移

産業別		平成27年(2015年)		令和2年(2020年)	
		就業者数 (人)	構成比(%)	就業者数 (人)	構成比(%)
第一次産業	農業	747	3.7%	689	3.4%
	林業	4	0.0%	3	0.0%
	漁業	4	0.0%	3	0.0%
	計	755	3.7%	695	3.4%
第二次産業	鉱業	2	0.0%	5	0.0%
	建設業	1,248	6.1%	1,227	6.0%
	製造業	7,581	37.3%	8,630	42.5%
	計	8,831	43.5%	9,862	48.6%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	105	0.5%	97	0.5%
	運輸業, 郵便業・情報通信業	861	4.2%	972	4.8%
	卸売業, 小売業, 宿泊業, 飲食サービス業	3,358	16.5%	3,403	16.8%
	金融業, 保険業	329	1.6%	318	1.6%
	不動産業, 物品賃貸業	194	1.0%	216	1.1%
	サービス業	4,664	23.0%	5,243	25.8%
	公務(他に分類されないもの)	518	2.6%	535	2.6%
計	10,029	49.4%	10,784	53.1%	
分類不能の産業		698	3.4%	377	1.9%
合計		20,313	100.0%	21,718	100.0%

【出典】総務省「国勢調査」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)※各年10月1日値



【出典】総務省「国勢調査」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)※各年10月1日値

図 1-2-5 産業分類（大分類）別就業者人口の推移

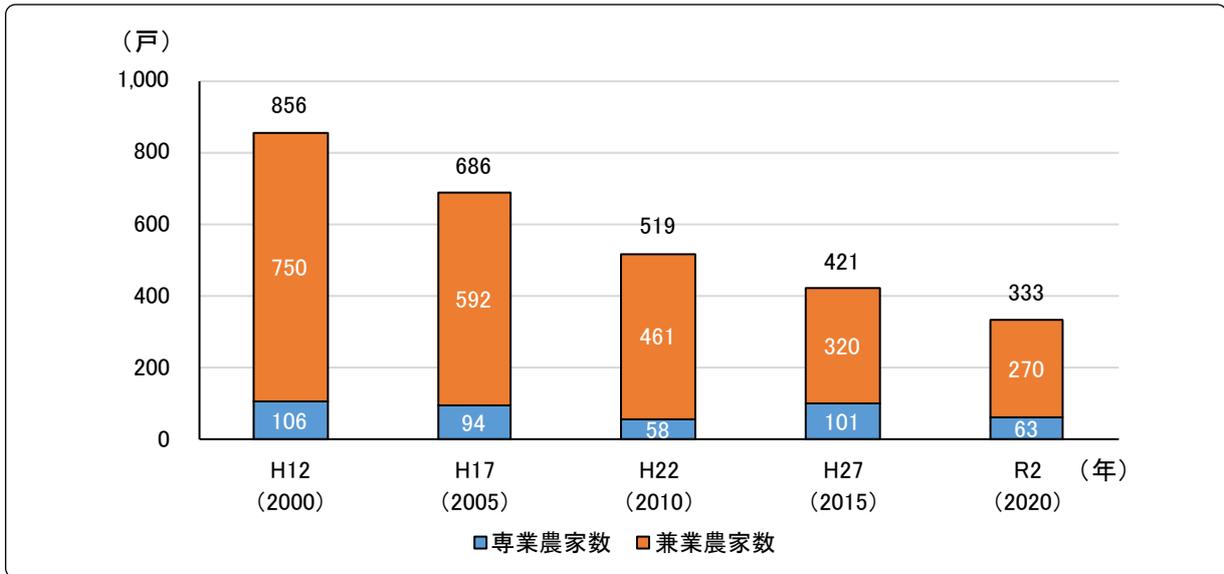
(2) 農業

令和2年（2020年）の農家数は333戸で、平成12年（2000年）と比較すると523戸減少しています。また、農業就業者数も減少しており、令和2年（2020年）は平成12年（2000年）より991人少ない466人となっています。

表 1-2-5 農家数、農業就業者数の推移

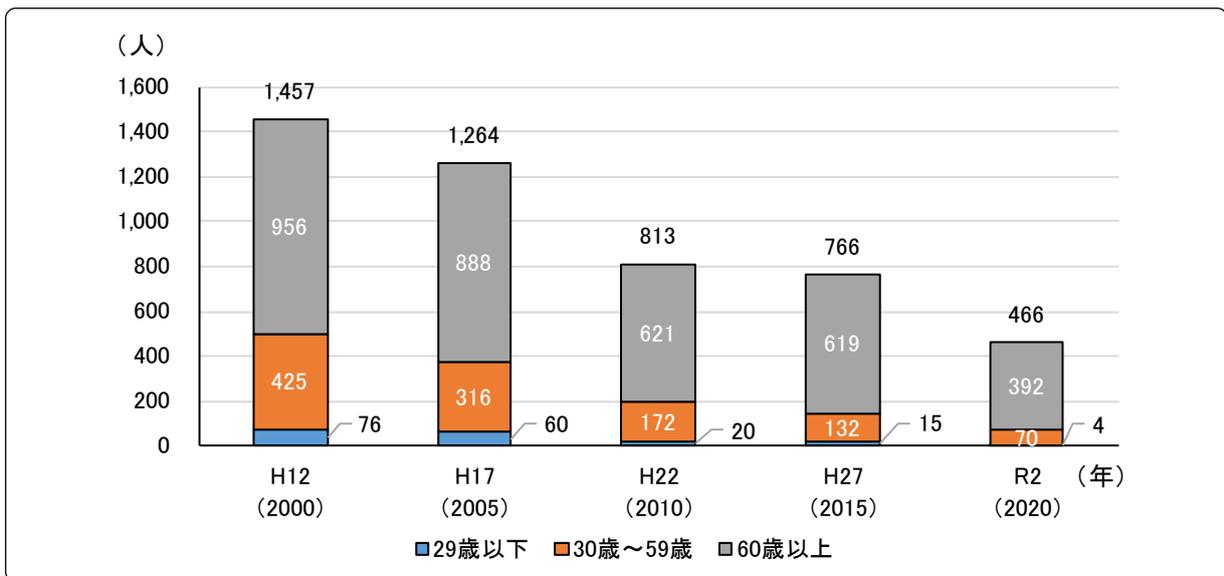
年	農家数(戸)			農業就業者数(人)			
	専業農家数	兼業農家数	合計	29歳以下	30歳～59歳	60歳以上	合計
平成12年(2000年)	106	750	856	76	425	956	1,457
平成17年(2005年)	94	592	686	60	316	888	1,264
平成22年(2010年)	58	461	519	20	172	621	813
平成27年(2015年)	101	320	421	15	132	619	766
令和2年(2020年)	63	270	333	4	70	392	466

【出典】農林水産省「農林業センサス」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)



【出典】農林水産省「農林業センサス」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)

図 1-2-6 農家数の推移



【出典】農林水産省「農林業センサス」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)

図 1-2-7 農業就業者数の推移

(3) 工業

製造業の事業所数は減少傾向にあり、平成21年（2009年）に106あった事業所は、令和2年（2020年）には85事業所となっています。

製造品出荷額等は、平成28年の15,827億円をピークに減少傾向にあり、令和2年（2020年）は9,042億円となっています。

従業員数は約10,900～12,700人程度の間で推移しています。

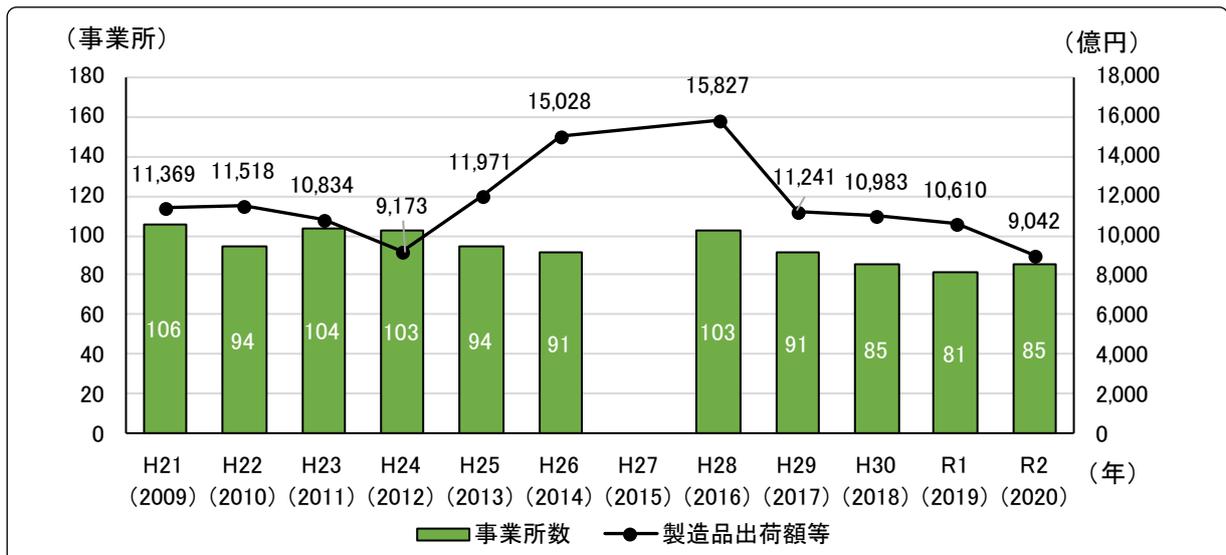
表 1-2-6 産業分類（中分類）別就業者数、事業所数の推移

年	事業所数(事業所)	製造品出荷額等(億円)	従業員数(人)
平成21年(2009年)	106	11,369	11,599
平成22年(2010年)	94	11,518	10,853
平成23年(2011年)	104	10,834	11,386
平成24年(2012年)	103	9,173	12,665
平成25年(2013年)	94	11,971	11,784
平成26年(2014年)	91	15,028	11,207
平成27年(2015年)	-	-	-
平成28年(2016年)	103	15,827	11,530
平成29年(2017年)	91	11,241	11,593
平成30年(2018年)	85	10,983	12,085
令和元年(2019年)	81	10,610	12,602
令和2年(2020年)	85	9,042	12,056

注)数値は従業者4人以上の事業所について集計したものである。

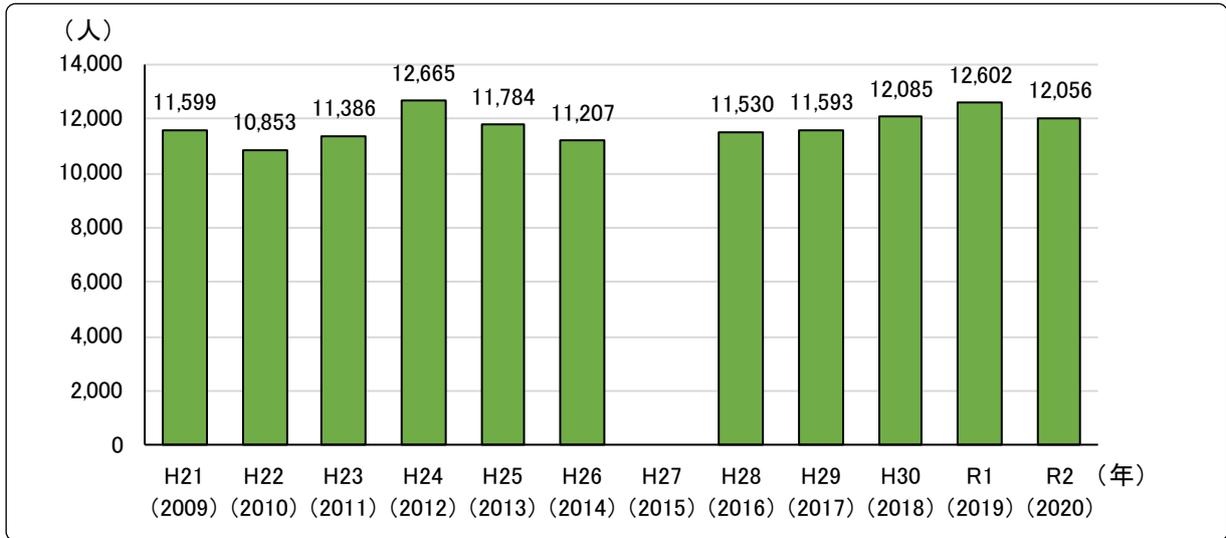
【出典】経済産業省「工業統計調査」

<ただし、平成23年は総務省「平成24年経済センサス-活動調査」、平成28年は総務省「平成28年経済センサス-活動調査」、平成27年は調査実施なし> (幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)



【出典】経済産業省「工業統計調査」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)

図 1-2-8 事業所数（製造業）及び製造品出荷額等の推移



【出典】経済産業省「工業統計調査」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)

図 1-2-9 従業員数（製造業）の推移

(4) 商業

卸売業、小売業の事業所数は、平成24年（2012年）以降は減少傾向にありましたが、平成28年（2016年）は増加して220事業所となっています。一方で、年間商品販売額は増加傾向にあります。

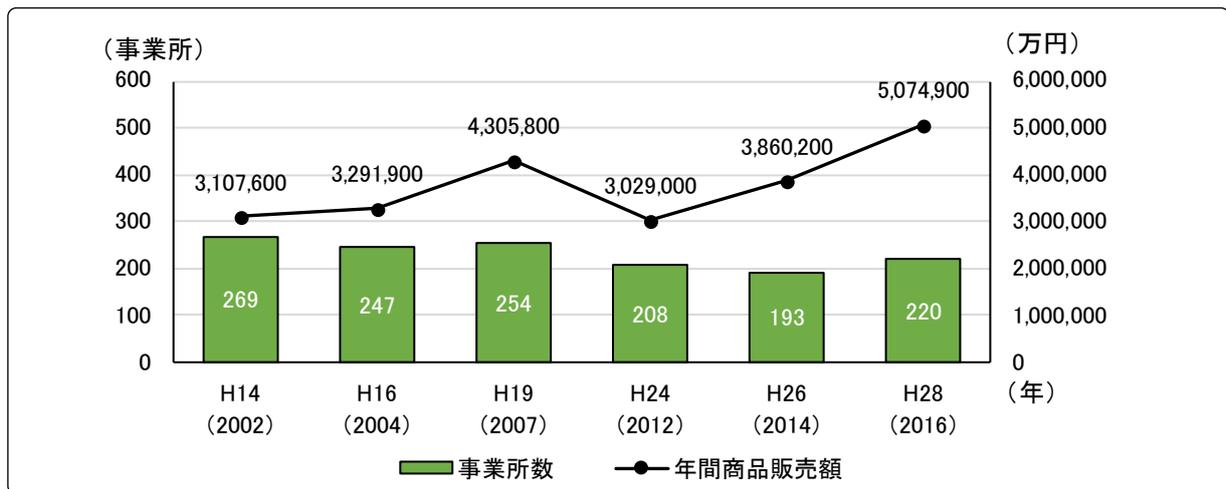
従業員数は、平成24年（2012年）以降は増加傾向にあります。

表 1-2-7 事業所数、年間商品販売額、従業員数の推移

年次	事業所数(事業所)			年間商品販売額(万円)			従業員数(人)		
	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	合計
平成14年 (2002年)	41	228	269	957,200	2,150,400	3,107,600	243	1,279	1,522
平成16年 (2004年)	38	209	247	924,200	2,367,700	3,291,900	234	1,385	1,619
平成19年 (2007年)	35	219	254	1,447,600	2,858,200	4,305,800	221	1,651	1,872
平成24年 (2012年)	34	174	208	882,900	2,146,100	3,029,000	216	1,270	1,486
平成26年 (2014年)	33	160	193	1,106,800	2,753,400	3,860,200	186	1,341	1,527
平成28年 (2016年)	36	184	220	1,661,900	3,413,000	5,074,900	228	1,610	1,838

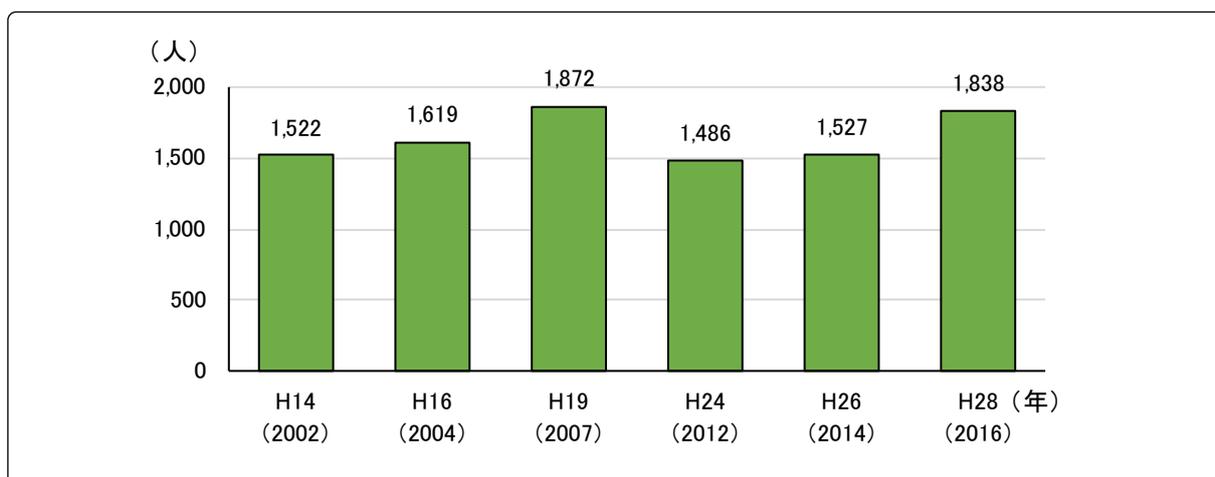
注)平成16年は簡易調査。(民間事業所のみ)

【出典】(平成14年、16年、19年)経済産業省「商業統計調査」、
(平成24年、28年)総務省「経済センサス・活動調査」、
(平成26年)経済産業省「商業統計調査」



【出典】(平成14年、16年、19年)経済産業省「商業統計調査」、
(平成24年、28年)総務省「経済センサス・活動調査」、
(平成26年)経済産業省「商業統計調査」

図 1-2-10 事業所数 (卸売業、小売業) 及び年間商品販売額の推移



【出典】(平成14年、16年、19年)経済産業省「商業統計調査」、
(平成24年、28年)総務省「経済センサス・活動調査」、
(平成26年)経済産業省「商業統計調査」

図 1-2-11 従業員数（卸売業、小売業）の推移

2.5. 土地利用状況

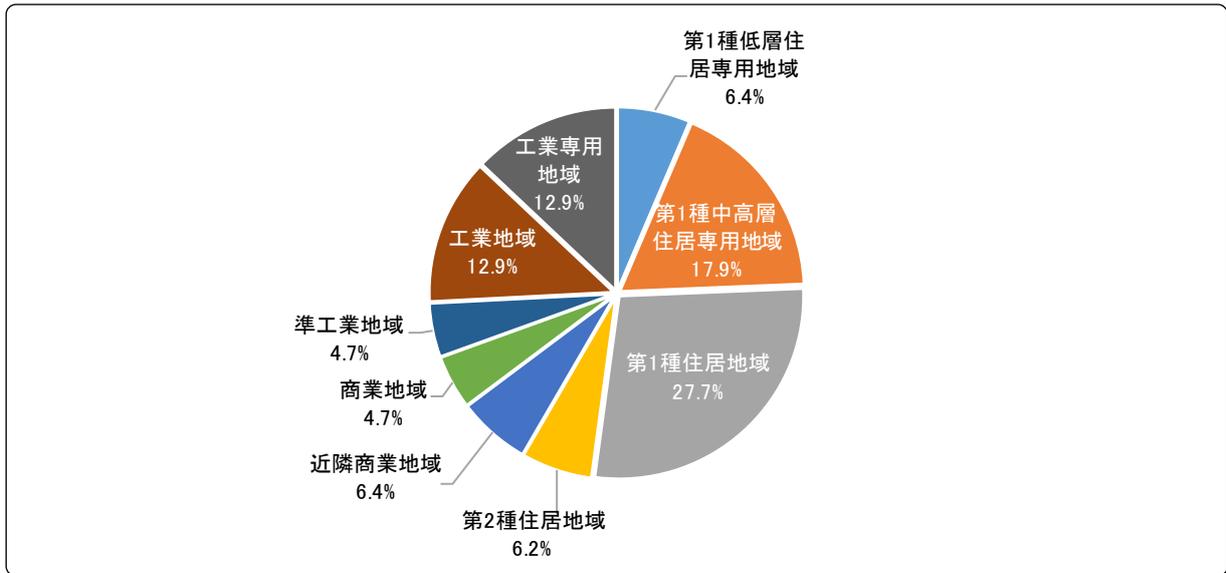
町の総面積 5,672ha のうち市街化区域の割合は町全体の 10.8%となっており、市街化区域内の用途地域で最も多いのが「第 1 種住居地域」の 27.7%、次いで「第 1 種中高層住居専用地域」の 18.1%、続いて「工業地域」及び「工業専用地域」がそれぞれ 12.9%となっています。

また、土地利用状況を見ると、全体の 42.7%が森林で占められており、宅地は 12.6%となっています。

表 1-2-8 都市計画用途地域別面積

区分		面積(ha)	構成比	市街化区域内 構成比
市街化区域	第1種低層住居専用地域	39	0.7%	6.4%
	第2種低層住居専用地域	-	-	-
	第1種中高層住居専用地域	111	2.0%	18.1%
	第2種中高層住居専用地域	-	-	-
	第1種住居地域	170	3.0%	27.7%
	第2種住居地域	37	0.7%	6.0%
	準住居地域	1	0.0%	0.2%
	近隣商業地域	39	0.7%	6.4%
	商業地域	29	0.5%	4.7%
	準工業地域	29	0.5%	4.7%
	工業地域	79	1.4%	12.9%
	工業専用地域	79	1.4%	12.9%
計		613	10.8%	100.0%
市街化調整区域		5,059	89.2%	-
合計		5,672	100.0%	-

【出典】幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」



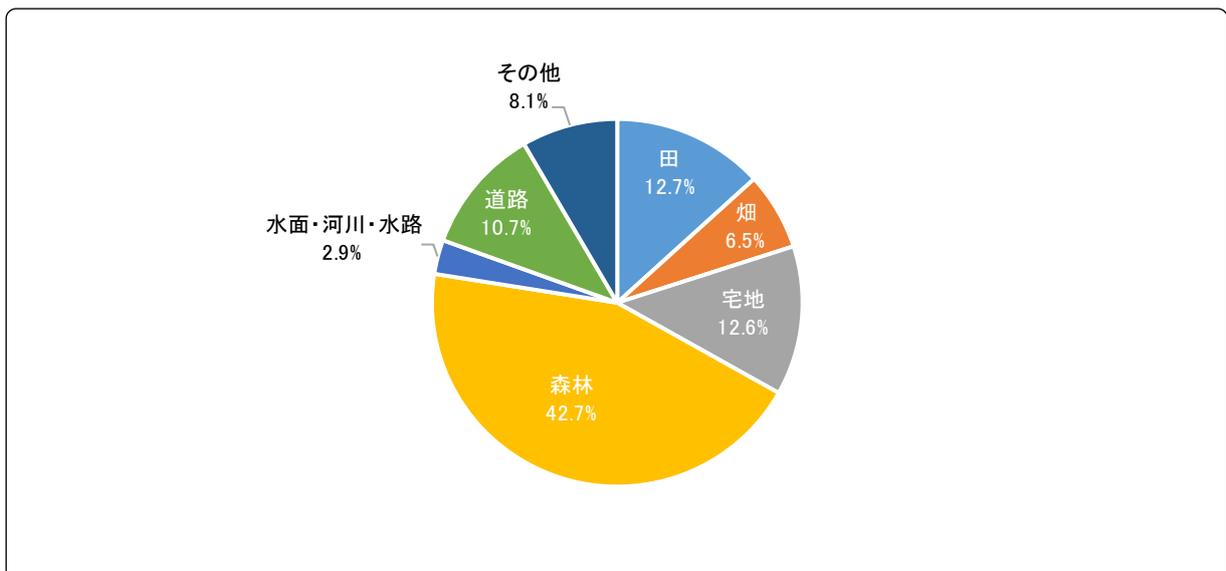
【出典】幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」

図 1-2-12 市街化区域の都市計画用途地域別面積比

表 1-2-9 土地利用状況

区分	総数	農地		宅地	森林	水面・河川・水路	道路	その他	
		田	畑						
面積(ha)	5,672	1,093	722	371	717	2,421	164	605	675
構成比(%)	100.0	19.3	12.7	6.5	12.6	42.7	2.9	10.7	11.9

【出典】愛知県「土地に関する統計年報(2021年版)」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)



【出典】愛知県「土地に関する統計年報(2021年版)」(幸田町「こうたの統計(2022年版(令和4年版))」参照)

図 1-2-13 土地利用状況

第2部 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況

1.1. ごみ処理の沿革

本町の主なごみ処理事業の沿革を表 2-1-1に示します。

表 2-1-1 主なごみ処理事業の沿革

年	月	内 容
昭和 48 年 (1973 年)	5 月	指定袋製の導入(ポリ袋 サイズ 60 cm×40 cm 10 円/枚)
昭和 51 年 (1976 年)	4 月	一般廃棄物処理手数料改定(10 円→15 円)
昭和 54 年 (1979 年)	10 月	一般廃棄物処理手数料改定(大:15 円、小:12 円)
昭和 59 年 (1984 年)	9 月	使用済み乾電池回収開始
平成 3 年 (1991 年)	4 月	生ごみ処理容器等設置補助制度開始 空き缶 6 拠点で回収開始(平成 25 年(2013 年)3 月終了) 紙パック 3 拠点で回収開始
	6 月	資源回収報奨制度開始
平成 5 年 (1993 年)	8 月	白色トレイ・発泡スチロール減容化事業開始(平成 26 年(2014 年)3 月 31 日終了)
	9 月	空きびん5色分別11拠点で回収開始
平成 6 年 (1994 年)	10 月	EMIぼかし普及(平成 8 年(1996 年)3 月終了)
平成 7 年 (1995 年)	12 月	分別収集開始(地区別に順次開始し、平成 10 年(1998 年)5 月に全町へ拡大) 8品目:①生きびん、②その他のびん、③アルミ缶、④スチール缶・金属類、⑤スプレー缶、⑥陶磁器・ガラス、⑦乾電池、⑧ペットボトル
平成 9 年 (1997 年)	7 月	一般廃棄物処理手数料の改定 (指定ごみ袋大(45L)15 円→20 円、小(30L)12 円→17 円)
平成 10 年 (1998 年)	10 月	公共施設古紙回収開始
平成 12 年 (2000 年)	1 月	粗大ごみ拠点回収開始
	2 月	生ごみたい肥化処理実験開始(平成13年(2001年)3月31日終了)
	4 月	分別収集 8 品目から 10 品目へ(白色トレイ、蛍光管の追加)
平成 13 年 (2001 年)	4 月	生ごみたい肥化事業開始(里・逆川継続実施) 公共施設生ごみたい肥化事業開始

年	月	内 容
平成 13 年 (2001 年)	9 月	プラスチック製容器包装の分別収集をモデル地区(岩堀・横落)で開始
平成 14 年 (2002 年)	4 月	資源拠点回収開始 分別収集10品目から11品目へ(その他アルミを追加)
	7 月	分別収集 11 品目から 12 品目へ(プラスチック製容器包装の分別収集を全町へ拡大)
平成 16 年 (2004 年)	4 月	分別収集 12 品目から 14 品目へ(プラスチック製品、ミックスペーパーの追加)
平成 17 年 (2005 年)	4 月	一般廃棄物処理手数料の改定 (指定ごみ袋大(45L)20 円→45 円、小(30L)17 円→30 円)
平成 18 年 (2006 年)	4 月	分別収集 14 品目から 15 品目へ (アルミ缶、スチール缶・金属類、埋立ごみ(陶磁器・ガラスなど)を廃止、 飲食用缶、その他金属、埋立ごみ(陶磁器・ガラスのみ)、その他不燃ごみを追加)
平成 19 年 (2007 年)	4 月	幸田町一般廃棄物最終処分場 陶磁器・ガラス埋立開始(埋立期間:令和 19 年 (2037 年)3 月 31 日まで) 平日資源等拠点回収開始(紙類のみ)
平成 20 年 (2008 年)	4 月	一般廃棄物処理手数料の改定(指定ごみ袋特小(20L)20 円)
平成 21 年 (2009 年)	4 月	公共施設使用済み食用油回収開始 平日資源等拠点回収品目に分別収集及び資源回収品目(古着類を除く)を追加
	7 月	バイオディーゼル燃料車(BDF車)の導入(平成 25 年(2013 年)3 月廃車)
平成 24 年 (2012 年)	4 月	資源回収の報奨金対象品目にスチール缶を追加 資源拠点回収で小型家電の回収を開始
平成25年 (2013年)	4 月	平日資源等拠点回収で古着の回収を開始 資源拠点回収でスチール缶の回収を開始
	8 月	町内スーパー5店舗で使用済み食用油回収開始
平成26年 (2014年)	4 月	分別収集15品目から13品目へ(プラスチック製品、白色トレイ・発泡スチロールを廃止)
平成27年 (2015年)	9 月	新規町内スーパー1店舗が使用済み食用油回収開始。平成27年(2015年)5月閉店の ため全5店舗
平成28年 (2016年)	3 月	新規町内スーパー1店舗が使用済み食用油回収開始。平成29年(2017年)3月閉店の ため全5店舗
平成29年 (2017年)	3 月	幸田町災害廃棄物処理計画策定
平成30年 (2018年)	2 月	幸田町一般廃棄物最終処分場埋立期間延長(埋立期間:令和19年(2037年)3月31 日まで)
	4 月	分別収集における出し方の変更(ペットボトルのラベルを剥がす)

年	月	内 容
令和2年 (2020年)	1月	一般廃棄物処理手数料の改定 (指定ごみ袋大(45L)45円→15円、小(30L)30円→10円、特小(20L)20円→5円)
	4月	分別収集における出し方の変更(スプレー缶の穴あけを不要とした。) 大人の手首より太い剪定枝を粗大ごみとして回収開始
	7月	ごみ出しマナー向上カメラ1台の購入(各区への貸出開始)
	11月	岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画策定
令和3年 (2021年)	6月	ごみ出しマナー向上カメラ3台の購入(4台で運用開始)
	通年	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、外出自粛や小中学校が休校となり、家庭から排出されるごみ量が増加
令和5年 (2023年)	4月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)が令和4年4月1日に施行されたことにより、幸田町において「プラスチック使用製品」と「プラスチック製容器包装」の一括回収を開始 乾電池のみの回収から新たに「電池類」としてリチウム電池、ボタン電池、電子タバコなどの回収を開始
	10月	豊田通商㈱、サントリーグループと「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結
令和6年 (2024年)	4月	町で分別収集したペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする取組の開始

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」ほか

1.2. ごみの分別区分

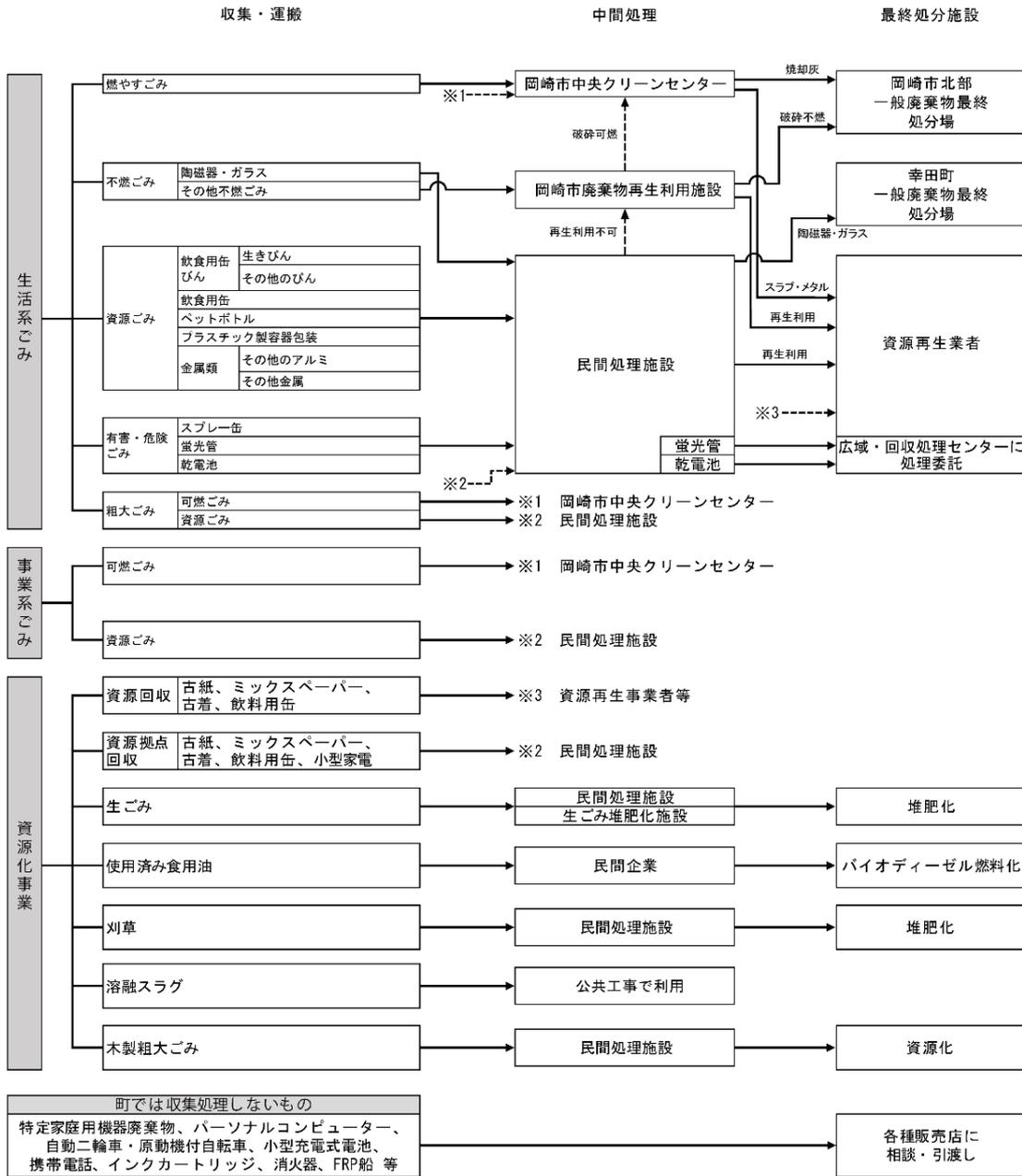
本町のごみの分別区分を表 2-1-2に示します。

表 2-1-2 ごみの分別区分（令和5年度（2023年度）現在）

区分		品目	
生活系ごみ	燃やすごみ	生ごみ、皮革製品、ゴム製品、紙おむつ、テープ、繊維製品、汚れの取れないプラスチック等	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	せともの、植木鉢、化粧品のみん、ガラス食器、割れガラス等
		その他不燃ごみ	おもちゃ、電球、ライター等の複合素材(金属を含むもの)
	資源ごみ	生きびん	一升びん・ビールびん
		その他のびん	生きびん以外の飲料用・食品用のびん
		飲食用缶	飲料・食品用のアルミ・スチール缶(ジュース、酒、菓子、のり、お茶、粉ミルク、缶詰等の缶)
		ペットボトル	飲料・酒・しょう油・みりん・めんつゆ等のペットボトル
		プラスチック類	トレイ、発泡スチロール、プラスチック製のボトル・ふた・カップ・パック・洗剤・シャンプーボトル等、密閉容器(タッパー)、CD・DVD(ケース含む)、カセットテープ、ビデオテープ等
		ミックスペーパー	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外でリサイクル可能な紙
		その他のアルミ	アルミ製のふた・フライパン・鍋・やかん・ドリンクのキャップ、アルミホイール等
		その他金属	アルミ以外の金属類、傘(布をはがしたもの)、飲食用以外の缶等
		古紙	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック
		古着	古着、シーツ、タオル、下着類
		小型家電	主にコードが付いた家電製品
		使用済み食用油	使用済み食用油
		生ごみ	里区(深溝曲松)で発生する生ごみ
	有害・危険ごみ	スプレー缶	殺虫剤・塗料・シェービング・化粧品等のスプレー缶、コンロのカセットボンベ等
		蛍光管	蛍光管(丸型・直型)、蛍光ボール、水銀体温計
		電池類	乾電池、ボタン電池、リチウム電池、電子たばこ、電動歯ブラシ
粗大ごみ		【家具・寝具類】 衣装ケース、いす、鏡台、かさ立て、カーテン、カラーボックス、カーペット、こたつ、座いす、サイドボード、食器棚、じゅうたん、ソファ、たんす、たたみ、机、テーブル、テレビ台、パソコンラック、布団、ベッド、本棚、マットレス、毛布等	
		【家電製品】 エレクトーン、加湿器、換気扇、ガスコンロ、照明器具、食器乾燥機、炊飯器、ステレオ、ストーブ、扇風機、掃除機、電子ピアノ、ファンヒーター、ホットプレート、ホットカーペット、マッサージ機、ミシン等 【その他】 楽器類、脚立、健康器具、米びつ、ゴルフ用品、三輪車、自転車、水槽、スキー用品、スノーボード、チャイルドシート、釣竿、ベビーカー、ポリタンク、物干し竿等	
事業系ごみ	可燃ごみ	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物	
	資源ごみ		

1.3. ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローを図 2-1-1に示します。



幸田町「令和5年度幸田町一般廃棄物処理実施計画」をもとに作成

図 2-1-1 ごみ処理フロー (令和5年度 (2023年度))

1.4. ごみ処理体制

(1) ごみの排出抑制・資源化

本町のごみの排出抑制・資源化の取組を表 2-1-3に示します。

表 2-1-3 ごみの排出抑制・資源化の取組

No.	取組	概要
1	ごみ処理有料化の実施	燃やすごみを条例に基づき手数料として有料の指定袋で収集することにより、燃やすごみの排出抑制や資源ごみとしての再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化と併せて住民の減量意識への高揚を図る。
2	生ごみ堆肥化処理に対する支援	残飯類を家庭で堆肥化する容器(コンポスト)購入に対し、1基当たり購入金額の2分の1(1世帯当たり2基まで、1基上限6,000円)を助成する。
		電気式生ごみ処理機購入に対し、1基当たり購入金額の2分の1(1世帯当たり1基まで、上限50,000円)を助成する。
		1日当たり50キログラム以上の生ごみの減量及び堆肥化をすることができる施設を有する団体に対し、予算の範囲内で20万円を上限に人件費を除いた経費を助成する。
3	住民団体による集団資源回収への支援	PTA、子ども会、保護者父母の会などの町に登録した住民団体が古紙、古着、アルミ缶、スチール缶を岡崎資源回収協同組合へ引き渡した場合、売却代金とは別に報奨金を交付する。
4	事業系古紙の搬入規制	岡崎市と共同で事業系一般廃棄物の搬入検査による排出事業所立入指導の実施。また、廃プラスチック、古紙類は資源循環を推進するため、リサイクルするよう指導する。
5	使用済み食用油の店頭回収	町内の大型小売店舗5店舗に使用済み食用油回収用ボックスを設置させていただいており、町内の各家庭から出る使用済み食用油をペットボトルへ入れてこのボックスで回収することにより、燃やすごみの減量化を図る。
6	組成分析をもとにした資源ごみの回収	燃やすごみ袋の値下げにより、増加した燃やすごみ量及び燃やすごみに含まれた資源ごみについて、組成分析をすることで回収し、分析結果を広報により見える化、周知することで、住民の減量化及び資源化への意識の高揚を図る。
7	環境学習会の開催	小学4年生を対象に、町が処理するごみの現状や課題について学習してもらい、資源循環の啓発を図る。
8	分別ステーション巡回指導の実施	町内120か所(令和5年3月31日現在)の分別ステーションを対象として、分別収集日に町職員が巡回し、立当番及び排出者に対して、分別の確認、周知及び意識の高揚を図る。
9	木製粗大ごみの資源化	粗大ごみとして排出される木製粗大ごみ、剪定枝の資源化により燃やすごみの減量化を推進する。
10	ペットボトルの水平リサイクル推進	分別収集された清潔なペットボトルを先進的な技術に基づく「質」の高いリサイクルにより、ペットボトルという資源を繰り返し利用することで環境負荷の低減を図る。
11	食品ロス削減の推進	食品ロス、燃やすごみの削減を目的としてフードドライブを実施することで、未利用食品が有効活用されるよう推進する。
12	プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物の一括回収	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)が令和4年4月1日に施行されたことにより、これまで燃やすごみに含めていたプラスチック使用製品廃棄物を、プラスチック製容器包装と一括回収することで、資源循環を推進する。

(2) 収集・運搬

本町のごみの収集・運搬体制を表 2-1-4に示します。

収集方法は、主にごみステーション、戸別収集、資源拠点回収、資源回収に大別されます。また、生活系ごみ及び事業系ごみのうち公共施設から発生するごみの収集・運搬は委託業者によって行われ、事業系ごみのうち一般事業所から発生するごみの収集・運搬は許可業者によって行われています。なお、本町では収集・処理していないものを表 2-1-5に示します。

表 2-1-4 ごみの収集・運搬体制（令和5年（2023年）現在）

区分		燃やすごみステーション	平日資源等拠点回収	分別ステーション	資源拠点回収	資源回収	戸別収集	その他	収集・運搬主体	
		週2回	平日	週1回	月1回	—	随時			
生活系ごみ	燃やすごみ	○							委託業者	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス		○	○					委託業者
		その他不燃ごみ		○	○					
	資源ごみ	生きびん		○	○					委託業者
		その他のびん		○	○					
		飲食用缶		○	○	○	○			
		ペットボトル		○	○					
		プラスチック類		○	○					
		ミックスペーパー		○	○	○	○			
		その他のアルミ		○	○					
		その他金属		○	○					
		古紙		○		○	○			
		古着		○		○	○			
	小型家電		○	○	○			粗大ごみ		
	使用済み食用油							○店頭回収	—	
生ごみ		—					○里区（深溝曲松）	—		
有害・危険ごみ	スプレー缶		○	○					委託業者	
	蛍光管		○	○						
	電池類		○	○						
	粗大ごみ						○業者に予約	○直接搬入	委託業者（直接搬入：町民）	
事業系ごみ	可燃ごみ						○		一般事業所：許可業者 公共施設：委託業者	
	資源ごみ						○			

【出典】幸田町「幸田町ゴミの出し方・分け方」
幸田町「令和5年度幸田町一般廃棄物処理実施計画（令和5年4月）」（収集・運搬体制）

表 2-1-5 町では収集・処理していないもの

区分	品目
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵後・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パーソナル・コンピュータ	デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パソコン、CRTディスプレイ、CRTディスプレイ一体型パソコン
自動二輪車・原動機付自転車	－
スマートフォン(携帯電話)	－
インクカートリッジ	－
消火器	－
FRP船	モーターボート、ヨット等
感染性のある物	注射針等
有害性のある物	自動車用バッテリー、農薬等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン、灯油、廃油、塗料等
処理困難物	タイヤ、ピアノ、耐火金庫等
事業活動に伴って排出されたごみ(事業系一般廃棄物)	事業活動に伴って生じた廃棄物の内、産業廃棄物以外の廃棄物
事業活動に伴って排出されたごみ(産業廃棄物)	事業活動に伴って生じた廃棄物の内、法律で定められた20種類の廃棄物

出典:幸田町「令和5年度幸田町一般廃棄物処理実施計画(令和5年4月)」(収集・運搬体制)

(3) 中間処理

本町のごみの種類別中間処理体制を表 2-1-6に、中間処理施設の概要を表 2-1-7に示します。

中間処理は、生活系ごみのうちの「燃やすごみ」と「粗大ごみ（燃やすごみ）」、及び、事業系ごみのうちの「可燃ごみ」は、岡崎市中央クリーンセンターで焼却・溶融処理し、「不燃ごみ（陶磁器・ガラスを除く）」と「分別収集ごみ（不燃ごみ）」は岡崎市廃棄物再生利用施設にて破碎・選別処理しています。また、「資源ごみ（粗大ごみ、事業系ごみを含む）」、「有害・危険ごみ」は民間処理施設により資源化を行っています。

表 2-1-6 ごみの種類別中間処理体制

区分		中間処理		
		中間処理施設	中間処理方法	
生活系 ごみ	燃やすごみ	岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	民間処理施設	破碎・選別処理
		その他不燃ごみ	岡崎市廃棄物再生利用施設	
	資源ごみ	生きびん	民間処理施設	資源化
		その他のびん		
		飲食用缶		
		ペットボトル		
		プラスチック類		
		ミックスパーパー		
		その他のアルミ		
その他金属				
古紙	民間企業	資源化		
古着				
小型家電	民間処理施設	資源化		
使用済み食用油				
有害・危険ごみ				
有害・危険ごみ	スプレー缶	民間処理施設	資源化	
	蛍光管			
	電池類			
粗大ごみ	燃やすごみ	岡崎市中央クリーンセンター	燃やすごみ： 焼却・溶融処理	
	資源ごみ			民間処理施設
事業系 ごみ	可燃ごみ	岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理	
	資源ごみ	民間処理施設	資源化	

表 2-1-7 中間処理施設の概要

項目	内容
施設名称	岡崎市中央クリーンセンター
設置主体	岡崎市
所在地	岡崎市板田町宇西流石2番地1
敷地面積	77,831㎡
竣工年月	平成23年(2011年)6月
処理対象	燃やすごみ
炉型式等	シャフト炉式ガス化溶融施設(コークスベット式)
処理能力	380t/24h
灰処理	溶融飛灰:薬剤処理
余熱利用	蒸気タービン発電(10,500kW)
備考	岡崎市中央クリーンセンター(平成元年竣工)と岡崎市八帖クリーンセンター2号炉(昭和48年竣工)を統合し、新たな施設として稼働

項目	内容
施設名称	岡崎市廃棄物再生利用施設
設置主体	岡崎市
所在地	岡崎市高隆寺町宇阿世保5番地
敷地面積	78,252㎡
竣工年月	平成7年(1995年)9月
処理対象	不燃ごみ(ガラス・陶磁器を除く)
処理方式	破碎・選別処理
処理能力	70t/日
備考	空き缶の選別圧縮処理施設も稼働中(幸田町においては、不燃ごみの処理)

(4) 最終処分

本町の最終処分施設の概要を表 2-1-8に示します。

最終処分は、家庭から排出される「陶磁器・ガラス」については幸田町一般廃棄物最終処分場へ搬入し埋立処理を行っています。

一方、「その他不燃ごみ」の処理については岡崎市に委託しており、岡崎市廃棄物再生利用施設で中間処理後、可燃ごみ（岡崎市中央クリーンセンターで溶融処理）の処理残渣（溶融飛灰）とともに岡崎市北部一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処理しています。

表 2-1-8 最終処分施設の概要

項目	内容
施設名称	幸田町一般廃棄物最終処分場
設置主体	幸田町
所在地	額田郡幸田町大字六栗字大木1番地1
敷地面積	13,141㎡
稼働開始年月	平成19年(2007年)4月
処理対象	不燃残渣(陶磁器・ガラス)
処理方式	破碎・選別処理
形式	管理型最終処分場
処理能力	埋立面積:2,300㎡ 埋立容量:4,000㎡
浸出水処理	処理水量:15㎡/日 処理方式:生物処理方式(接触曝気式)+凝集膜分離方式+活性炭吸着処理方式+消毒滅菌処理方式

項目	内容
施設名称	岡崎市北部一般廃棄物最終処分場
設置主体	岡崎市
所在地	岡崎市東阿知和町字大入1番地36
竣工年月	平成16年(2004年)3月
処理対象	焼却灰、溶融飛灰、選別後不燃物
埋立工法	サンドイッチ工法
処理能力	埋立面積:48,190㎡ 埋立容量:399,100㎡
浸出水処理	処理能力:110㎡/日 処理方式:カルシウム除去処理、生物処理、凝集沈殿処理、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、キレート吸着処理、消毒処理

1.5. ごみ処理の実績

(1) ごみの種類別発生量

本町のごみの種類別発生量及び総排出量の推移を表 2-1-9及び図 2-1-2に示します。

各年におけるごみの総排出量は 10,000t程度で推移しています。また、このうち生活系ごみは約8,300t～8,500tで推移しており、事業系ごみは約1,800t～1,900tで推移しています。

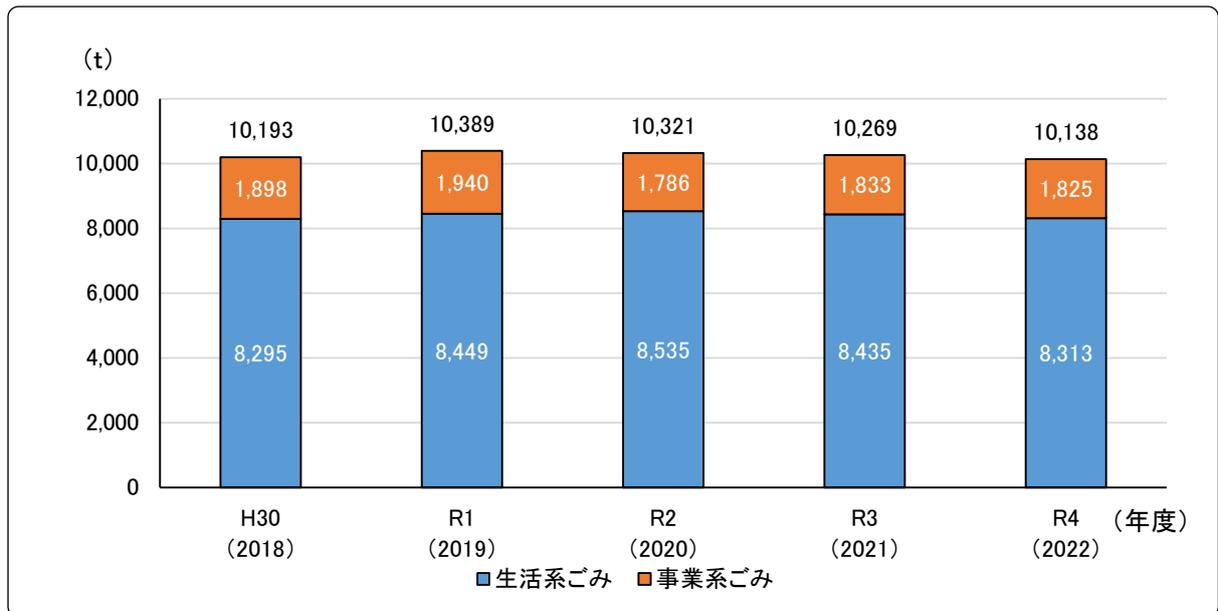
表 2-1-9 ごみの種類別発生量及び総排出量の推移

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
生活系	燃やすごみ	5,665	5,875	6,217	6,191	6,174
	分別収集					
	①生きびん	9	8	8	8	7
	②その他のびん	223	217	218	211	203
	③飲食用缶	47	49	55	54	52
	④ペットボトル	99	101	105	105	107
	⑤プラスチック製 容器包装	231	235	240	243	240
	⑥その他アルミ	4	5	6	6	5
	⑦その他金属	67	64	65	65	57
	⑧ミックス ^パ - ^パ -	250	247	237	231	230
	⑨乾電池	11	11	12	11	11
	⑩蛍光管	3	3	3	3	2
	⑪スプレー缶	4	4	10	9	9
	⑫陶磁器・ガラス	72	68	82	75	69
	⑬その他不燃ごみ	39	46	56	35	35
	分別収集計	1,058	1,058	1,097	1,057	1,027
	粗大ごみ					
	可燃ごみ	294	302	291	270	224
	不燃ごみ	35	25	13	10	0
	資源ごみ	142	152	264	320	305
	粗大ごみ計	471	479	568	599	529
	平日資源等 拠点回収					
	その他のびん	1	1	2	2	2
	飲食用缶	0	1	1	1	0
	ペットボトル	0	0	0	0	0
	プラスチック製 容器包装	0	0	1	1	1
	その他アルミ	0	0	0	0	0
その他金属	1	1	1	1	1	
乾電池	0	0	0	0	0	
蛍光管	0	0	0	0	0	
スプレー缶	0	0	0	0	0	
陶磁器・ガラス	1	2	3	3	3	
その他不燃ごみ	0	0	2	1	1	
古紙	7	6	11	11	11	
古着	1	3	6	7	6	
平日資源等 拠点回収計	13	15	26	27	25	

区分			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	
生活系	資源拠点 回収	古紙	30	30	71	65	47	
		古着	13	16	32	29	25	
		アルミ缶	0	0	0	0	0	
		スチール缶	0	0	0	0	0	
		小型家電	12	13	19	21	20	
		資源拠点回収計	56	59	122	115	93	
	集団回収	新聞	528	484	224	206	220	
		雑誌	222	199	112	93	89	
		段ボール	171	167	98	79	81	
		紙パック	11	11	7	6	6	
		古紙計	933	861	441	384	396	
		古着	77	81	53	52	52	
		アルミ缶	8	8	5	5	5	
		スチール缶	1	1	1	1	1	
	集団回収計	1,019	951	500	441	454		
	里区 生ごみ	生ごみ	4	3	3	3	2	
	直接搬入	可燃ごみ	0	0	1	1	0	
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	
		直接搬入計	0	0	1	1	0	
	クリーン 運動	燃やすごみ	7	7	0	0	7	
		その他不燃ごみ	0	1	0	0	1	
		資源ごみ	1	1	0	0	1	
		クリーン運動計	9	8	0	0	8	
クリーン パトロール	びん・缶・ペットボ トル・蛍光管	0	0	0	0	0		
生活系ごみ総排出量			8,295	8,449	8,535	8,435	8,313	
事業系	許可 (一般事 業所)	可燃ごみ	1,717	1,771	1,633	1,679	1,672	
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	
		資源ごみ	21	3	8	10	12	
		許可(一般事業所)計	1,738	1,775	1,641	1,689	1,685	
	委託(公 共施設)	可燃ごみ	78	81	71	71	71	
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	
		生ごみ	9	9	8	8	8	
		古紙	55	58	47	44	44	
		廃食用油	11	11	12	13	12	
		その他ごみ(びん・缶 等)	8	7	7	7	6	
		委託(公共施設)計	160	166	145	144	141	
	事業系ごみ総排出量			1,898	1,940	1,786	1,833	1,825
	ごみ総排出量			10,193	10,389	10,321	10,269	10,138

注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」



注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」

図 2-1-2 ごみの総排出量の推移

(2) 一人一日あたりのごみ排出量

本町の一人一日あたりのごみ排出量の推移を表 2-1-10 及び図 2-1-3 に示し、令和 3 年度(2021 年度)における県内市町村の一人一日あたりのごみ排出量を表 2-1-11 に示します。

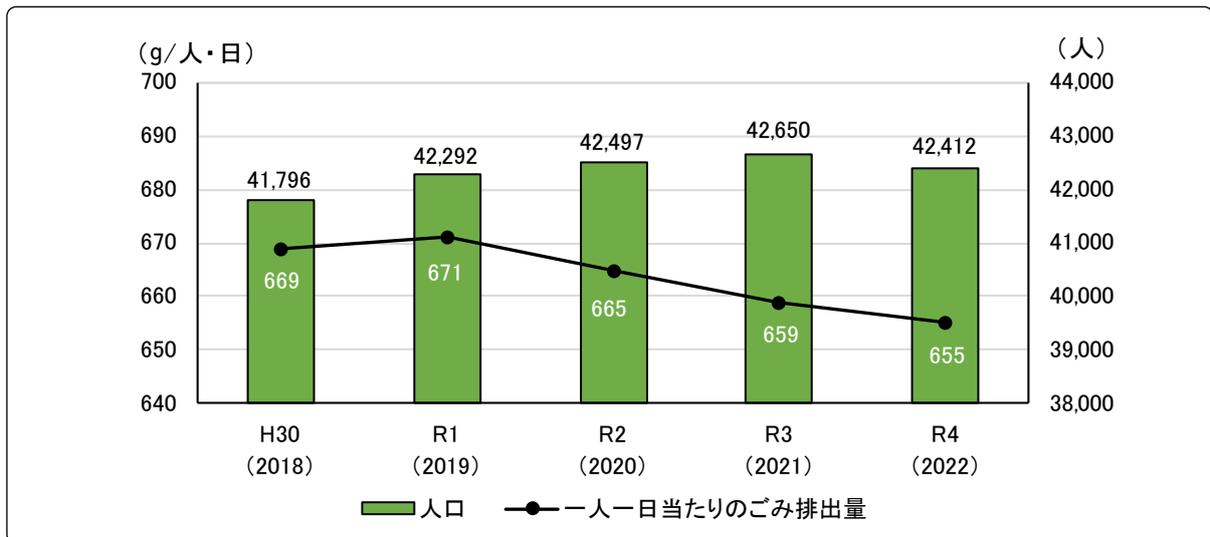
一人一日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。また、県内では 2 番目に排出量が少なくなっています。

表 2-1-10 一人一日あたりのごみ排出量及び人口の推移

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ごみ総排出量	t	10,193	10,389	10,321	10,269	10,138
人口	人	41,796	42,292	42,497	42,650	42,412
一人一日あたりのごみ排出量	g/人・日	669	671	665	659	655

注)一人一日あたりのごみ排出量は下記統計資料上の記載値。

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」



注)一人一日あたりのごみ排出量は下記統計資料上の記載値。

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」

図 2-1-3 一人一日あたりのごみ排出量及び人口の推移

表 2-1-11 県内市町村の一人一日当たりのごみ排出量（令和3年度（2021年度））

単位:g/人・日

1,000g/ 人・日 以上	飛島村	1,975		
	南知多町	1,361		
	豊山町	1,117		
	蒲郡市	1,109		
	美浜町	1,085		
	田原市	1,066		
	西尾市	1,029		
	常滑市	1,028		
	武豊町	1,012		
800g/ 人・日以上 1,000g/ 人・日 未満	碧南市	991	尾張旭市	833
	大口町	966	瀬戸市	832
	豊川市	959	北名古屋市	832
	刈谷市	959	東郷町	832
	豊田市	953	東海市	830
	岡崎市	925	設楽町	823
	新城市	923	長久手市	815
	半田市	918		
	豊橋市	908		
	安城市	903		
	小牧市	887		
	名古屋市	886		
	弥富市	881		
	みよし市	870		
	知立市	860		
	高浜市	846		
	大府市	843		
	一宮市	842		
	豊根村	839		
	800g/ 人・日未満	日進市	792	知多市
春日井市		791	阿久比町	727
東浦町		790	清須市	716
犬山市		789	あま市	715
稲沢市		772	江南市	706
蟹江町		771	大治町	683
愛西市		756	扶桑町	675
豊明市		754	幸田町	659
津島市		750	岩倉市	626
東栄町		746		
県平均 877g/人・日				

注)一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)の集計では、一般事業系資源ごみを集計対象としていないことと、数値は四捨五入をしていることにより、表 2-1-10と表 2-1-11で提示されている一人一日当たりのごみの排出量に差異が生じています。

【出典】環境省「令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果(愛知県)」

(3) 収集・運搬

本町の収集区分別の収集・運搬量の推移を表 2-1-12及び図 2-1-4に示します。

生活系の収集区分で最も多いのはごみステーションでの収集であり、令和4年度（2022年度）実績で約7,200 t となっています。

表 2-1-12 収集区分別の収集・運搬量の推移

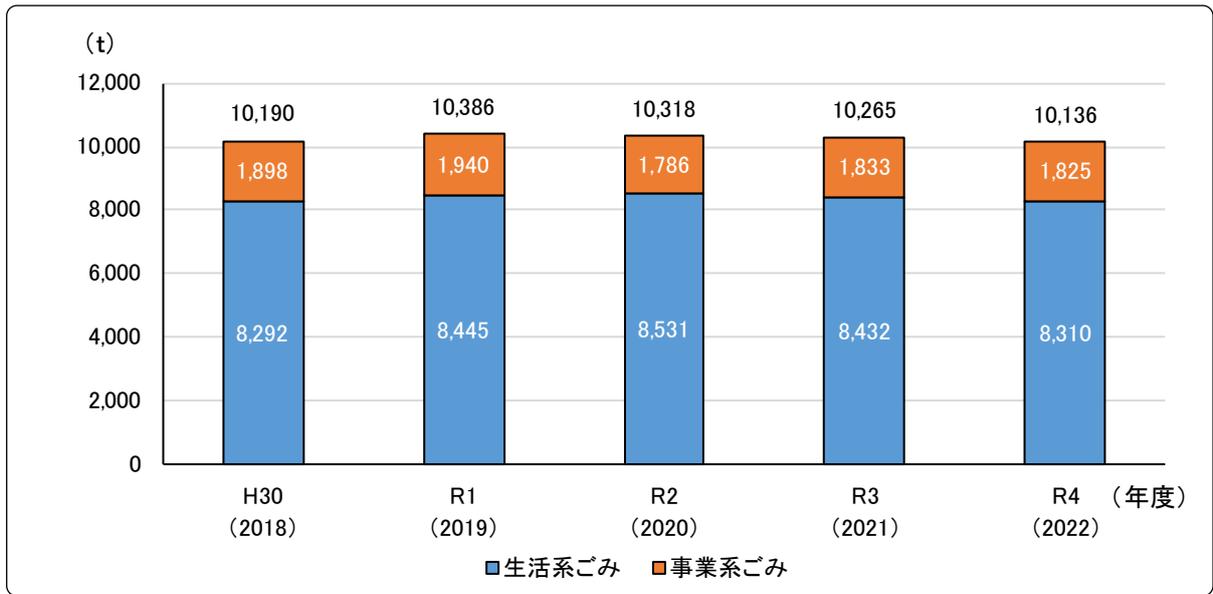
単位:t

区分	収集区分	ごみの分別区分・品目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
生活系	ごみステーション	燃やすごみ	5,665	5,875	6,217	6,191	6,174
		不燃ごみ	111	114	138	111	104
		資源ごみ	930	927	934	923	901
		その他ごみ	17	17	25	23	22
		計	6,723	6,933	7,314	7,248	7,201
	粗大ごみ	燃やすごみ	294	302	291	270	224
		不燃ごみ	35	25	13	10	0
		資源ごみ	142	152	264	320	305
		計	471	479	568	599	529
	平日拠点回収	不燃ごみ	2	2	4	4	4
		資源ごみ	11	13	22	23	21
		その他ごみ	0	0	0	0	0
		計	13	15	26	27	25
	資源拠点回収		56	59	122	115	93
	集団回収		1,019	951	500	441	454
	直接搬入		0	0	1	1	0
	クリーン運動	燃やすごみ	7	7	0	0	7
		不燃ごみ	0	1	0	0	1
		資源ごみ	1	1	0	0	1
計		9	8	0	0	8	
クリーンパトロール		0	0	0	0	0	
計		8,292	8,445	8,531	8,432	8,310	
事業系	許可(一般事業所)		1,738	1,775	1,641	1,689	1,685
	委託(公共施設)		160	166	145	144	141
	計		1,898	1,940	1,786	1,833	1,825
合計		10,190	10,386	10,318	10,265	10,136	

注1)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

注2)「里区生ごみ」は除いています。

【出典】環境課資料



注1) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

注2) 「里区生ごみ」は除いています。

【出典】環境課資料

図 2-1-4 収集区分別の収集・運搬量の推移

(4) 中間処理

本町の処理方法別の中間処理の推移を表 2-1-13及び図 2-1-5に示します。

中間処理量は、令和4年度（2022年度）実績では10,138tとなっています。

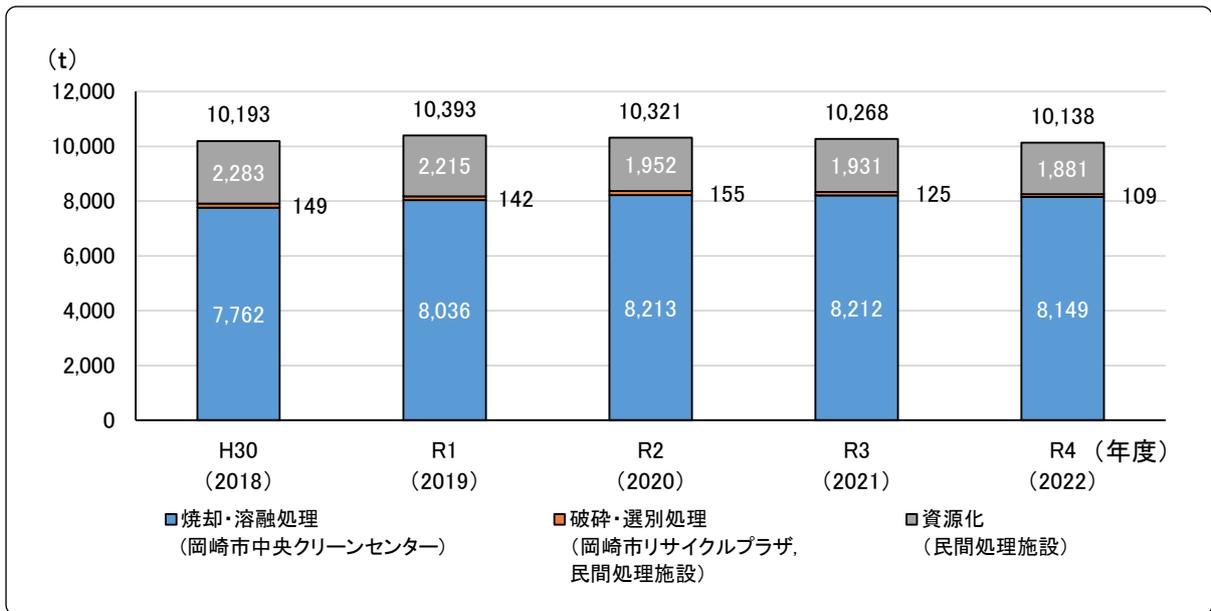
表 2-1-13 処理方法別の中間処理の推移

単位:t

中間処理方法	中間処理施設	区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	
焼却・溶融処理	岡崎市中央クリーンセンター	生活系ごみ	燃やすごみ	5,665	5,875	6,217	6,191	6,174	
			粗大ごみ(可燃)	294	302	291	270	224	
			直接搬入(可燃)	0	0	1	1	0	
			クリーン運動(可燃)	7	7	0	0	7	
		事業系ごみ	一般事業所(可燃)	1,717	1,771	1,633	1,679	1,672	
			公共施設(可燃)	78	81	71	71	71	
		計			7,762	8,036	8,213	8,212	8,149
破碎・選別処理	岡崎市廃棄物再生利用施設	生活系ごみ	その他不燃ごみ(分別収集)	39	46	56	35	35	
			その他不燃ごみ(平日資源等拠点回収)	0	0	2	1	1	
			粗大ごみ(不燃)	35	25	13	10	0	
			直接搬入(不燃)	0	0	0	0	0	
			クリーン運動(不燃)	0	1	0	0	1	
	民間処理施設	生活系ごみ	陶磁器・ガラス(分別収集)	72	68	82	75	69	
			陶磁器・ガラス(平日資源等拠点回収)	1	2	3	3	3	
計			149	142	155	125	109		
資源化	民間処理施設	生活系ごみ	資源ごみ	生きびん	9	8	8	8	7
				その他のびん	224	219	220	213	205
				飲食用缶	57	58	62	60	58
				ペットボトル	99	101	105	106	107
				プラスチック製容器包装	231	236	241	244	241
				ミックスペーパー	250	247	237	231	230
				その他のアルミ	4	5	6	6	5
				その他金属	68	65	66	66	58
				古紙	969	897	522	460	454
				古着	92	100	91	87	84
				小型家電(資源拠点回収)	12	13	19	21	20
				生ごみ(里区(深溝曲松))	4	3	3	3	2
				有害・危険ごみ	スプレー缶	4	8	11	9
		蛍光管	3		3	3	3	2	
		乾電池	11		11	12	11	11	
		粗大ごみ(資源ごみ)			142	152	264	320	305
		クリーン運動(資源)			1	1	0	0	1
		事業系ごみ	一般事業所(資源)		21	3	8	10	12
			公共施設(資源)		82	85	74	73	70
		計			2,283	2,215	1,952	1,931	1,881
合計				10,193	10,393	10,321	10,268	10,138	

注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

【出典】環境課資料



注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

【出典】環境課資料

図 2-1-5 処理方法別の中間処理量の推移

(5) 最終処分

本町の処理対象別の最終処分量の推移を表 2-1-14及び図 2-1-6に示します。

最終処分量は、令和2年度（2020年度）以降はおよそ400 t 付近で推移しています。

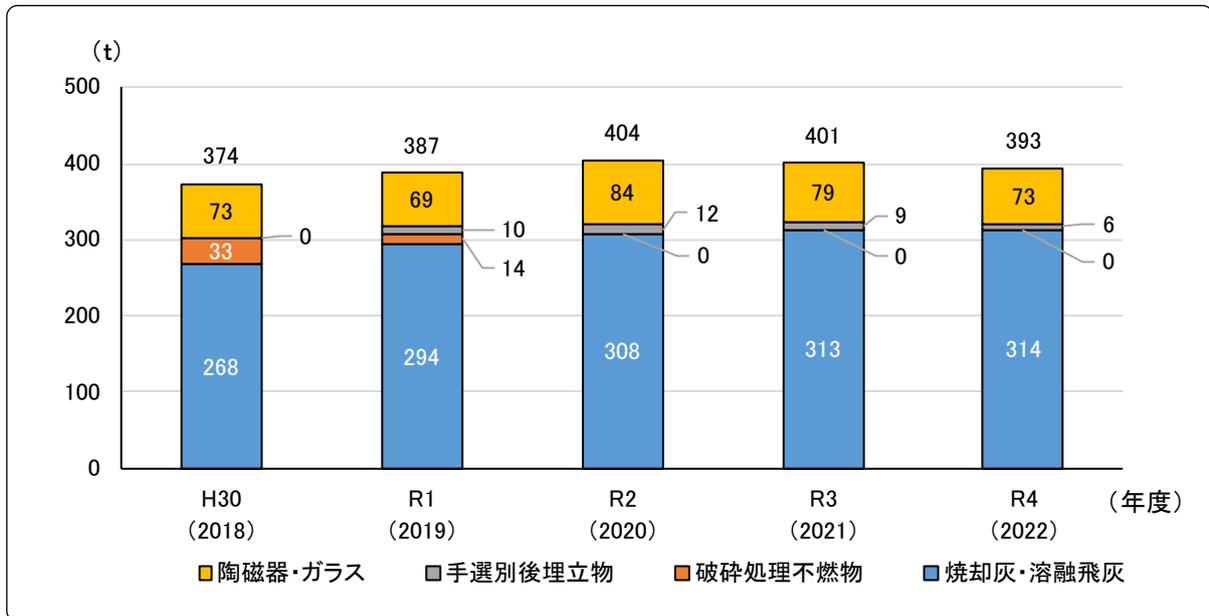
表 2-1-14 処理対象別の最終処分量の推移

単位:t

最終処分施設	処理対象	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
岡崎市北部 一般廃棄物最終処分場	焼却灰・溶融飛灰	268	294	308	313	314
	破碎処理不燃物	33	14	0	0	0
	手選別後埋立物	0	10	12	9	6
	計	301	318	320	322	320
幸田町一般廃棄物 最終処分場	陶磁器・ガラス	73	69	84	79	73
合計		374	387	404	401	393

注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

【出典】環境課資料



注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

【出典】環境課資料

図 2-1-6 処理方法別の最終処分量の推移

(6) 発生抑制

1) 減量化

①資源回収

本町の資源回収の実績値、報奨金交付額と総実施回数の推移を表 2-1-15及び図 2-1-7、図 2-1-8、図 2-1-9に示します。

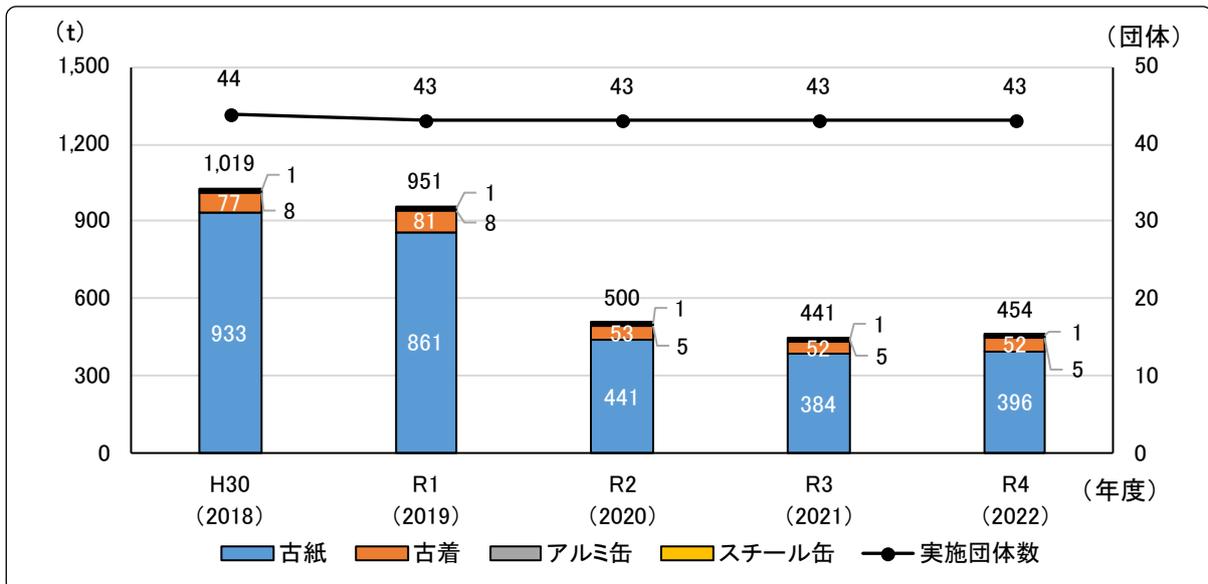
令和2年（2020年）のコロナ禍で回収量、報奨金交付額、実施回数ともに減少しています。

表 2-1-15 資源回収の実績値の推移

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
回収量	古紙	933	861	441	384	396
	古着	77	81	53	52	52
	アルミ缶	8	8	5	5	5
	スチール缶	1	1	1	1	1
	計	1,019	951	500	441	454
実施団体数 他	報奨金交付額	千円 6,556	6,133	3,392	2,988	3,163
	1団体当たり 平均報奨額	145.7	142.6	78.9	69.5	73.6
	総実施回数	143	141	118	125	136
	1団体当たり 平均実施回数	3.2	3.3	2.7	2.9	3.2
	実施団体数	団体 44	43	43	43	43

注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

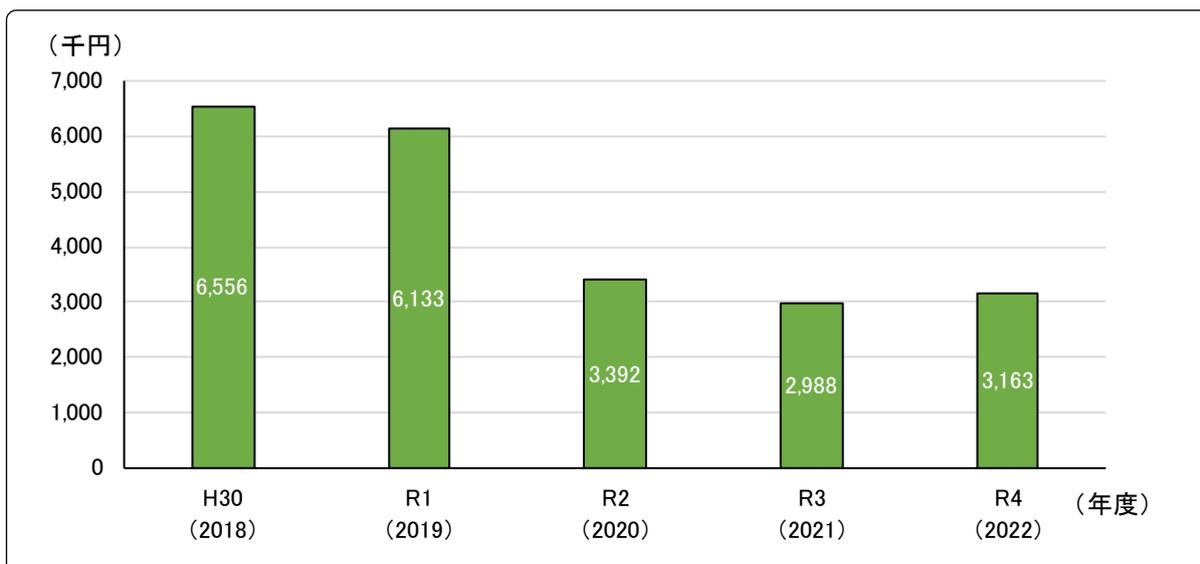
【出典】環境課資料



注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

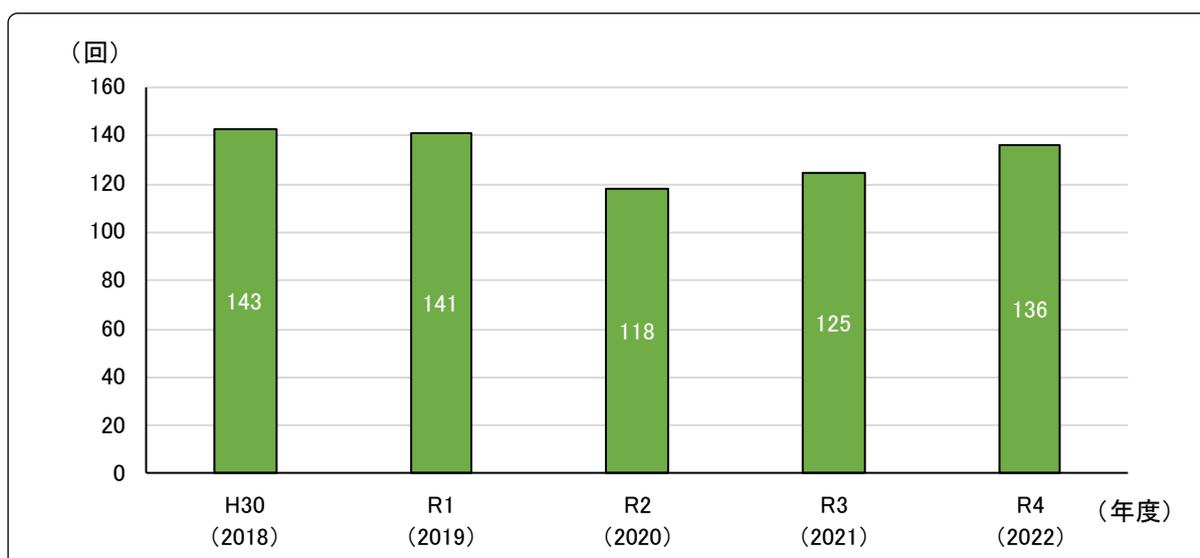
【出典】環境課資料

図 2-1-7 資源回収の実績値の推移



【出典】環境課資料

図 2-1-8 資源回収の報奨金交付額の推移



【出典】環境課資料

図 2-1-9 資源回収総実施回数の推移

②資源拠点回収

本町の資源拠点回収量の推移を表 2-1-16に示します。

資源拠点回収量は減少傾向にあり令和4年度（2022年度）では93tとなっています。

表 2-1-16 資源拠点回収量の推移

区分	単位:t				
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
資源拠点回収	56	59	122	115	93

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」

③生ごみ堆肥化

本町の生ごみ堆肥化の実績値の推移を表 2-1-17に示します。

また、併せて生活系（里区（深溝曲松）、事業系（一般事業所、公共施設）別の処理量の実績を示します。

表 2-1-17 生ごみ堆肥化の実績値の推移

単位:t

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	
処理量	生活系(里区(深溝曲松))	4	3	3	3	2	
	事業系	一般事業所	8	3	8	10	12
		公共施設	9	9	8	8	8
	処理量計		21	15	19	22	22
資源化量(肥料・飼料)		20	14	18	21	21	

注1)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

注2)資源化量は処理量の95%で算定。

【出典】環境課資料

④使用済み食用油の資源化

本町の使用済み食用油の回収量の推移を表 2-1-18に示します。

なお、令和4年度（2022年度）現在では、町内の小売店舗5店舗において店頭回収を実施しています。

表 2-1-18 使用済み食用油の回収量の推移

単位:t

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
使用済み食用油回収量	11	11	12	13	12

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」

2) 再生利用

本町の再生利用の実績値の推移を表 2-1-19及び図 2-1-10に示します。

再生利用量は減少傾向にあり令和4年度実績では2,633tとなっています。また、再生利用量の減少に伴い再生利用率（総資源化量÷ごみ総排出量×100）も減少傾向にあり令和4年度実績では26.0%となっています。

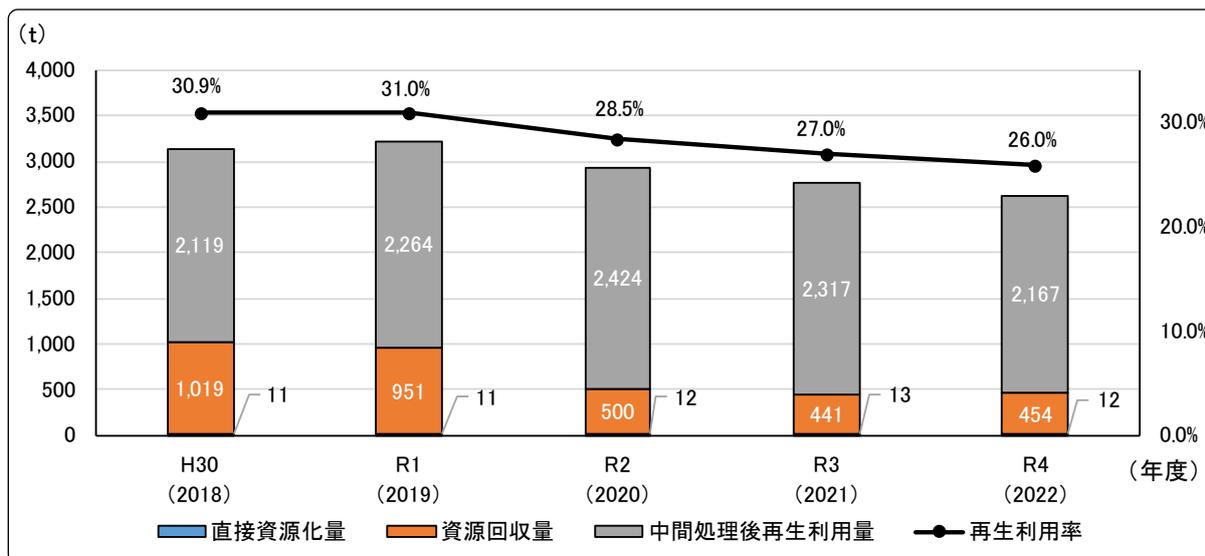
表 2-1-19 再生利用の実績値の推移

単位:t

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
資源回収量	古紙	933	861	441	384	396
	古着	77	81	53	52	52
	アルミ缶	8	8	5	5	5
	スチール缶	1	1	1	1	1
	計	1,019	951	500	441	454
中間処理後 再生利用量	缶類	44	45	51	49	48
	金属類	188	162	180	178	162
	びん類	234	228	229	222	213
	ペットボトル	93	91	103	105	103
	プラスチック製 容器包装	223	233	238	234	228
	乾電池	10	9	14	9	9
	蛍光管	4	4	0	0	4
	肥料・飼料	31	14	17	20	21
	古紙	336	343	367	352	332
	古着	18	23	43	40	35
	小型家電	54	81	95	108	92
	スラグ・メタル	883	1,031	1,088	1,000	921
	計	2,119	2,264	2,424	2,317	2,167
直接 資源化量	使用済み食用油	11	11	12	13	12
再生利用量		3,149	3,226	2,937	2,772	2,633
ごみ総排出量		10,193	10,389	10,321	10,269	10,138
再生利用率		30.9%	31.0%	28.5%	27.0%	26.0%

注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

図 2-1-10 再生利用の実績値の推移

(7) ごみ質

1) 燃やすごみの組成分類(湿ベース)

本町の燃やすごみの組成中分類毎の重量(湿ベース)を表 2-1-20及び図 2-1-11に示します。

重量比を見ると最も多いのが「厨芥類(調理くず)」の29.6%、次いで「その他可燃物」の20.9%、「直接廃棄(手つかず食品)」及び「ミックスペーパー」の8.7%となっています。

なお、燃やすごみの重量比は80.4%となっています。資源ごみであるミックスペーパーやプラスチック製容器包装の混入比率の高さなどが要因となっています。

表 2-1-20 燃やすごみの組成中分類毎の重量(湿ベース)

区分	大分類	中分類	重量		容積	
			重量(g)	重量比(%)	容積(L)	容積比(%)
燃やすごみ	紙類	汚れたミックスペーパー	7,444	3.7	159.0	7.4
	プラスチック類	汚れたプラスチック製容器包装	10,238	5.1	508.9	23.7
	厨芥類	調理くず	59,421	29.6	144.0	6.7
		直接廃棄(手つかず食品)	17,459	8.7	52.8	2.5
		食べ残し	14,392	7.2	31.7	1.5
		その他	0	0.0	0.0	0.0
	その他可燃物	木・竹・草・枯葉類	9,625	4.8	108.1	5.0
		ゴム・皮革類	643	0.3	3.2	0.2
		その他可燃物	41,905	20.9	235.4	11.0
計			161,127	80.4	1243.1	58.0
対象外	紙類	新聞	1,300	0.7	17.8	0.8
		チラシ	1,887	0.9	13.3	0.6
		雑誌類	2,944	1.5	6.7	0.3
		段ボール	795	0.4	12.7	0.6
		紙パック	642	0.3	12.7	0.6
		ミックスペーパー	17,363	8.7	318.1	14.8
	プラスチック類	プラスチック製品	1,744	0.9	19.1	0.9
		ペットボトル	565	0.3	12.7	0.6
		プラスチック製容器包装・白色トレイ・発泡スチロール	10,426	5.2	445.3	20.8
	布類	古着	1,477	0.7	38.2	1.8
	不燃物	びん	103	0.1	0.4	0.0
		缶	0	0.0	0.0	0.0
		金属類	160	0.1	3.7	0.2
		電池類	0	0.0	0.0	0.0
		蛍光管	0	0.0	0.0	0.0
		スプレー缶	0	0.0	0.0	0.0
		陶磁器・ガラス	0	0.0	0.0	0.0
		その他不燃物	0	0.0	0.0	0.0
	事業系ごみ	事業系ごみ	0	0.0	0.0	0.0
	計			39,406	19.7	900.6
合計			200,533	100.0	2143.7	100.0

注)数値は四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

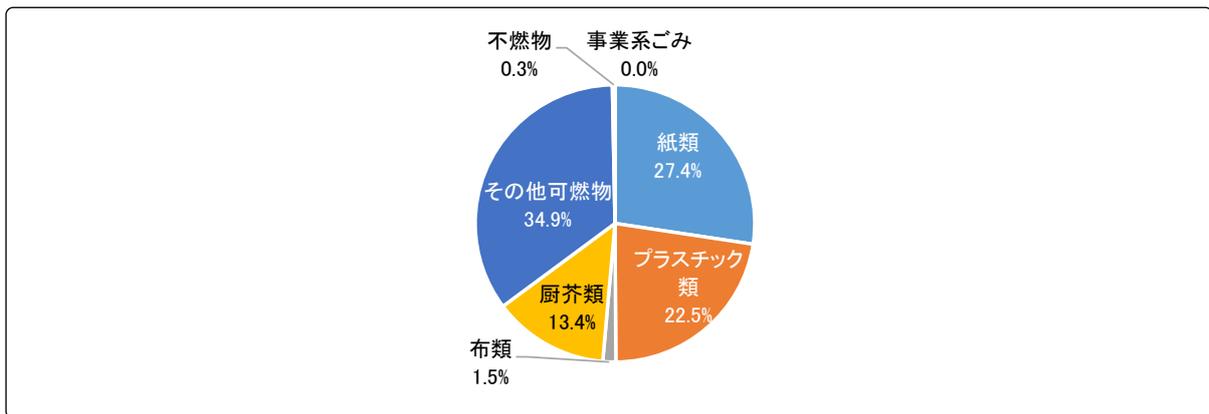
【出典】環境課資料(令和5年7月調査)

2) 燃やすごみの組成分類(乾ベース)

幸田町ごみ処理施設の組成大分類割合（乾ベース（ごみを乾燥させた状態））を図 2-1-12に、近隣市のごみ処理施設組成大分類割合を図 2-1-13に示します。

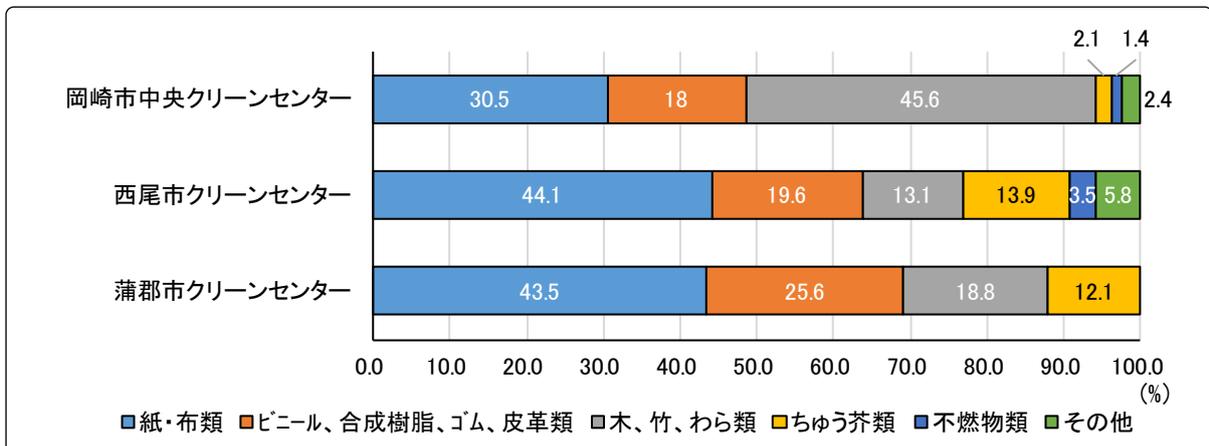
本町は、その他可燃物に分類されるごみが最も多く34.9%、次いで紙類が27.4%、プラスチック類が22.5%を占めています。

本町の調査と他市の調査で調査時の区分が異なるものの、本町では紙類の割合が比較的低い割合になっています。また、不燃物の混入も低い値となっています。



【出典】環境課資料(令和5年7月調査)

図 2-1-12 組成大分類割合（乾ベース（ごみを乾燥させた状態））（幸田町ごみ処理施設）



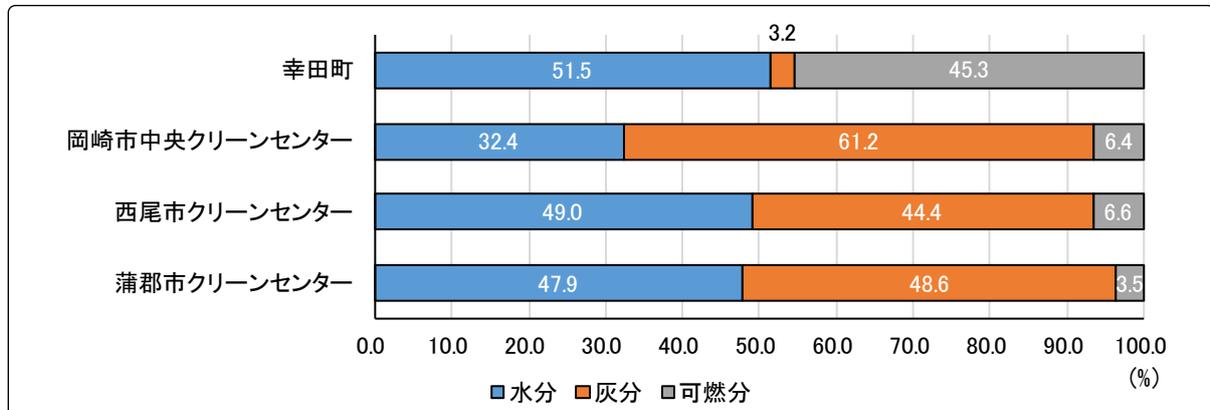
【出典】環境省一般廃棄物処理実態調査(令和3年度調査結果)施設整備状況

図 2-1-13 組成大分類割合（乾ベース）の比較（岡崎市、西尾市、蒲郡市）

3) 燃やすごみの組成分類(三成分)

三成分の比較を図 2-1-14に示します。

本町の組成分類は、近隣のごみ処理施設と比較して、水分が高い割合を示し、灰分が比較的低い値を示しています。



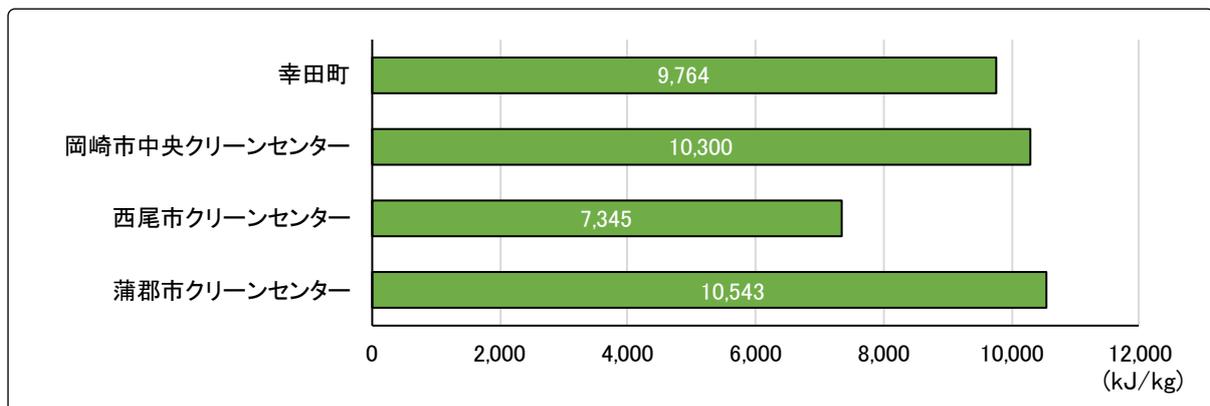
【出典】幸田町：環境課資料(令和5年7月調査)
岡崎市、西尾市、蒲郡市：環境省一般廃棄物処理実態調査(令和3年度調査結果)施設整備状況

図 2-1-14 三成分の比較

4) 燃やすごみの発熱量

低位発熱量の比較を図 2-1-15に示します。

発熱量は、高ければ高いほど発電効率が高くなりますが、高すぎると炉に負担がかかっています。本町のごみ発熱量は、近隣市よりもやや低い傾向にあります。



【出典】幸田町：環境課資料(令和5年7月調査)
岡崎市、西尾市、蒲郡市：環境省一般廃棄物処理実態調査(令和2年度調査結果)施設整備状況

図 2-1-15 低位発熱量実測値(乾ベース)の比較

(8) 温室効果ガス排出量

岡崎市中央クリーンセンターからの温室効果ガス排出量の推移を表 2-1-21及び図 2-1-16に、本町のごみ収集車両からの推移を表 2-1-22及び図 2-1-17示します。

岡崎市中央クリーンセンターからの温室効果ガス排出量は、特に非エネルギー起源において令和2年度（2020年度）にかけて減少しましたが、令和3年度（2021年度）以降は再び増加しています。ごみ収集車両では、平成30年度（2018年度）から増加が続いています。

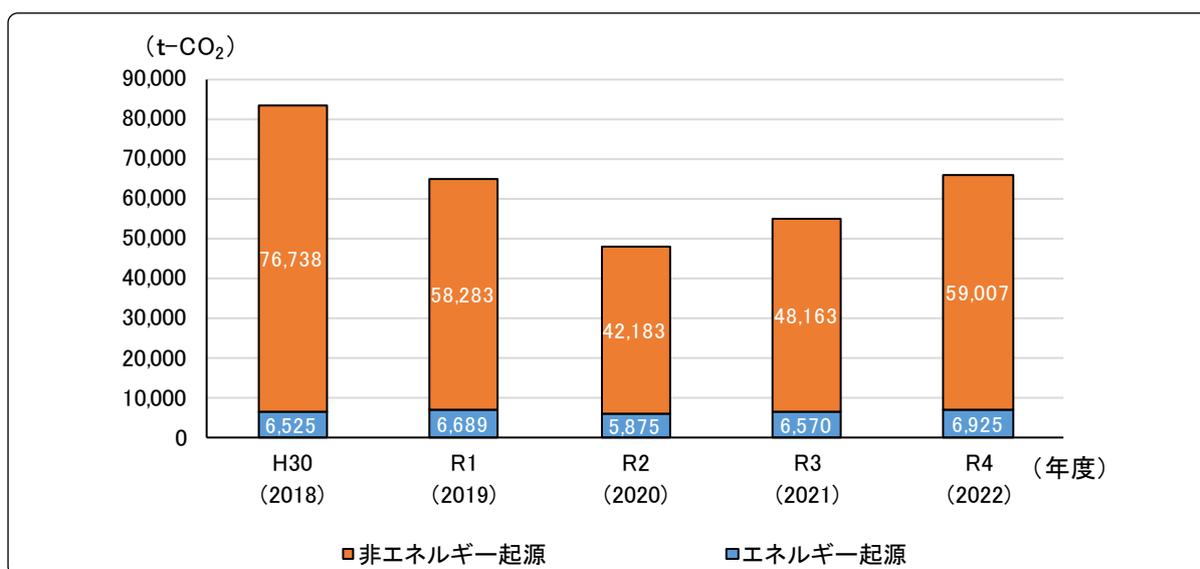
表 2-1-21 岡崎市中央クリーンセンターからの温室効果ガス排出量の推移

単位:t-CO₂

発生源		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
岡崎市中央 クリーンセンター	エネルギー起源	6,525	6,689	5,875	6,570	6,925
	非エネルギー起源	76,738	58,283	42,183	48,163	59,007

注)岡崎市中央クリーンセンターからの温室効果ガス排出量は、同施設で焼却したすべてのごみを要因とするものです。

【出典】岡崎市資料



注)岡崎市中央クリーンセンターからの温室効果ガス排出量は、同施設で焼却したすべてのごみを要因とするものです。

【出典】岡崎市資料

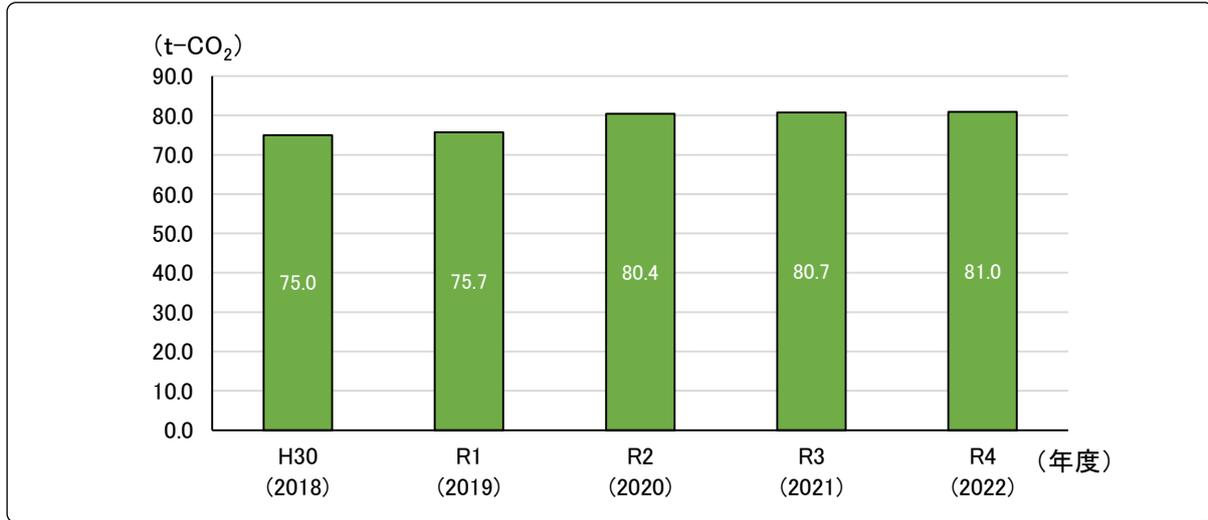
図 2-1-16 岡崎市中央クリーンセンターからの温室効果ガス排出量の推移

表 2-1-22 ごみ収集車両からの温室効果ガス排出量の推移

単位:t-CO₂

発生源	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ごみ収集車両	75.0	75.7	80.4	80.7	81.0

【出典】環境課資料(収集にかかる燃料消費量及び走行距離から推計)



出典:環境課資料(収集にかかる燃料消費量及び走行距離から推計)

図 2-1-17 ごみ収集車両からの温室効果ガス排出量の推移

(9) ごみ処理経費

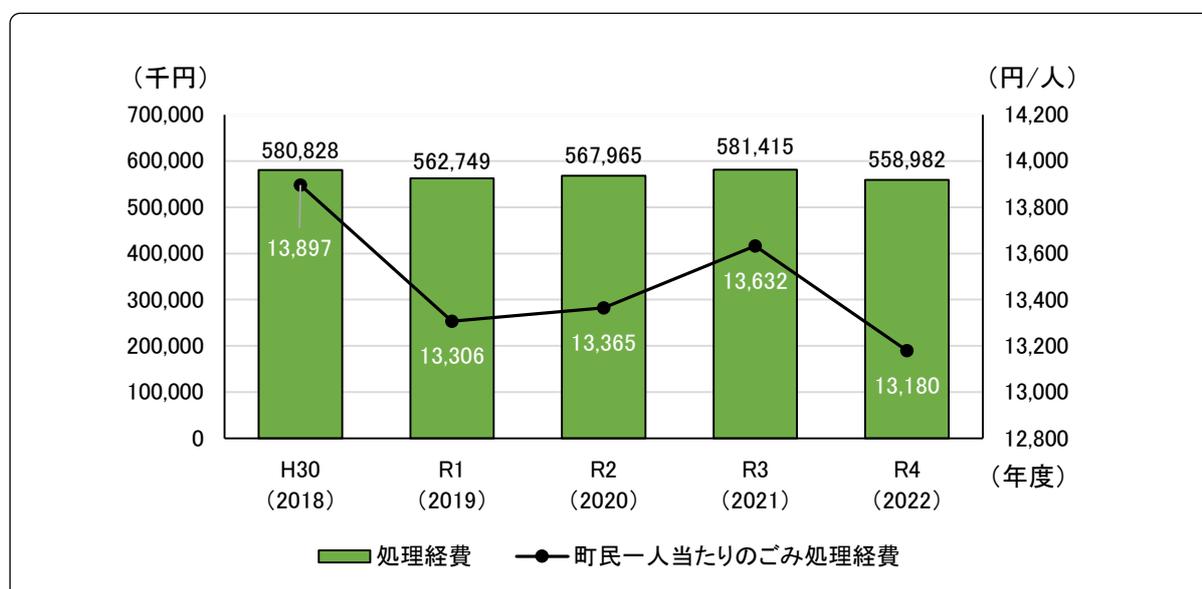
本町のごみ処理経費の推移を表 2-1-23及び図 2-1-18に示します。

令和4年度（2022年度）の処理経費実績は約5.59億円となっています。また、町民一人当たりのごみ処理経費は、令和4年度（2022年度）では1人当たり13,180円となっています。

表 2-1-23 ごみ処理経費の推移

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
処理経費	千円	580,828	562,749	567,965	581,415	558,982
人口	人	41,796	42,292	42,497	42,650	42,412
町民一人当たりのごみ処理経費	円/人	13,897	13,306	13,365	13,632	13,180

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

図 2-1-18 ごみ処理経費の推移

1.6. ごみ処理の点検・評価

(1) 前回基本計画の評価

1) 目標の達成状況

平成30年度（2018年度）に策定した計画で設定したごみ処理に関する中間目標値（令和5年度（2023年度））及び実績値（令和4年度（2022年度））を表 2-1-24に、令和4年度（2022年度）までの実績値の推移を図 2-1-19に示します。

一人一日当たりのごみ排出量は令和元年（2019年）に増加したものの、その後は減少傾向にあり、目標を達成しています。

処理しなければならないごみの一人一日当たりの量及び最終処分率は、平成30年（2018年）から令和2年（2020年）にかけて増加し、その後は微減していますが、目標値を上回っています。

また、再生利用率は減少傾向にあり、目標を達成していません。

表 2-1-24 ごみ処理に関する目標値（令和4年度）及び実績値

目標指標			中間目標値	実績値
			令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)
1	一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	676	655
2	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	g/人・日	533	555
3	再生利用率(リサイクル率)	%	28.9	26.0
4	最終処分率	%	3.7	3.9

注)各指標の算定式は以下のとおり。

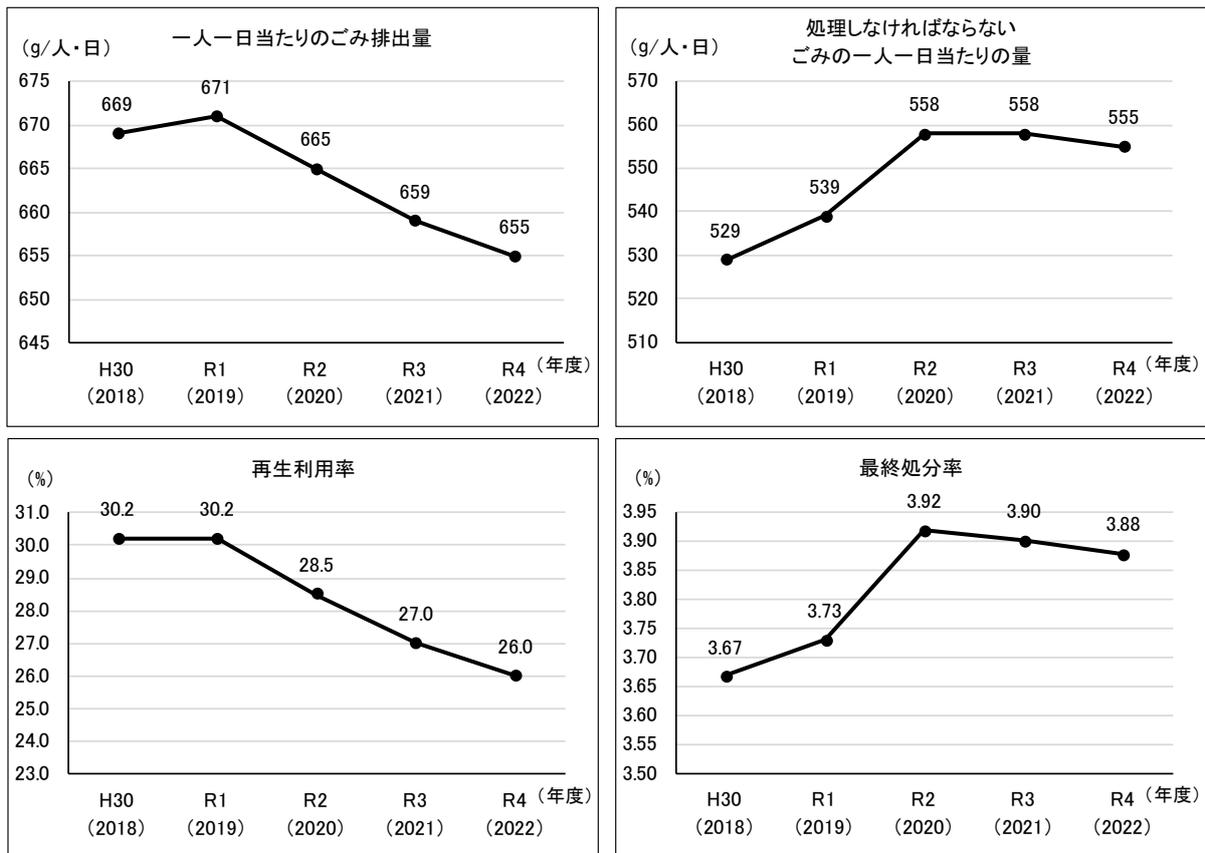
◇一人一日当たりのごみ排出量：ごみ総排出量÷総人口÷365日

◇処理しなければならないごみの一人一日当たりの量：(ごみ総排出量－(資源ごみ(生活系、一般事業所、公共施設)+資源回収量+資源拠点回収量))÷総人口÷365日

◇再生利用率：(再生利用量÷ごみ総排出量)×100

◇最終処分率：(最終処分量÷ごみ総排出量)×100

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」
環境課資料



【出典】環境課資料

図 2-1-19 ごみ処理に関する実績値の推移

(2) 類似市町村の比較評価

類似町村との比較を表 2-1-25及び図 2-1-20に示します。

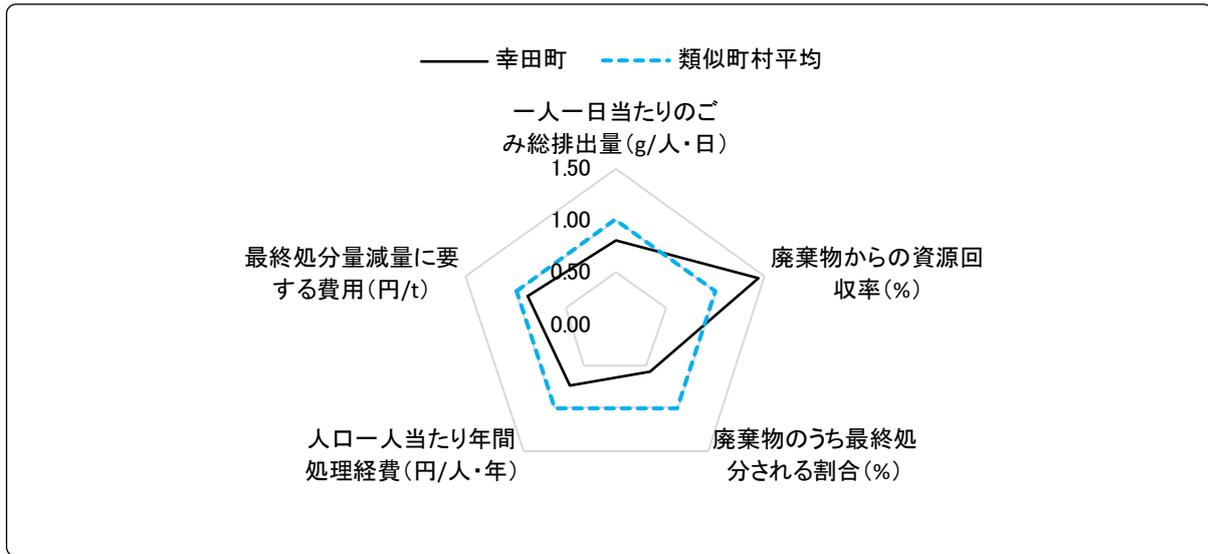
市町村の一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において「処理システム指針」が策定されています。これに基づき本町と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、令和3年度（2021年度）実績の一般廃棄物処理の状況について、比較評価を行いました。

本町と都市形態区分・人口が類似する20の町村の平均（本町を含む）と比較すると、全ての項目で平均より良好な値であり、特に、「廃棄物からの資源回収量」では他町村と比較して非常に高い水準を示しています。

表 2-1-25 類似町村との比較

区分	一人一日当たり のごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分量減量 に要する費用 (円/t)
幸田町	659	29.5%	3.9%	9,504	37,025
類似 町村	平均	828	20.6%	12,831	42,108
	最大	1,092	37.4%	22,186	75,712
	最小	659	8.8%	0.1%	7,152

【出典】環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和3年度実績版)」



注)類似町村とは、全国の市町村から都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を抽出します。
 なお、類似市町村の抽出は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型(平成17年(2005年)6月22日付
 総務省自治財政局長通知総務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」)に準拠しています。

図 2-1-20 類似町村との比較

表 2-1-26 抽出した町村と人口

類似町村名	人口(人)	類似町村名	人口(人)
北海道音更町	43,212	三重県菟野町	41,536
茨城県阿見町	48,327	大阪府熊取町	43,148
群馬県大泉町	41,770	広島県府中町	52,921
埼玉県伊奈町	45,039	福岡県志免町	46,518
埼玉県杉戸町	44,253	福岡県粕屋町	48,571
神奈川県寒川町	48,999	長崎県長与町	40,944
静岡県長泉町	43,505	熊本県菊陽町	43,177
愛知県東郷町	43,801	沖縄県読谷村	41,774
愛知県東浦町	50,419	沖縄県南風原町	40,387
愛知県武豊町	43,405		

2. 課題の抽出

2.1. 排出抑制に関する課題

本町のごみの総排出量は令和元年度（2019 年度）をピークにわずかに減少傾向を示しています。また、一人一日当たりのごみ排出量の令和 3 年度（2021 年度）実績では、県下で 2 番目に少ない 659g/人・日（県内市町村平均：877g/人・日）となっています。

しかしながら、生活系の燃やすごみの量は、近年増加傾向となっています。また、事業系の可燃ごみは、コロナ禍で事業活動が縮小したため令和 2 年度（2020 年度）に減少したものの、以降は微増しています。

現行の取組を継続しつつ、特に増加傾向にある生活系の燃やすごみや事業系の可燃ごみの排出を抑制するための取組を推進していく必要があります。

2.2. 資源化に関する課題

令和 5 年（2023 年）の可燃ごみの組成分析結果によると、燃やすごみの重量比は 80.4%を占めていますが、厨芥類（調理くず等）に次いで資源ごみであるミックスペーパー、プラスチック製容器包装の混入率が高い結果となっています。本町ではプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和 4 年（2022 年）4 月 1 日に施行されたことをうけ、令和 5 年（2023 年）4 月から「プラスチック使用製品」と「プラスチック製容器包装」の一括回収を実施しており、この取組により、燃やすごみに含まれる資源ごみの分別を進めることで資源化・減量化をする必要があります。

令和 5 年（2023 年）4 月から乾電池の収集範囲を拡大し、従来の乾電池に加えてリチウム電池・ボタン電池・電子タバコなどが排出可能となりました。この取組を進めることで、さらなる資源化を推進する必要があります。

類似町村と比較すると廃棄物からの資源回収量は高い水準にあるものの、PTA・子ども会などが実施する資源回収による資源ごみの収集量が減少していることから、現行の取組は継続しつつ、さらなる資源化を推進するための対策を検討・実施していく必要があります。

2.3. 収集・運搬に関する課題

町民の意向や社会情勢の変化に対応し、必要に応じてより良い計画収集区域や収集形態を検討していく必要があります。

また、収集・運搬に用いられる車両から発生する温室効果ガスの削減に向け、現況の把握を進めるとともに、必要に応じて具体的な方策を検討していく必要があります。

2.4. 中間処理及び最終処分に関する課題

本町で発生する燃やすごみ及び不燃ごみの中間処理は岡崎市に委託しており、中間処理後の処理残渣や不燃物は、岡崎市一般廃棄物最終処分場に持ち込まれ埋立処理されています。

岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉及び西尾市クリーンセンターの老朽化を受けて、新たなごみ処理施設を整備するため、岡崎市、西尾市、幸田町の 2 市 1 町からなる岡崎西尾ブロックに区割りされた「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」によりごみ処理施設の集約化を目指すこととなっています。令和 12 年度（2030 年度）に広域ごみ処理施設を供用開始することを目指して整備事業を進めており、引き続き、関係市町間の協議を進めていく必要があります。

一方、不燃ごみのうち、破碎・選別された陶磁器とガラスについては幸田町一般廃棄物最終処分場で埋立処理しています。埋立期間は令和 18 年（2036 年）までとされていることから、埋立量を減らしていく取組など、今後も安定して最終処分を行っていただける体制を検討していく必要があります。

2.5. その他の課題

令和 4 年度（2022 年度）におけるごみの不法投棄の回収量は、家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）24 台、タイヤ 18 本などとなっています。

今後も引き続き不法投棄のためのパトロールを継続するほか、地域や事業者団体との協力体制を確立していく必要があります。

3. 基本理念・基本方針

3.1. 基本理念

本町では、「循環型社会を構築し、資源を大切にすまち」を基本理念に掲げ、ごみの発生抑制、資源化及び適正処理に関する施策を展開してきました。

この基本理念は、上位計画にあたる第2次幸田町環境基本計画（令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度））で示された将来の望ましい環境像であるとともに、本計画の根幹をなす基本的な考えであることから、今回の改定においても、引き続き計画の基本理念として引き継いでいくものとしします。

基本理念

「循環型社会を構築し、資源を大切にすまち」

3.2. 基本方針

基本理念を踏まえ、計画を推進していくための基本的な施策の方向性を次のとおり定めます。

基本方針1：発生抑制・資源化促進に向けた意識向上の促進

循環型社会の構築には、町、町民及び事業者の一人ひとりがごみの減量化・資源化を意識し行動することが大切です。そのために、情報提供、啓発及び環境教育の推進により意識向上の促進を図ります。

基本方針2：限りある資源を有効活用し、さらなる資源化の促進

さらなる資源化を促進していくには、一人ひとりが意識し行動することのほかに、分かりやすく実践しやすい処理の仕組みを構築する必要があります。国や県などのごみ処理行政の動向や処理技術の進歩状況などを考慮し、より効率的な分別区分や処理体制の見直しを行っていきます。

基本方針3：適正処理の推進と不適正処理の防止

ごみの適正な処理を推進するとともに、不適正な処理について、町、町民、事業者と共同のもと未然防止策を含めた対策を取っていく必要があります。

4. 基本計画

4.1. ごみ発生量の予測

これまでのごみ発生量の増減傾向が今後も続いた場合の、次年度以降のごみ発生量の予測を図 2-4-1に示します。

ごみの総排出量は、令和10年度（2028年度）には11,228t/年、令和12年度（2030年度）には11,324t/年に増加すると予測されます。

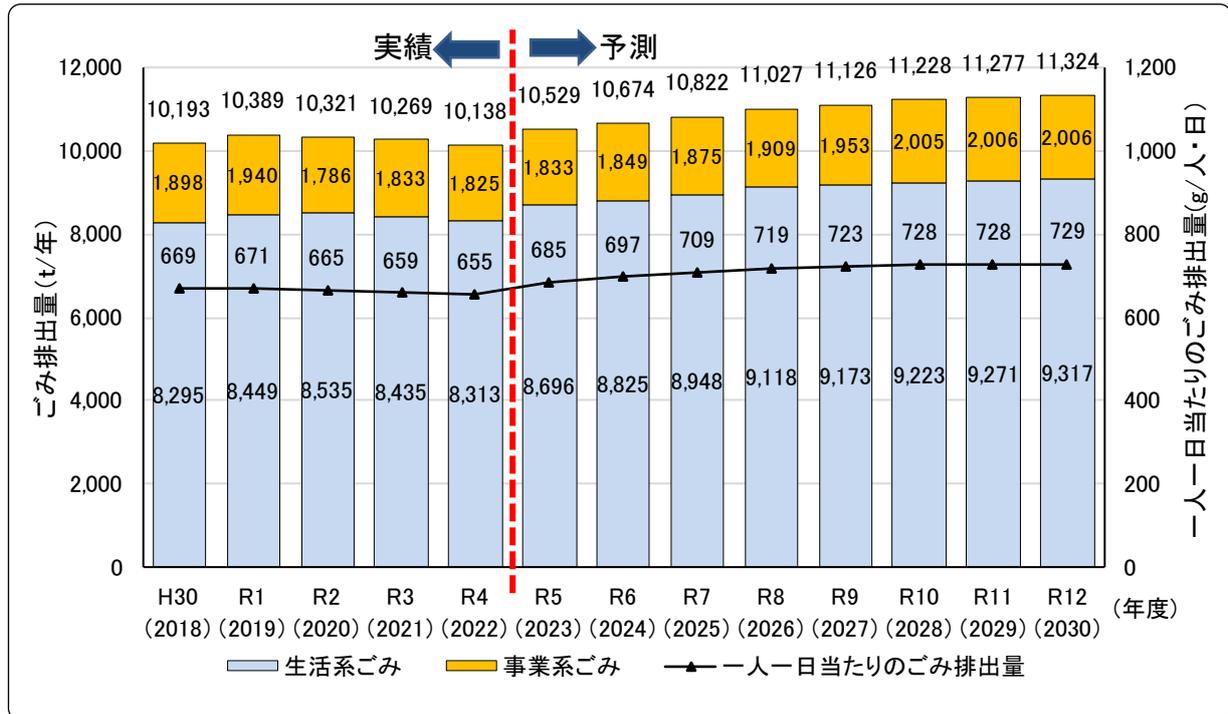


図 2-4-1 ごみ発生量の推移を踏まえた次年度以降のごみ発生量の予測

表 2-4-1 ごみ発生量の実績値とごみ発生量の予測値

区分	実績値				
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
生活系ごみ(t)	8,295	8,449	8,535	8,435	8,313
事業系ごみ(t)	1,898	1,940	1,786	1,833	1,825
合計(t)	10,193	10,389	10,321	10,269	10,138
一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)	669	671	665	659	655

区分	予測値							
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
生活系ごみ(t)	8,696	8,825	8,948	9,118	9,173	9,223	9,271	9,317
事業系ごみ(t)	1,833	1,849	1,875	1,909	1,953	2,005	2,006	2,006
合計(t)	10,529	10,674	10,822	11,027	11,126	11,228	11,277	11,324
一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)	685	697	709	719	723	728	728	729

4.2. ごみの発生抑制・再資源化のための方策に関する事項

(1) 発生抑制

実施主体	実施内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ㊦家庭での生ごみ堆肥化や水切りなどによるごみ減量を促進します。 ㊦ごみ減量に関する積極的な情報提供や学習機会の充実などにより、町民の意識の啓発に努めます。 ㊦リユース品の利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。 ㊦マイバッグの持参や過剰包装の抑制、使い捨てプラスチック製品などの使用削減を周知します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ㊦生ごみの堆肥化や水切りなどにより、ごみ減量を進めましょう。 ㊦マイバッグを持参してレジ袋を削減するなど過剰な包装は断りましょう。 ㊦ unnecessaryなものは買わない、 unnecessaryになったものは他の使い道を検討するなど、無駄なごみの排出抑制や再利用に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ㊦減量化等計画書を作成し、運用しましょう。 ㊦使用する消耗品は省資源の物品を選び、さらにごみの発生しにくい製品やサービスを提供しましょう。

(2) 再資源化

実施主体	実施内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ㊦「家庭ごみの分け方・出し方」の活用、事業系ごみの適正な分別を啓発し、ごみ分別の徹底を図ります。 ㊦PTA・子ども会などが実施する資源回収活動を支援します。 ㊦ごみの適正な処理に関する積極的な情報提供や学習機会の充実などにより、分別の周知徹底に努めます。 ㊦燃やすごみの組成調査を実施することで分別状況を把握し、問題点・課題の洗い出しや改善策を検討します。 ㊦プラスチック類、ペットボトル、小型家電など原料や燃料としてリサイクルできるよう普及啓発活動に努めます。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ㊦「家庭ごみの分け方・出し方」を活用し、正しく分別しましょう。 ㊦PTA・子ども会などが実施する資源回収や、使用済み食用油の店頭回収などに協力しましょう。 ㊦リサイクルしやすい製品や再生品を使用した製品を選びましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ㊦工場・事業所から発生するごみを正しく分別しましょう。 ㊦リサイクルしやすい製品や再生品を使用した製品を取り扱い、店舗では使用済み食用油の回収窓口を設置しましょう。

4.3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

今後の生活系ごみの分別区分（現況同様）を表 2-4-2に示します。

家庭から排出されるごみを資源化するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要となります。また、分別収集の対象となるごみの種類は、円滑かつ適正な再生利用を進める見地から、地域の実情を踏まえつつ、再生品市場の存在、再生利用の容易性、再生品の経済的価値、減量効果の程度などを総合的に勘案して定める必要があります。

現在、本町のごみの分別区分は、「処理システム指針」に掲げられている、「標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方」に示された分別区分3段階の内最も分別が多い区分となっており、再生資源利用率を増加させていく上では、今後も現状の分別区分を維持していくことが望ましいと考えられます。

よって、町が収集する生活系ごみの分別区分は従来どおりを基本とし、ごみの排出状況や町民の意向などを勘案して必要に応じ変更を検討することとします。

なお、令和4年（2022年）4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことにより、「プラスチック製容器包装」と「プラスチック使用製品」を一括回収することとしました（令和5年（2023年）4月1日から実施）。

また、電池類につきましても、新たにリチウム電池、ボタン電池、電子タバコなどを分別ステーションに排出できるよう、収集可能範囲を令和5年（2023年）4月1日から拡大しました。

表 2-4-2 今後の生活系ごみの分別区分（現行同様）

区分		品目	
生活系ごみ	燃やすごみ	生ごみ、皮革製品、ゴム製品、紙おむつ、テープ、繊維製品、汚れの取れないプラスチック等	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	せともの、植木鉢、化粧品のみん、ガラス食器、割れガラス等
		その他不燃ごみ	おもちゃ、電球、ライター等の複合素材(金属を含むもの)
	資源ごみ	生きびん	一升びん・ビールびん
		その他のびん	生きびん以外の飲料用・食品用のびん
		飲食用缶	飲料・食品用のアルミ・スチール缶(ジュース、酒、菓子、のり、お茶、粉ミルク、缶詰等の缶)
		ペットボトル	飲料・酒・しょう油・みりん・めんつゆ等のペットボトル
		プラスチック類	トレイ、発泡スチロール、プラスチック製のボトル・ふた・カップ・パック・洗剤・シャンプーボトル等、密閉容器(タッパー)、CD・DVD(ケース含む)、カセットテープ、ビデオテープ等
		ミックスペーパー	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外でリサイクル可能な紙
		その他のアルミ	アルミ製のふた・フライパン・鍋・やかん・ドリンクのキャップ、アルミホイール等
		その他金属	アルミ以外の金属類、傘(布をはがしたもの)、飲食用以外の缶等
		古紙	新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック
		古着	古着、シャツ、タオル、下着類
		小型家電	主にコードが付いた家電製品
		使用済み食用油	使用済み食用油
		生ごみ	里区(深溝曲松)で発生する生ごみ
	有害・危険ごみ	スプレー缶	殺虫剤・塗料・シェービング・化粧品等のスプレー缶、コンロのカセットボンベ等
蛍光管		蛍光管(丸型・直型)、蛍光ボール、水銀体温計	
電池類		乾電池、ボタン電池、リチウム電池、電子たばこ、電動歯ブラシ	
	粗大ごみ	<p>【家具・寝具類】</p> 衣装ケース、いす、鏡台、かさ立て、カーテン、カラーボックス、カーペット、こたつ、座いす、サイドボード、食器棚、じゅうたん、ソファ、たんす、たたみ、机、テーブル、テレビ台、パソコンラック、布団、ベッド、本棚、マットレス、毛布等	
		<p>【家電製品】</p> エレクトーン、加湿器、換気扇、ガスコンロ、照明器具、食器乾燥機、炊飯器、ステレオ、ストーブ、扇風機、掃除機、電子ピアノ、ファンヒーター、ホットプレート、ホットカーペット、マッサージ機、ミシン等	
		<p>【その他】</p> 楽器類、脚立、健康器具、米びつ、ゴルフ用品、三輪車、自転車、水槽、スキー用品、スノーボード、チャイルドシート、釣竿、ベビーカー、ポリタンク、物干し竿等	
事業系ごみ	可燃ごみ	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物	
	資源ごみ		

4.4. ごみの適切な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 収集・運搬計画

今後の収集・運搬体制を表 2-4-3に示します。

収集・運搬体制は、従来どおりを基本とします。なお、計画収集区域は、本町全体として、町民の意向や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて収集頻度や収集・運搬形態の変更を検討することとします。

また、収集・運搬に用いられる車両から発生する温室効果ガスの削減に向けては、現況の把握を進めるとともに、必要に応じて具体的な方策を検討していくものとします。

表 2-4-3 ごみの収集・運搬体制

区分	燃やすごみ ステーション 週2回	平日 資源等 拠点 回収 平日	分別 ステー ション 週1回	資源 拠点 回収 月1回	資源 回収 -	戸別 収集 随時	その他	収集・運搬 主体	
生活系ごみ	燃やすごみ	○						委託業者	
	不燃 ごみ	陶磁器・ガラス	○	○					委託業者
		その他不燃ごみ	○	○					委託業者
	資源 ごみ	生きびん	○	○					委託業者
		その他のびん	○	○					
		飲食用缶	○	○	○	○			
		ペットボトル	○	○					
		プラスチック類	○	○					
		ミックスペーパー	○	○	○	○			
		その他のアルミ	○	○					
		その他金属	○	○					
		古紙	○			○	○		
		古着	○			○	○		
	小型家電		○	○	○			粗大 ごみ	
	使用済み食用油							○ 店頭 回収	-
生ごみ		-					○ 里区 (深溝 曲松)	-	
有害・ 危険 ごみ	スプレー缶		○	○				委託業者	
	蛍光管		○	○					
	電池類		○	○					
粗大ごみ						○ 業者に 予約	○ 直接 搬入	委託業者 (直接搬入: 町民)	
事業系ごみ	可燃ごみ					○		一般事業所: 許可業者 公共施設: 委託業者	
	資源ごみ					○			

表 2-4-4 収集運搬方法別の実績値、予測値

単位:t

区分	収集区分	ごみの分別区分・ 品目	実績値	予測値		
			令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和12年度 (2030年度)
生活系	ごみステーション	燃やすごみ	6,181	6,243	6,460	6,559
		不燃ごみ	109	107	99	97
		資源ごみ	909	1,002	991	991
		その他ごみ	22	22	23	23
		計	7,221	7,374	7,573	7,670
	粗大ごみ	燃やすごみ	224	243	219	214
		資源ごみ	305	302	304	306
		計	529	545	523	520
		資源拠点回収	93	92	92	92
		集団回収	470	684	1,034	1,034
		直接搬入	0.4	0	0	0
	計	8,313	8,696	9,223	9,317	
事業系		許可(一般事業所)	1,692	1,684	1,847	1,849
		委託(公共施設)	133	149	158	158
		計	1,825	1,833	2,005	2,006
	合計	10,138	10,529	11,228	11,324	

(2) 中間処理計画

今後の中間処理体制を表 2-4-5に示します。中間処理体制は、従来どおり焼却・溶融処理、破碎・選別処理は岡崎市への委託、資源化は民間処理業者への委託を基本とし、ごみの排出状況や社会の動向などを勘案し必要に応じて変更を検討することとします。

表 2-4-5 ごみの種類別中間処理体制

区分		中間処理		
		中間処理施設	中間処理方法	
生活系 ごみ	燃やすごみ	岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理	
	不燃ごみ	陶磁器・ガラス	民間処理施設	破碎・選別処理
		その他不燃ごみ	岡崎市廃棄物再生利用施設	
	資源ごみ	生きびん	民間処理施設	資源化
		その他のびん		
		飲食用缶		
		ペットボトル		
		プラスチック類		
		ミックスパーパー		
		その他のアルミ		
その他金属				
古紙				
古着				
小型家電				
使用済み食用油	民間企業	資源化		
有害・ 危険ごみ	スプレー缶	民間処理施設	資源化	
	蛍光管			
	電池類			
粗大ごみ	可燃ごみ:岡崎市中央クリーンセンター 資源ごみ:民間処理施設	可燃ごみ: 焼却・溶融処理 資源ごみ: 資源化		
事業系 ごみ	可燃ごみ	岡崎市中央クリーンセンター	焼却・溶融処理	
	資源ごみ	民間処理施設	資源化	

表 2-4-6 中間処理方法別の実績値、予測値

単位:t

中間処理方法	中間処理施設	区分		実績値	予測値				
				令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)	令和12年度 (2030年度)		
焼却・熔融処理	岡崎市中 央クリーン センター	生活系ごみ	燃やすごみ	6,181	6,243	6,460	6,559		
			粗大ごみ(可燃)	224	243	219	214		
			直接搬入(可燃)	0	0	0	0		
		事業系ごみ	一般事業所(可燃)	1,672	1,671	1,828	1,828		
			公共施設(可燃)	71	73	81	81		
計				8,149	8,230	8,589	8,683		
破碎・選別処理	岡崎市 リサイクル プラザ	生活系ごみ	その他不燃ごみ(分別収集)	37	36	28	25		
			粗大ごみ(不燃)	0	0	0	0		
			直接搬入(不燃)	0	0	0	0		
	民間処理 施設	家庭系ごみ	陶磁器・ガラス(分別収集)	72	71	71	72		
計				109	107	99	97		
資源化	民間処理 施設	生活系ごみ	資源ごみ	生びん	7	7	6	6	
				その他のびん	205	198	176	168	
				飲食用缶	52	52	52	52	
				ペットボトル	107	106	109	110	
				プラスチック製容器包装	241	344	352	357	
				ミックスペーパー	230	229	229	231	
				その他のアルミ	5	5	5	5	
				その他金属	59	58	58	59	
				古紙	407	610	946	946	
				古着	58	67	79	79	
				資源拠点回収、資源拠点回収(アルミ缶、スチール缶)	98	99	101	101	
				生ごみ(里区(深溝曲松))	2	2	2	2	
				有害・ 危険ごみ	スプレー缶	9	9	9	9
		蛍光管	2		2	2	2		
		乾電池	11		11	12	12		
		粗大ごみ(資源ごみ)				305	302	304	306
		事業系ごみ	一般事業所(資源)	12	12	19	21		
			公共施設(資源)	70	77	77	77		
		計				1,881	2,192	2,539	2,544
合計				10,138	10,529	11,228	11,324		

(3) 最終処分計画

1) 最終処分体制

最終処分体制は、従来どおり焼却灰・溶融飛灰と破碎処理不燃物は岡崎市への委託、陶磁器・ガラスは幸田町一般廃棄物最終処分場での処分を基本とし、ごみの排出状況や町民の意向などを勘案し必要に応じて変更を検討することといたします。

また、県などの最終処分場の動向を注視していくこととします。

4.5. ごみ処理施設の整備に関する事項

岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターの老朽化を受けて、新たなごみ処理施設を整備するため、岡崎市、西尾市、幸田町の2市1町からなる岡崎西尾ブロックに区割りされた「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」によりごみ処理施設の集約化を目指すこととなっています。

令和12年度（2030年度）に広域ごみ処理施設を供用開始することを目指して整備事業を進めています。

4.6. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員

本町においては、環境審議会が廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の役割を担っていることから、今後も独立した部会は設置せず、環境審議会内でごみの減量化、資源化及び適正処理等に関する方策を審議していくものとしします。

(2) 災害廃棄物対策

大規模地震や風水害などの自然災害の発生に伴い一時的に大量発生した廃棄物については、「幸田町災害廃棄物処理計画」に基づき迅速かつ適正に処理をします。

また、近隣市と協力支援体制を構築するとともに、町職員に対して研修を実施し災害発生時に円滑に処理を行えるよう備えます。

(3) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄の防止、適正処理の推進に向けて、町、町民、事業者の役割を以下のように定めます。

実施主体	実施内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 定期的なクリーン運動の実施により、町民意識の高揚に努めます。 ☑ 町民・事業所がクリーン運動を実施しやすい体制づくりを検討します。 ☑ 意識啓発や指導などにより、家庭や事業所における違法なごみの野外焼却防止に努めます。 ☑ クリーンパトロール活動及びごみ出しマナー向上カメラ設置により、不法投棄の未然防止を図ります。 ☑ 不法投棄の早期撤去などとともに、地域による自主的不法投棄防止策を支援します。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ☑ クリーン運動に積極的に参加しましょう。 ☑ 町で収集していないごみについては、処理方法を町などに問い合わせ、適正に処理しましょう。 ☑ 家庭における不適正なごみの野外焼却はやめましょう。 ☑ 地域をきれいに保ち、ポイ捨てをされにくい環境をつくりましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 地域の一員としてクリーン運動に積極的に参加しましょう。 ☑ 事業所における違法なごみの野外焼却はやめましょう。 ☑ 事業系一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理に努めましょう。 ☑ 事業所周辺をきれいに保ち、ポイ捨てをされにくい環境をつくりましょう。

4.7. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

一般廃棄物処理基本計画におけるPDCAサイクルを図 2-4-2に示します。

本町においては、環境審議会が廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進委員の役割を担っていることから、環境審議会で状況を報告しご意見をいただき、上位計画となる幸田町環境基本計画との整合性を図りつつ、ごみの減量化・資源化を推進します。

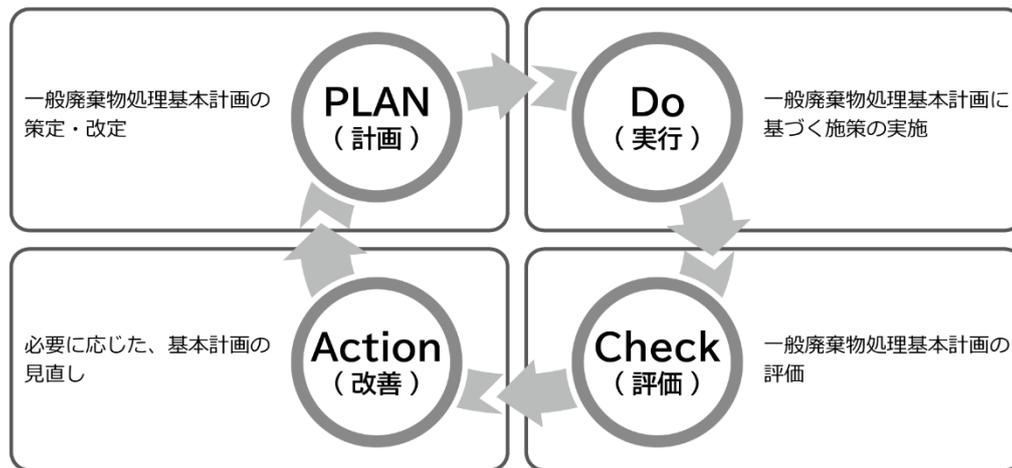


図 2-4-2 計画の推進体制

(2) 町、町民、事業者の役割

町、町民、事業者の役割と関係性を図 2-4-3に示します。

本計画の推進に当たっては町、町民、事業者がそれぞれに課せられた取組を実施していく必要があります。それらの取組が継続的で、実効性のあるものにするため、町、町民、事業者の役割及び関係性を定めます。

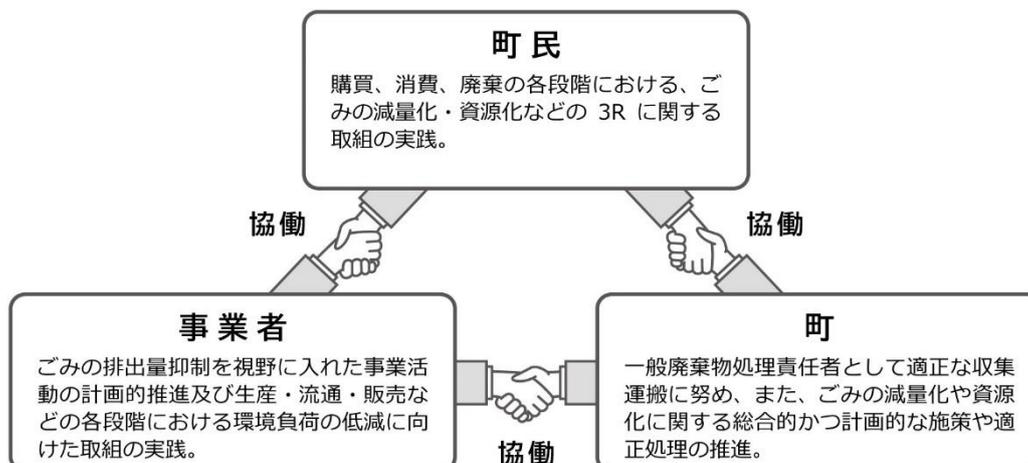


図 2-4-3 町、町民、事業者の役割

(3) 削減目標

基本目標を表 2-4-7に示します。

目標達成に向けては、3Rの取組のうち、リデュース(発生抑制)→リユース(再使用)→リサイクル(再生利用)の順に優先順位を定め、取り組んでいきます。

表 2-4-7 削減目標

目標指標		実績値	目標値	(参考値)	
		令和4年度 (2022年度)	令和10年度 (2028年度)	令和12年度 (2030年度)	
1	一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	655	693	688
		基準年度(令和4年度)に対する増減	-	+5.7%	+5.0%
2	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	g/人・日	555	549	545
		基準年度(令和4年度)に対する増減	-	-1.0%	-1.8%
3	再生利用率 (リサイクル率)	%	26.0	31.1	31.1
4	最終処分率	%	3.9	3.7	3.7

注)各指標の算定式は以下のとおり。

◇一人一日当たりのごみ排出量 : $\text{ごみ総排出量} \div \text{総人口} \div 365 \text{ 日}$

◇処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 : $(\text{ごみ総排出量} - (\text{資源ごみ(生活系、一般事業所、公共施設)} + \text{資源回収量} + \text{資源拠点回収量})) \div \text{総人口} \div 365 \text{ 日}$

◇再生利用率 : $(\text{再生利用量} \div \text{ごみ総排出量}) \times 100$

◇最終処分率 : $(\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}) \times 100$

(4) 目標を達成した際のごみ排出量及び処理量の推移

目標達成時におけるごみ排出量の将来予測を表 2-4-8及び図 2-4-4に示します。

表 2-4-8 目標達成時におけるごみ排出量の将来予想

項目		令和4年度 (2022年度)	令和10年度 (2028年度)	令和12年度 (2030年度)
人口	人	42,412	42,281	42,573
生活系ごみ	t/年	8,313	8,724	8,678
事業系ごみ	t/年	1,825	1,964	2,006
総排出量	t/年	10,138	10,688	10,685
一人一日当たりのごみ排出量	g/人・日	655	693	688
処理しなければならないごみの 一人一日当たりの量	g/人・日	555	549	545

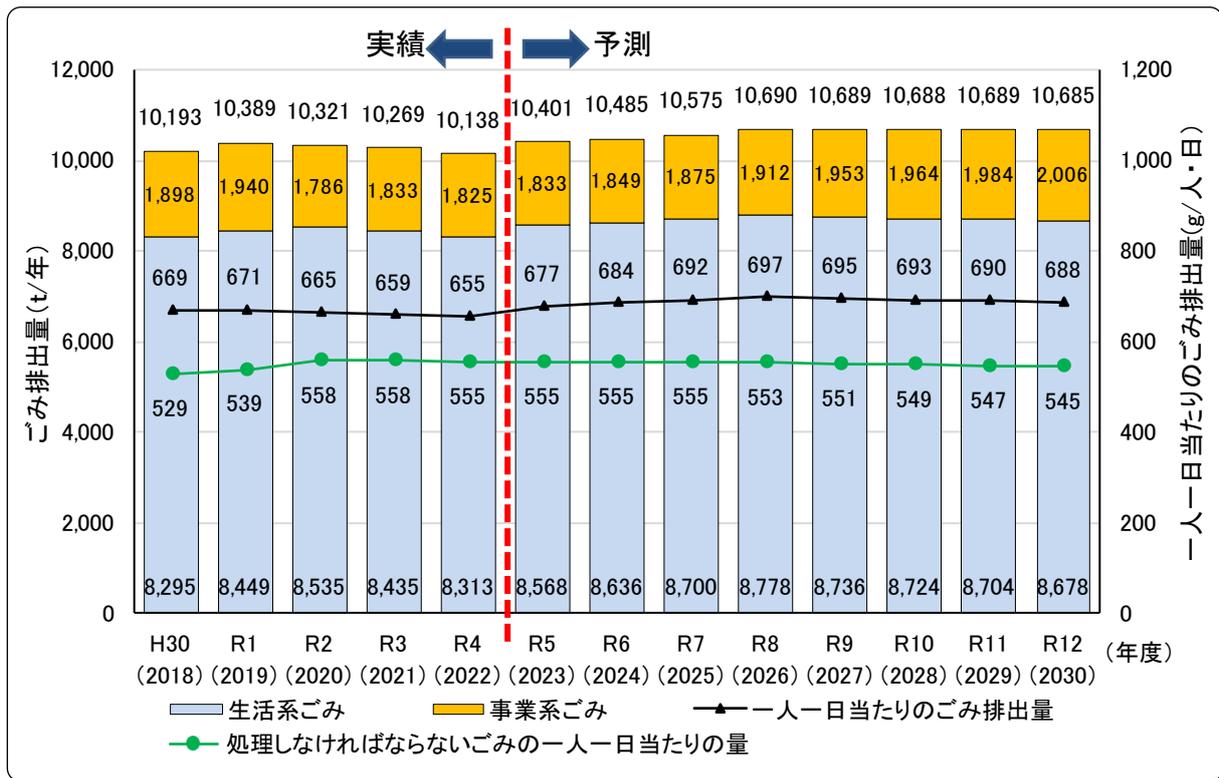


図 2-4-4 目標達成時におけるごみ排出量の将来予想

第3部 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の状況

1.1. 生活排水処理フロー

本町の生活排水処理フローを図 3-1-1に示します。

本町の生活排水処理施設は、生活雑排水とし尿を併せて処理する「公共下水道」、「農業集落排水施設」、「合併処理浄化槽」があります。一方でし尿のみを処理を行い、生活雑排水は未処理のまま排水する処理形態には「単独処理浄化槽」、「くみ取り便槽」があります。

公共下水道のうち矢作川流域下水道の排水は矢作川浄化センターで、単独公共下水道の排水は蒲郡市下水道浄化センターで終末処理され河川などに放流されます。

農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の処理水は河川などに放流されます。また、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽から発生した浄化槽汚泥及びし尿は清幸園衛生処理場に搬入され脱水処理されます。その後、脱水汚泥は蒲郡市クリーンセンターで焼却処分され、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流されます。

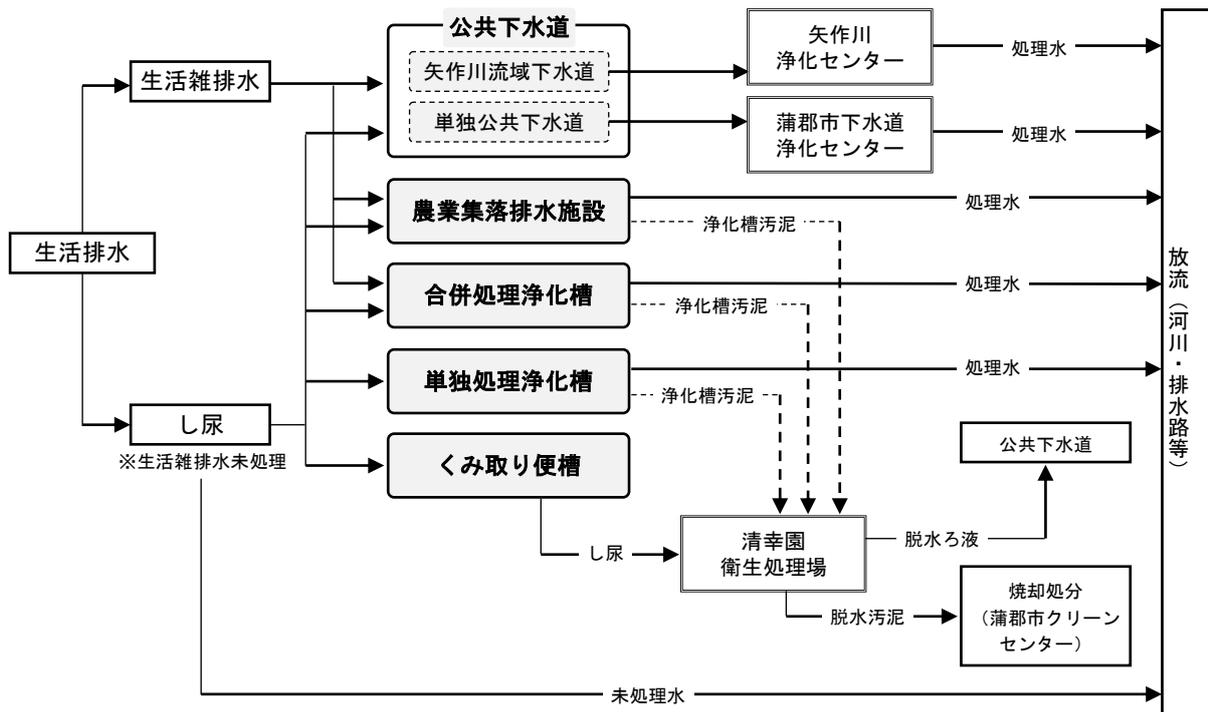


図 3-1-1 生活排水処理フロー

1.2. 生活排水処理主体

本町の生活排水処理施設ごとの処理主体を表 3-1-1に示します。

表 3-1-1 生活排水処理施設ごとの処理主体（令和4年度（2022年度）現在）

生活排水処理施設	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	幸田町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	幸田町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
くみ取り便槽	し尿	個人

1.3. 生活排水の処理形態別人口

本町の生活排水の処理形態別人口の推移を表 3-1-2及び図 3-1-2に示します。

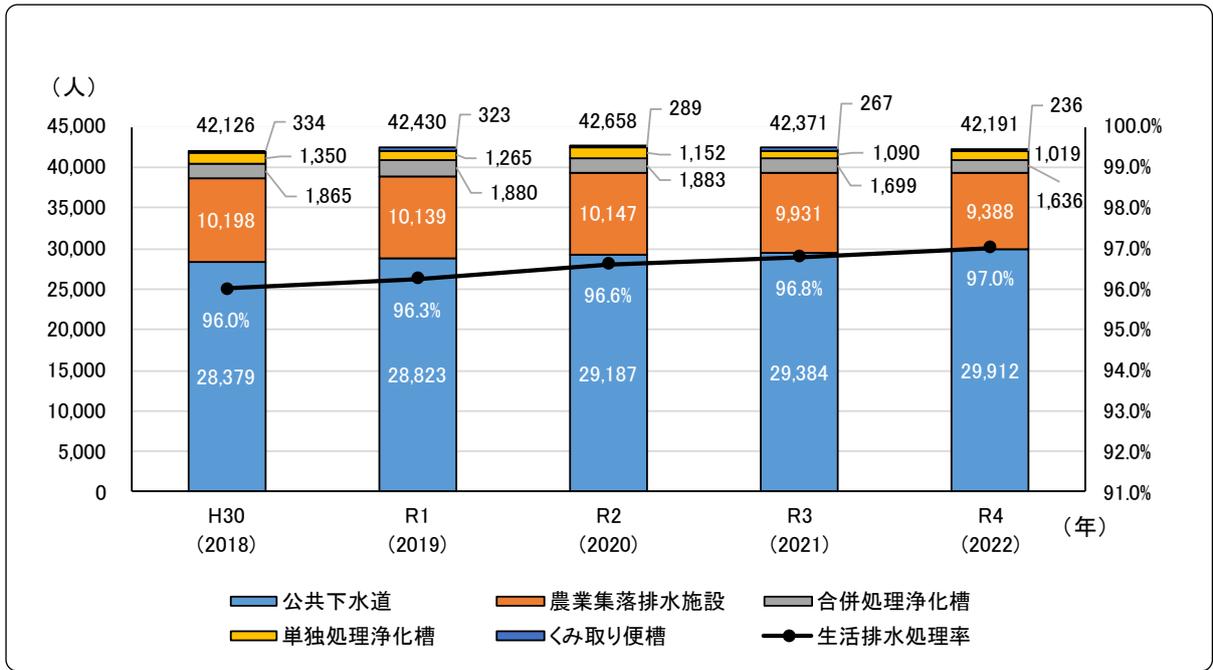
表 3-1-2 生活排水の処理形態別人口の推移

単位:人

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
行政区域内人口	42,126	42,430	42,658	42,371	42,191
計画処理区域内人口	42,126	42,430	42,658	42,371	42,191
水洗化・生活雑排水処理人口	40,442	40,842	41,217	41,014	40,936
公共下水道	28,379	28,823	29,187	29,384	29,912
農業集落排水施設	10,198	10,139	10,147	9,931	9,388
合併処理浄化槽	1,865	1,880	1,883	1,699	1,636
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,350	1,265	1,152	1,090	1,019
非水洗化人口(くみ取り便槽)	334	323	289	267	236
水洗化人口	41,792	42,107	42,369	42,104	41,955
生活排水処理率	96.0%	96.3%	96.6%	96.8%	97.0%

注)水洗化人口:水洗化・生活排水処理人口+水洗化・生活雑排水未処理人口
生活排水処理率:水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

図 3-1-2 生活排水の処理形態別人口の推移

1.4. 生活排水処理施設

(1) 公共下水道

1) 公共下水道の現況

本町の公共下水道は矢作川流域の関係市町村が合同で処理する矢作川流域下水道と蒲郡市の終末処理施設へ流入する単独公共下水道の2種類があります。

公共下水道の処理対象地は北部処理分区、中部処理分区（図 3-1-3）、南部処理分区（図 3-1-4）に分けられ、このうち北部及び中部が矢作川流域下水道、南部が単独公共下水道で処理を行っています。また、矢作川流域下水道での排水は矢作川浄化センターで、単独公共下水道の排水は蒲郡市下水道浄化センターで終末処理されます。

幸田町公共下水道使用区域図

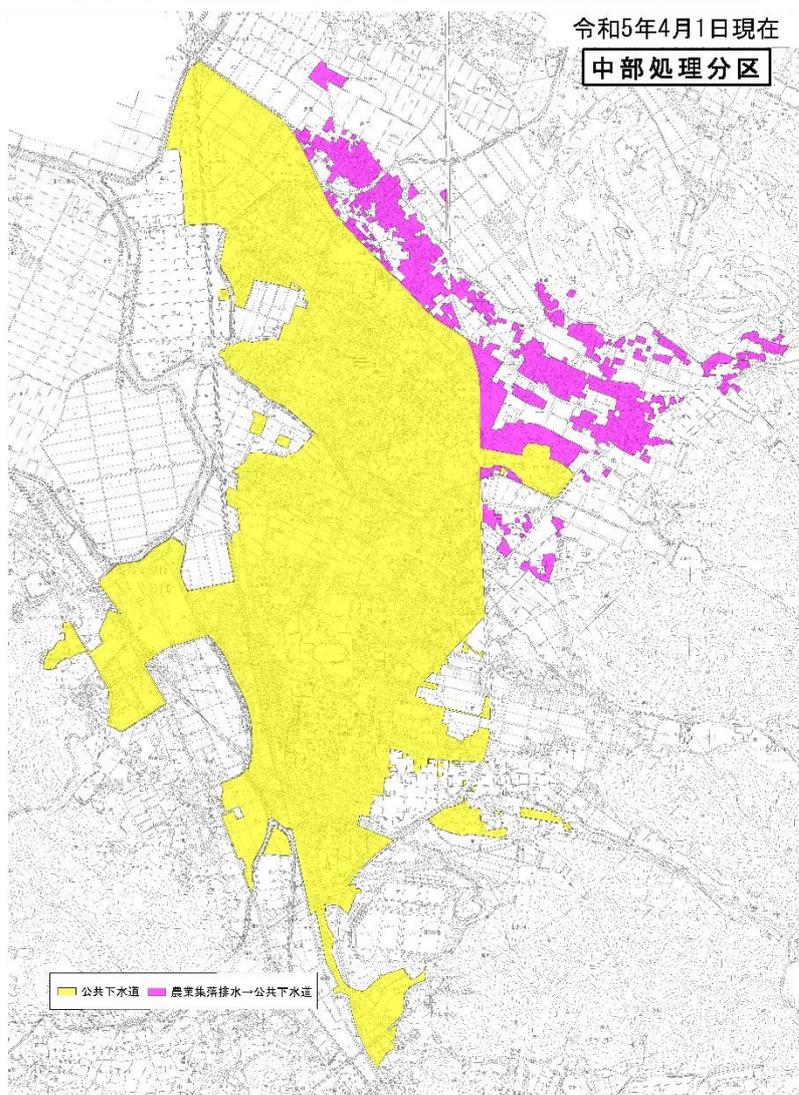


図 3-1-3 幸田町公共下水道使用区域図（中部処理分区）

幸田町公共下水道使用区域図

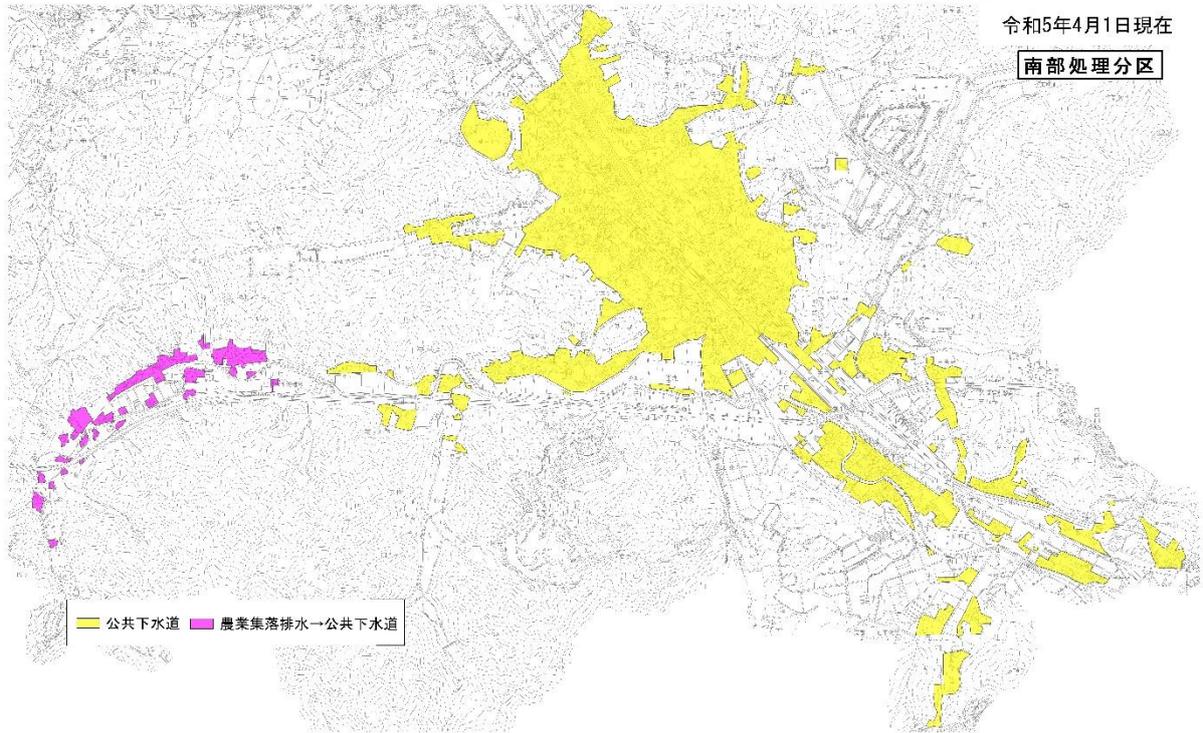


図 3-1-4 幸田町公共下水道使用区域図（南部処理分区）

表 3-1-3 終末処理場の概要

項目	内容
施設名称	矢作川浄化センター
処理主体	愛知県
所在地	西尾市港町1番地
敷地面積	62.5ha
関係市町	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町
供用開始年	平成4年(1992年)4月1日
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法+急速濾過
処理水の放流先	矢作川
処理面積 (平成29年4月1日現在)	13,584ha
処理人口 (平成29年4月1日現在)	783,706人
処理能力 (平成29年4月1日現在)	263,800m ³ /日
汚泥消化施設	<p>平成28年(2016年)12月より新たなエネルギー施設である「汚泥消化施設」の運用を開始。矢作川浄化センターで発生している下水道汚泥の概ね1/4相当の処理能力を有し、下水汚泥を消化槽でメタン発酵して得られたバイオガスを汚泥消化炉の重油の補助燃料として利用している。</p> <p>下水汚泥中に含まれる有機物の50%をガス化することにより、1日当たり約4,000m³のバイオガスを発生させる。</p> <p>このエネルギー利用により、汚泥焼却炉の重油使用量は年間約850kLの減少を見込んでいる(約42%減)。また、これにより年間約2,200tのCO₂削減を見込んでいる。</p> <p>当汚泥消化施設は国土交通省の平成23年度(2011年度)下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)の成果による技術であり、この技術を採用した事例は矢作川浄化センターが全国で初めてです。</p>

項目	内容
施設名称	蒲郡市下水道浄化センター
処理主体	蒲郡市
所在地	蒲郡市浜町42
敷地面積	10.64ha
建物面積	7,818m ² (11棟)
供用開始年	昭和52年(1977年)8月1日
処理方式	消化脱窒法(3段)
排除方法	分流式
処理水の放流先	渥美湾

2) 公共下水道の整備状況

本町の公共下水道の普及率の推移を表 3-1-4、公共下水道の整備率の推移を表 3-1-5、公共下水道の普及率及び整備率の推移を図 3-1-5に示します。公共下水道の普及率は年々向上しています。整備率は、令和元年（2019年）に計画面積が引き上げられたことにより、減少しましたが、その後増加傾向にあります。

表 3-1-4 公共下水道の普及率の推移

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
行政区域内人口(人)	42,126	42,430	42,658	42,371	42,191
処理人口(人)	30,284	30,639	30,826	30,893	31,334
公共下水道の普及率	71.9%	72.2%	72.3%	72.9%	74.3%

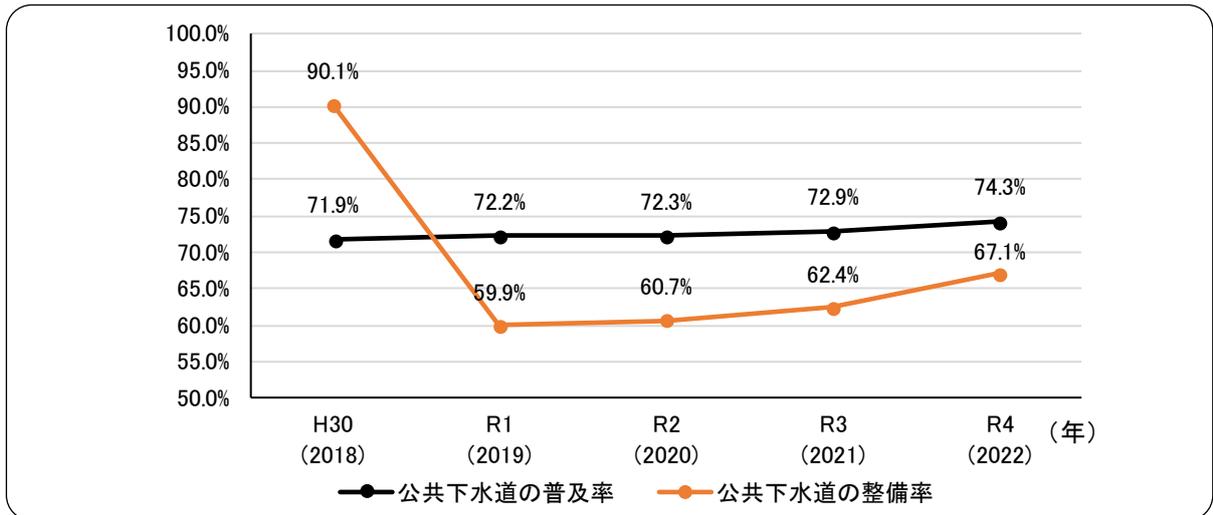
【出典】環境課資料

表 3-1-5 公共下水道の整備率の推移

項目			平成29年 (2017年) (前回数値)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
整備済み 面積 (ha)	矢作川流域 下水道	中部処理 分区	472.9	457.6	459.4	459.4	476.0	536.8
		北部処理 分区	0	0	0	0	0	0
		計	472.9	457.6	459.4	459.4	476.0	536.8
	単独公共 下水道	南部処理 分区	134.5	135.5	135.9	143.7	143.7	143.7
	合計		607.4	593.1	595.3	603.1	619.7	680.5
計画面積 (ha)	矢作川流域 下水道	中部処理 分区	472.4	472.4	716.4	716.4	716.4	734.1
		北部処理 分区	46.6	46.6	132.0	132.0	132.0	131.7
		計	519.0	519.0	848.4	848.4	848.4	865.8
	単独公共 下水道	南部処理 分区	140.0	139.0	145.5	145.5	145.5	148.0
	合計		659.0	658.0	993.9	993.9	993.9	1013.8
公共 下水道の 整備率	矢作川流域 下水道	中部処理 分区	100.1%	96.9%	64.1%	64.1%	66.4%	73.1%
		北部処理 分区	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		計	91.1%	88.2%	54.1%	54.1%	56.1%	62.0%
	単独公共 下水道	南部処理 分区	96.1%	97.5%	93.4%	98.8%	98.8%	97.1%
	合計		92.2%	90.1%	59.9%	60.7%	62.4%	67.1%

注)平成31年(2019年)、令和4年(2022年)に公共下水道の計画面積の変更を実施。
このため、これらの年次の前後で、公共下水道の整備率の数値に連続性はない。

【出典】環境課資料



注)平成31年(2018年)、令和4年(2020年)に公共下水道の計画面積の変更を実施。このため、これらの年次の前後で、公共下水道の整備率の数値に連続性はない。

【出典】環境課資料

図 3-1-5 公共下水道の普及率及び整備率の推移

(2) 農業集落排水施設

1) 農業集落排水施設の現況

本町の農業集落排水施設位置図を図 3-1-6に示します。

本町では市街化調整区域内の13地区に農業集落排水施設を設置しています。

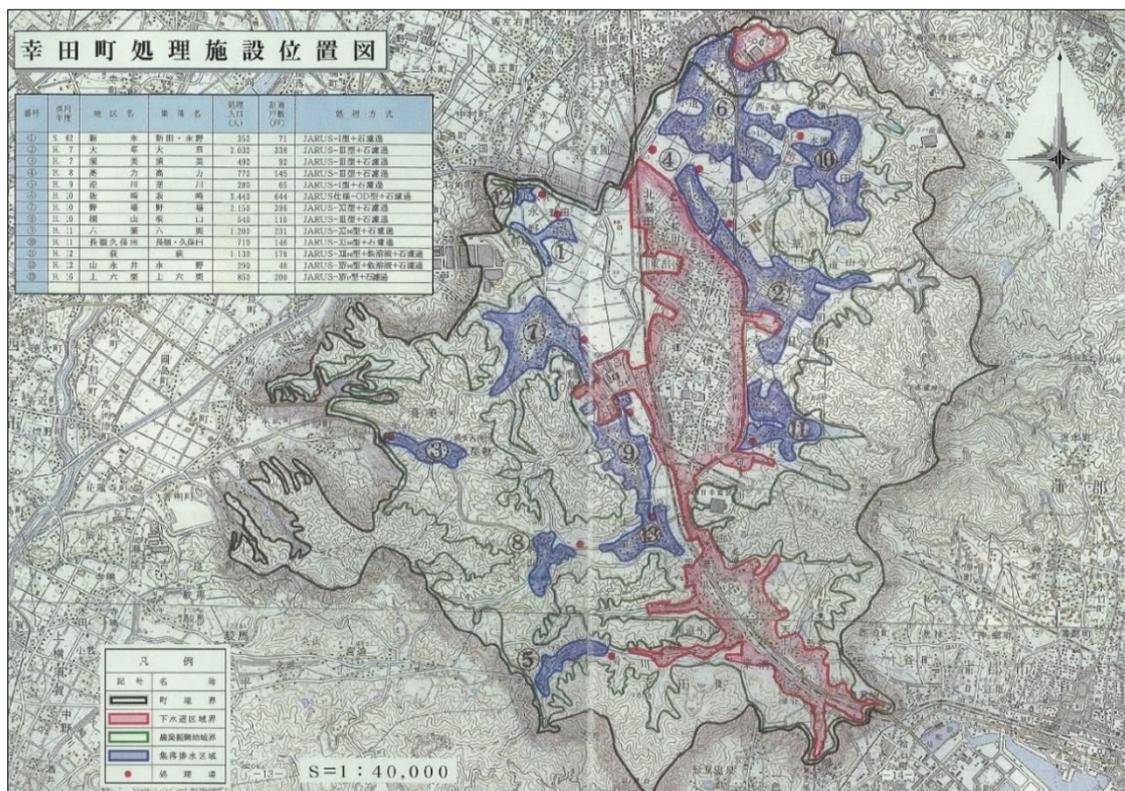


図 3-1-6 農業集落排水施設位置図

2) 農業集落排水事業の概要

本町の農業集落排水事業による水洗化率の推移を表 3-1-6及び図 3-1-7に示します。

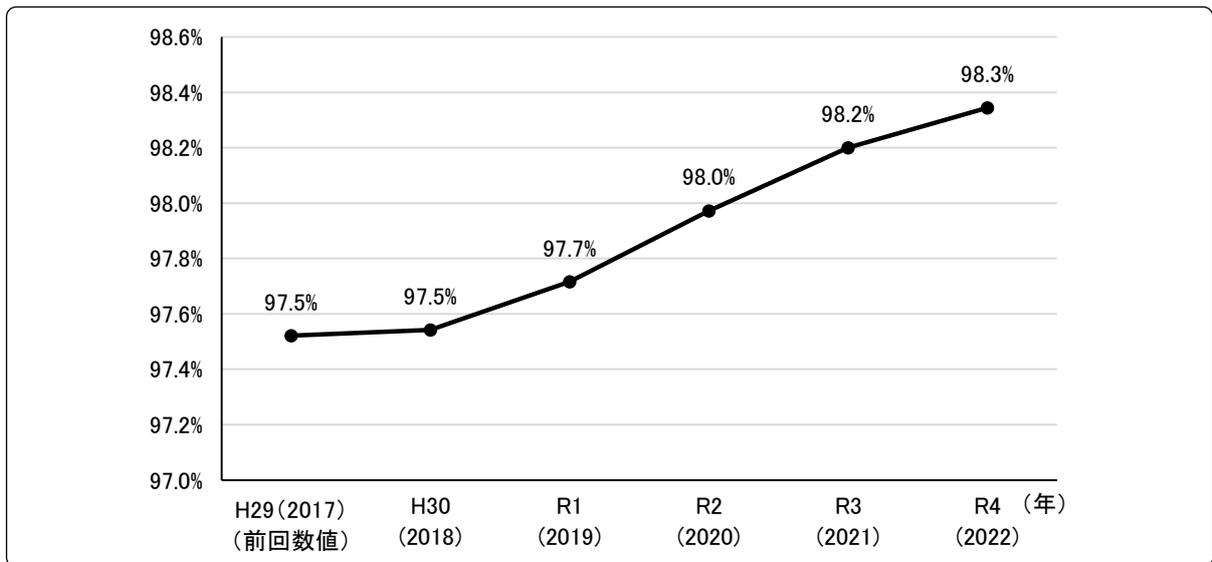
水洗化率は増加傾向にあり、令和4年（2022年）実績で農業集落排水区域内に居住する98.3%の人が農業集落排水施設に接続を完了している状況にあります。

なお、高力地区と逆川地区については、令和4年度（2022年度）末の時点において公共下水道に統合しています。

表 3-1-6 農業集落排水事業による水洗化率の推移

地区名	区分	平成29年 (2017年) (前回数値)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
新永地区	水洗化人口 (人)	284	274	280	271	272	268
	水洗化率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大草地区	水洗化人口 (人)	1,862	1,877	1,888	1,891	1,889	1,897
	水洗化率	99.2%	99.2%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%
須美地区	水洗化人口 (人)	370	364	358	341	343	347
	水洗化率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高力地区	水洗化人口 (人)	504	517	509	508	514	(公共下水道 に接続)
	水洗化率	97.1%	97.0%	97.0%	97.1%	97.7%	
逆川地区	水洗化人口 (人)	197	199	196	196	(公共下水道に接続)	
	水洗化率	94.7%	95.2%	95.1%	95.6%		
坂崎地区	水洗化人口 (人)	2,216	2,221	2,213	2,222	2,210	2,196
	水洗化率	97.2%	97.4%	97.6%	98.1%	98.3%	98.3%
野場地区	水洗化人口 (人)	1,471	1,458	1,430	1,447	1,458	1,454
	水洗化率	98.1%	98.0%	98.4%	98.4%	98.3%	98.5%
桐山地区	水洗化人口 (人)	345	355	351	346	350	348
	水洗化率	93.5%	93.2%	92.4%	93.5%	94.6%	94.6%
六栗地区	水洗化人口 (人)	850	840	834	828	814	808
	水洗化率	96.4%	96.4%	96.4%	97.0%	97.3%	97.8%
長嶺久保田 地区	水洗化人口 (人)	592	588	587	597	599	607
	水洗化率	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
萩地区	水洗化人口 (人)	689	692	676	679	673	668
	水洗化率	95.4%	95.4%	95.8%	95.8%	96.4%	96.5%
山永井地区	水洗化人口 (人)	163	163	163	160	161	164
	水洗化率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
上六栗地区	水洗化人口 (人)	647	650	654	661	648	631
	水洗化率	94.9%	95.0%	96.0%	96.6%	96.6%	96.6%
合計	水洗化人口 (人)	10,190	10,198	10,139	10,147	9,931	9,388
	水洗化率	97.5%	97.5%	97.7%	98.0%	98.2%	98.3%

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

図 3-1-7 農業集落排水事業による水洗化率の推移

(3) 浄化槽

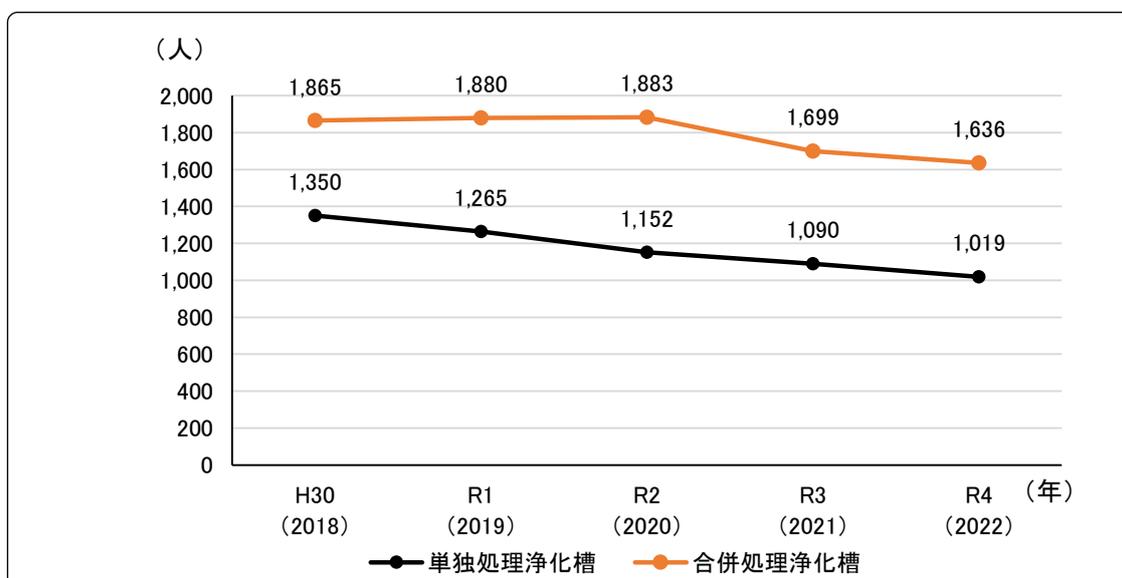
本町の単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口の推移を表 3-1-7及び図 3-1-8に示します。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する補助事業の実績値の推移を表 3-1-8及び図 3-1-9に示します。

表 3-1-7 単独処理浄化槽人口及び合併浄化槽人口の推移

単位:人

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
単独処理浄化槽	1,350	1,265	1,152	1,090	1,019
合併処理浄化槽	1,865	1,880	1,883	1,699	1,636

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

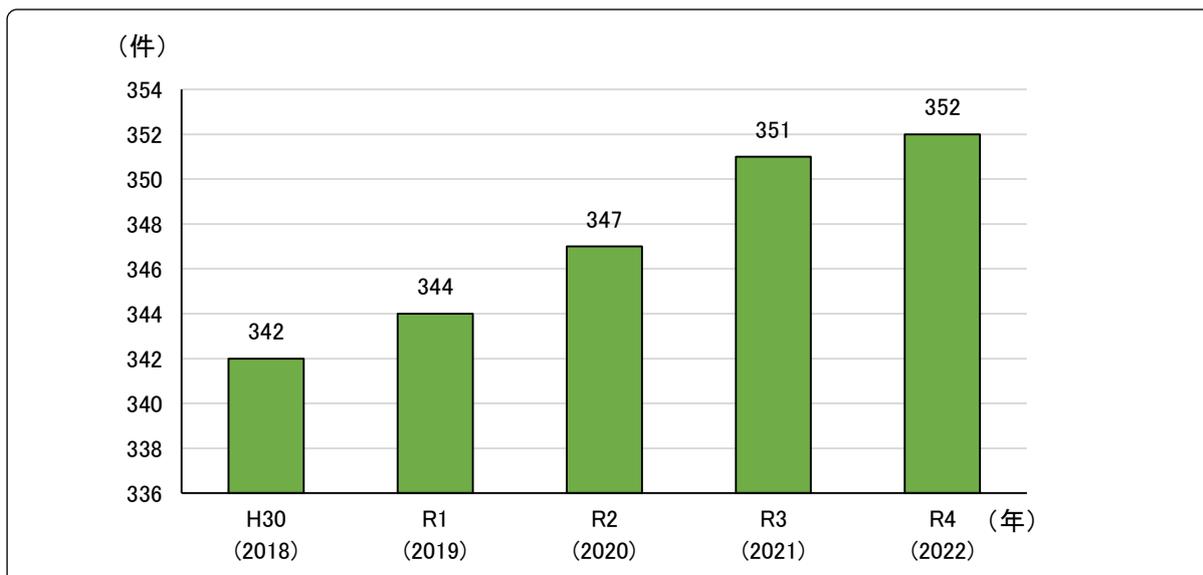
図 3-1-8 単独処理浄化槽人口及び浄化槽人口の推移

表 3-1-8 合併処理浄化槽への転換を促進する補助事業の実績値の推移

単位:件

項目	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
補助件数	2	2	3	4	1
累積補助件数	342	344	347	351	352

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

図 3-1-9 合併処理浄化槽への転換を促進する補助事業の実績値の推移

1.5. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) 処理体系

本町において発生するし尿・浄化槽汚泥の処理体系を図 3-1-10に示します。

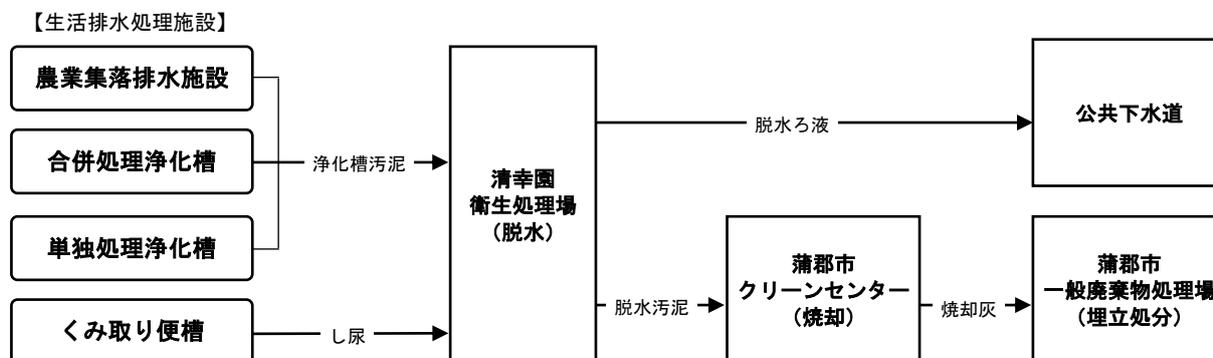


図 3-1-10 し尿・浄化槽汚泥の処理体系

(2) 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 3-1-9に示します。

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。なお、令和5年度末でし尿の収集・運搬を行う許可業者は1社、浄化槽汚泥の収集・運搬を行う許可業者は3社となっています。

表 3-1-9 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

区分	収集形態	許可業者数
し尿	許可業者による収集	1社
浄化槽汚泥	許可業者による収集	3社

(3) 中間処理・最終処分

清幸園衛生処理場の概要を表 3-1-10に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、蒲郡市幸田町衛生組合の中間処理施設である清幸園衛生処理場に搬入され、脱水処理を行い、脱水ろ液は希釈して公共下水道に放流し、脱水後の汚泥は、蒲郡市クリーンセンターに搬入され焼却処分されます。その後、焼却灰は蒲郡市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分されます。

清幸園衛生処理場については、施設の老朽化や、今後のし尿等排出量減少も考慮し、清幸園衛生処理場での処理に替わり、蒲郡市下水道浄化センターへ直接投入・処理する方法に転換する方針を協議しています。

表 3-1-10 清幸園衛生処理場の概要

項目	内容
施設名	清幸園衛生処理場
所在地	額田郡幸田町大字深溝宇黒田8番地
敷地面積	19,533㎡
稼働開始年月	昭和55年(1980年)3月
形式	直接脱水処理
処理対象物	生し尿、浄化槽汚泥
処理能力	82kL/日(生し尿:10kL/日、浄化槽汚泥:72kL/日)

【出典】幸田町「令和4年度清掃事業概要」

(4) 処理量

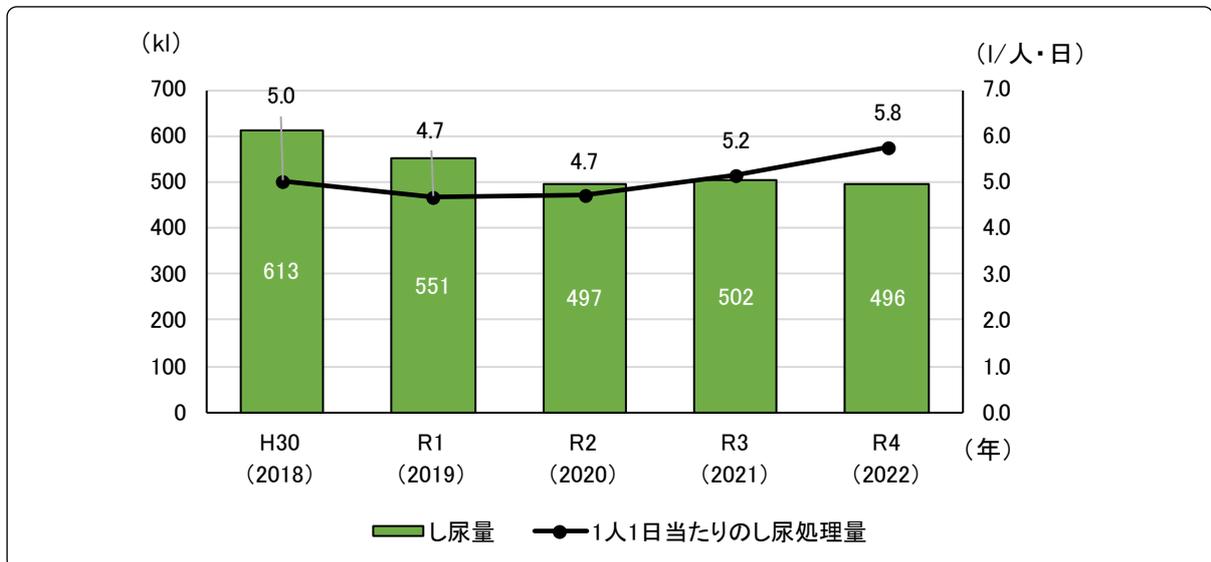
本町のし尿・浄化槽汚泥の処理量の推移を表 3-1-11及び図 3-1-11に示します。

公共下水道の整備の進捗により、し尿収集量、浄化槽汚泥の収集量は、共に減少傾向にあります。

表 3-1-11 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

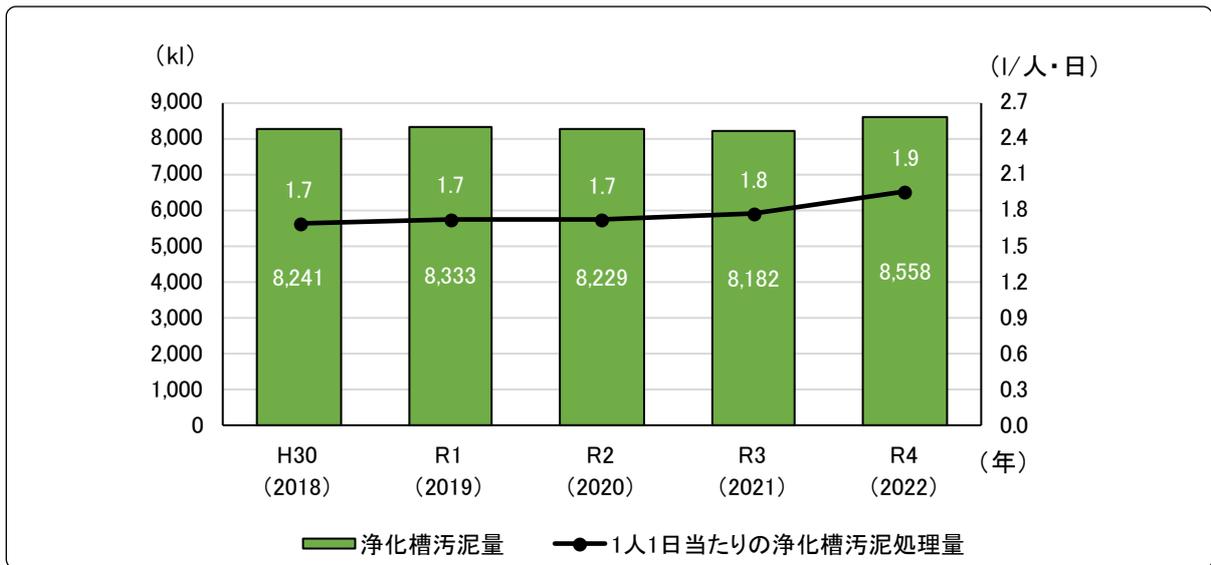
項目			平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	
収集量	し尿量	kL/年	613	551	497	502	496	
	浄化槽汚泥量	kL/年	8,241	8,333	8,229	8,182	8,558	
	計	kL/年	8,854	8,884	8,726	8,684	9,054	
収集人口	し尿(くみ取り便槽)	人	334	323	289	267	236	
	浄化槽 汚泥	農業集落排水	人	10,198	10,139	10,147	9,388	9,388
		合併浄化槽	人	1,865	1,880	1,883	1,636	1,636
		単独浄化槽	人	1,350	1,265	1,152	1,019	1,019
	計	人	13,413	13,284	13,182	12,043	12,043	
1人1日当たりのし尿処理量		L/人・日	5.0	4.7	4.7	5.2	5.8	
1人1日当たりの浄化槽汚泥処理量		L/人・日	1.7	1.7	1.7	1.8	1.9	

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

図 3-1-11 し尿量・一人一日当たりのし尿処理量の推移



【出典】環境課資料

図 3-1-12 浄化槽汚泥量・一人一日当たりの浄化槽汚泥処理量の推移

1.6. 前回基本計画との比較

生活排水処理に関する目標値（令和5年度（2023年度））及び実績値（令和4年度（2022年度））を表3-1-12に示します。

表3-1-2で示したように、生活排水処理率は平成30年（2018年）に96.0%であったものが、令和4年に97.0%となり増加傾向にあるものの、令和4年度実績では令和5年度の目標値に0.3ポイント届いていない状況にあります。

表3-1-12 生活排水処理に関する中間目標値（令和5年度（2023年度））及び実績値（令和4年度（2022年度））

目標指標		①目標値	②実績値	目標との差 (②-①)
		令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)	
行政区域内人口	人	42,351	42,191	-160
公共下水道人口	人	32,234	29,912	2,322
	%	76.1	70.9	5.2
農業集落排水施設人口	人	7,491	9,388	-1,897
	%	17.7	22.3	-4.6
合併処理浄化槽人口	人	1,498	1,636	-138
	%	3.5	3.9	-0.3
生活排水処理率	%	97.3	97.0	-0.3

【出典】環境課資料

2. 課題の抽出

2.1. 生活排水処理施設の整備促進

公共下水道未整備地区において、環境への負荷が高い単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進していくとともに、地形的要因などを考慮の上、公共下水道の整備を進めていく必要があります。

2.2. し尿・浄化槽汚泥の適正処理

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の減少により、し尿処理施設（清幸園衛生処理場）へのし尿、浄化槽汚泥の搬入量が減少していくと予想されることから、より効率的な収集・運搬方法や収集量の平準化について検討していく必要があります。

2.3. 生活排水の適正処理の普及・啓発

生活排水の汚濁負荷を低減させるため、発生・排出段階の具体的な取組方法の周知や啓発を実施していく必要があります。

また、更なる水洗化率の向上に向けて、公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進していくとともに、公共下水道未整備地区においては、浄化槽の管理不足による水質汚濁を防ぐため、定期的な保守点検の実施を周知・啓発していく必要があります。

3. 基本方針

基本方針1：地域の实情に応じた生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備は、公共下水道や農業集落排水施設が整備されている区域（以下、「集合処理区域」といいます。）と、これらの施設が整備されておらず各戸で生活排水処理を行う必要がある区域（以下、「個別処理区域」といいます。）に分け、地域の自然的・社会的条件を考慮した上で、適切な生活排水処理施設の整備を進めます。

基本方針2：し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・処理方法を検討していきます。

基本方針3：生活排水対策に関する意識の向上

啓発や具体的な取組方法の周知により、町、町民、事業者により生活排水対策を進めるとともに、環境への負荷が少ない生活排水処理への転換を促進していきます。

4. 基本計画

4.1. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理主体

今後の生活排水処理主体を表 3-4-1に示します。

生活排水処理施設ごとの処理主体は、現状の体制を基本とし、社会情勢の変化や町民の意向などを勘案し必要に応じて変更を検討することとします。

表 3-4-1 今後の生活排水処理主体

生活排水処理施設	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	幸田町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	幸田町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
くみ取り便槽	し尿	個人

(2) 生活排水処理施設の整備手法

1) 集合処理区域

①公共下水道

南部処理分区、中部処理分区については引き続き公共下水道の整備を進め、北部処理分区については、接続に向けて整備を進めて行くこととします。

また、南部処理分区で発生した下水は蒲郡市に依頼し「蒲郡市下水道浄化センター」で、中部処理分で発生した下水は、西尾市内の終末処理施設「矢作川浄化センター」で引き続き処理するものとします。

②農業集落排水施設

町内の農業集落排水施設のすべてで整備が完了しており、今後も施設の適正管理に努め、必要に応じて施設の更新などを行っていきます。

なお、全13地区のうち10地区については、順次、公共下水道への統合を進めていきます。また、農業集落排水施設で発生した浄化槽汚泥については、現在は清幸園衛生処理場で処理をしていますが、施設の老朽化や、今後のし尿等排出量減少も考慮し、清幸園衛生処理場での処理に替わり、蒲郡市下水道浄化センターへ直接投入・処理する方法に転換する方針を協議しています。

③個別処理区域

合併処理浄化槽による処理を推進し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換を促します。

4.2. 生活排水の排出状況の見込み

(1) 生活排水処理に関する目標

生活排水処理目標は、「幸田町污水適正処理構想（平成29年（2017年）3月）」の計画普及率（目標年次令和7年（2025年））をもとに、計画処理区域内人口の推計値で案分して算出しました。

生活排水処理目標を表 3-4-2に示します。

ただし、本目標は、全県域污水適正処理構想とは異なります。

表 3-4-2 生活排水処理目標

○生活排水処理率の目標値

目標指標	実績値	中間目標	達成目標
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
生活排水処理率	97.0%	97.3%	100.0%

注)生活排水処理率:水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口
【出典】環境課資料

○行政区域内人口、計画処理区域内人口と水洗化・生活雑排水処理人口の目標値

目標指標	実績値	中間目標	達成目標
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
行政区域内人口(人)	42,191	42,351	43,153
計画処理区域内人口(人)	42,191	42,351	43,153
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	40,936	41,223	43,153

【出典】環境課資料

(2) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理形態別内訳を表 3-4-3に示します。

また、生活排水処理形態別人口の将来予測を表 3-4-4及び図 3-4-1に示します。

表 3-4-3 生活排水の処理形態別内訳

項目		実績値	中間目標	達成目標
		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
行政区域内人口	人	42,191	42,351	43,153
計画処理区域内人口	人	42,191	42,351	43,153
水洗化・生活雑排水処理人口	人	40,936	41,223	43,153
公共下水道	人	29,912	32,234	41,609
	%	70.9	76.1	96.4
農業排水施設	人	9,388	7,491	737
	%	22.3	17.7	1.7
コミュニティ・プラント	人	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0
合併処理浄化槽	人	1,636	1,498	807
	%	3.9	3.5	1.9
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	1,019	892	0
	%	2.4	2.1	0.0
非水洗化人口 (くみ取り人口)	人	236	236	0
	%	0.6	0.6	0.0
自家処理人口	人	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0
生活排水処理率	%	97.0	97.3	100.0

【出典】環境課資料

表 3-4-4 生活排水の処理形態別人口の予測

単位:人

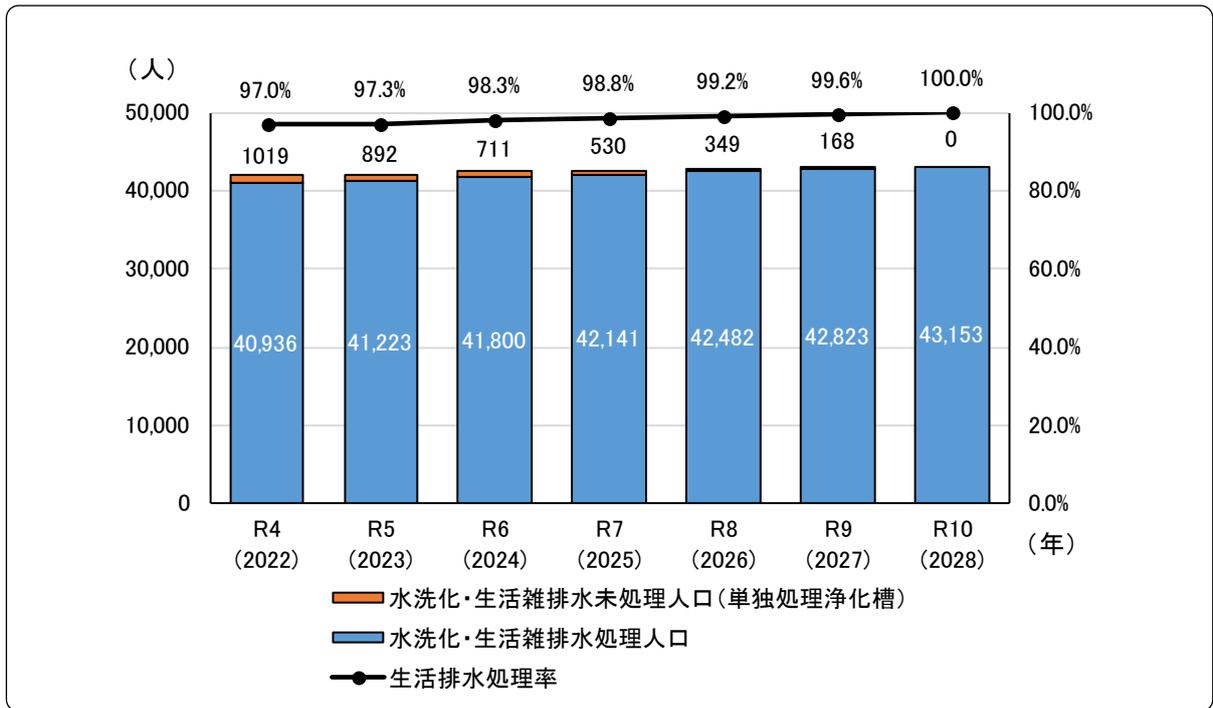
年	計画処理 区域内 人口	水洗化・生活雑排水処理人口						
		公共下水道	農業集落排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処理 浄化槽	水洗化・ 生活雑排水 処理人口	生活排水 処理率	
実績	令和4年 (2022年)	42,191	29,912	9,388	0	1,636	40,936	97.0%
予測	令和5年 (2023年)	42,351	32,234	7,491	0	1,498	41,223	97.3%
	令和6年 (2024年)	42,511	35,813	4,627	0	1,360	41,800	98.3%
	令和7年 (2025年)	42,671	36,899	4,020	0	1,222	42,141	98.8%
	令和8年 (2026年)	42,831	39,640	1,758	0	1,084	42,482	99.2%
	令和9年 (2027年)	42,991	41,098	779	0	946	42,823	99.6%
	令和10年 (2028年)	43,153	41,609	737	0	807	43,153	100.0%

【出典】環境課資料

単位:人

年	水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	非水洗化人口			
		非水洗化人口 (くみ取り人口)	自家処理人口	計	
実績	令和4年 (2022年)	1,019	236	0	236
予測	令和5年 (2023年)	892	236	0	236
	令和6年 (2024年)	711	189	0	189
	令和7年 (2025年)	530	142	0	142
	令和8年 (2026年)	349	95	0	95
	令和9年 (2027年)	168	48	0	48
	令和10年 (2028年)	0	0	0	0

【出典】環境課資料



【出典】環境課資料

図 3-4-1 生活排水の処理形態別人口の予測

次に、生活排水の処理形態別人口と処理量の予測を表 3-4-5に示します。

表 3-4-5 生活排水の処理形態別人口と処理量の予測

年		人口(人)		処理量(kL/年)	
		合併処理浄化槽 + 単独処理浄化槽 + 農業集落排水施設	非水洗化人口 (くみ取り人口)	合併処理浄化槽 + 単独処理浄化槽 + 農業集落排水施設	非水洗化人口 (くみ取り人口)
予測	令和5年 (2023年)	9,881	236	6,350	433
	令和6年 (2024年)	6,698	189	4,305	347
	令和7年 (2025年)	5,772	142	3,709	261
	令和8年 (2026年)	3,191	95	2,051	174
	令和9年 (2027年)	1,893	48	1,217	88
	令和10年 (2028年)	1,544	0	992	0

一人一日当たりのし尿処理量(L/人・日) (平成30年(2018年)～令和4年(2022年)平均値)	5.0
一人一日当たりの浄化槽汚泥処理量(L/人・日) (平成30年(2018年)～令和4年(2022年)平均値)	1.8

【出典】環境課資料

4.3. し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

現在の収集・運搬体制を基本に、効率化、円滑化を図り、施設に搬入されるし尿・浄化槽汚泥の平準化を推進していきます。

また、収集・運搬車両による交通の妨げを極力抑えるため、主要幹線道路の優先的利用を、許可業者などに指導します。

(2) 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、現在は「清幸園衛生処理場」で処理していますが、今後蒲郡市下水道浄化センターへ直接搬入・処理する方法に転換する方針を協議しています。また、脱水後の汚泥は「蒲郡市クリーンセンター」に搬入し焼却処分します。

なお処理にあたっては、公共下水道普及による処理量の減少、浄化槽汚泥の割合の増加などの変化に対応した管理運営を行うとともに、処理経費の低減に向けても検討していくものとしします。

(3) 最終処分計画

今後も、中間処理後の脱水ろ液は希釈して公共下水道に放流し、脱水汚泥を中間処理することにより発生する焼却灰は蒲郡市に委託し「蒲郡市一般廃棄物最終処分場」に埋立処理することとします。

4.4. 生活排水の適正処理に向けて

生活排水の適正処理の推進に向け、町・町民・事業者の役割を以下のように定めます。

実施主体	実施内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 学校教育をはじめ一般に向けた生活排水処理について学べる機会や場の創出を進め、町民による生活排水対策の意識向上に努めます。 ☑ 生活排水の汚濁負荷を削減させるため、発生・排出段階における具体的な取組方法の周知や啓発を行います。 ☑ 浄化槽設置者に対して、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務の取行について周知・啓発を行います。 ☑ 助成制度の継続を通し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。 ☑ 集合処理区域において、公共下水道または農業集落排水施設の普及率向上に向けて啓発や周知を継続していきます。また、適正な維持管理を行います。
町民	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 食用油などを直接排水口に流さないようにしましょう。 ☑ 油污れなど汚濁負荷の高い汚れはキッチンペーパー等でふき取ってから洗うようにしましょう。 ☑ 洗剤の適正利用に努めましょう。 ☑ 風呂の残り湯を洗濯などに利用しましょう。 ☑ 生活雑排水を散水などに利用しましょう。 ☑ 集合処理区域内では、公共下水道または農業集落排水施設への早期接続に努めましょう。 ☑ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換に努めましょう。 ☑ 浄化槽を利用している世帯は、保守点検・清掃・法定検査を定められた時期に適切に実施しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 洗剤の製造業者及び販売業者は、生活排水の汚濁負荷量の削減に有効な洗剤の開発または供給を行いましょ。 ☑ 浄化槽、その他生活排水処理施設の製造業者は、生活排水を適正かつ低環境負荷で処理できる設備や施設の開発を行いましょ。

第4部 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロスの状況

1.1. 食品ロスとは

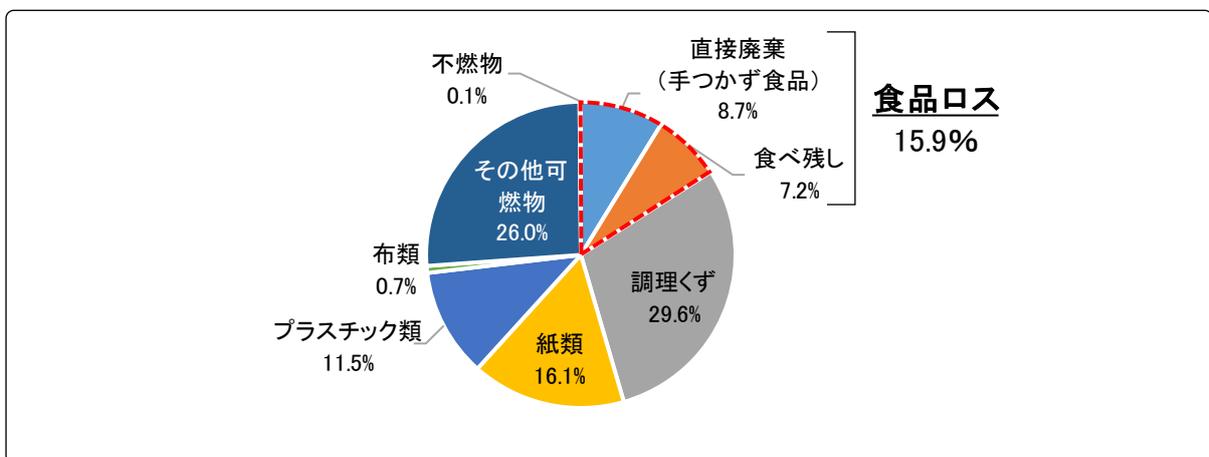
食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことを指します。

食品ロスに関する問題は、「持続可能な開発目標(SDGs)」においても食料廃棄物の減少が目標の一つに位置付けられているなど、世界的に重要な課題となっています。日本でも、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存している中、年間 643 万トン（環境省・農林水産省による平成 30 年度（2018 年度）推計値）の食品ロスが発生していると推計されています。

1.2. 食品ロス量

本町の燃やすごみに占める食品ロス量を図 4-1-1 に示します。

燃やすごみに占める食品ロス（直接廃棄・食べ残し）の割合は 15.9%となっています。また、調理くずを含めた食品廃棄物全体としては 45.5%となっています。



【出典】環境課資料(令和5年7月調査)

図 4-1-1 燃やすごみに占める食品ロス量（湿ベース）

1.3. 食品ロス削減に関するこれまでの取組

(1) 幸田町の食品ロス削減の取組

本町においては、平成 29 年度（2017 年度）から食品ロス削減の取組を始めました。

環境課で食品ロス削減啓発チラシを作成し、平成 29 年度（2017 年度）から平成 31 年度（2019 年度）の産業まつりにおいて 500 部配布しました。また、平成 30 年度（2018 年度）には、事業者への呼びかけとして、幸田町商工会の会員、約 600 事業所に対して 3010 運動啓発チラシを配布しました。

他にも、広報こうたやホームページにおいても食品ロス削減の呼びかけを行っています。

(2) 幸田町のフードドライブの取組

年度	実施内容
令和元年度 (2019年度)	ボランティア団体と連携してフードドライブに関する講演会を開催、フードドライブを試験的に実施
令和2年度 (2020年度)	食品ロス削減月間の10月から12月において月1回、幸田駅前銀座・役場庁舎玄関前などで受付
令和3年度 (2021年度)	毎月第3週の1週間、役場庁舎環境課窓口で受付
令和4年度 (2022年度)	役場庁舎開庁時間中、環境課窓口で受付

2. 課題の抽出

本町の燃やすごみの 8.7%が直接廃棄（手つかず廃棄）で、食べ残しは 7.2%となっています。

さらに、調理くずを含めた食品廃棄物は燃やすごみの 45.5%を占めており、以下の取組を進めていくことが課題となっています。

- ・ 生ごみ処理容器・処理機による堆肥化の推進
- ・ 地域における生ごみ処理堆肥化事業の推進
- ・ 事業所における生ごみの資源化（堆肥・飼料）の推進
- ・ 町民・地域・事業所・各種団体との連携による食品ロス削減、生ごみの資源化による原料の推進

3. 基本方針

基本方針1：食品ロス発生を抑制する意識向上の促進

町、町民、事業者が一体となって食品ロス削減に取り組むために、積極的な情報発信及び環境学習を通じて普及啓発を行います。

基本方針2：食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進

家庭から排出される食品ロスの実態を調査し、調査の結果から判明する食品ロス発生量について情報発信するとともに効果的な食品ロス削減方法について検討します。

4. 基本計画

4.1. 基本的施策

実施主体	実施内容
町	<ul style="list-style-type: none">☑ 広報、町ホームページ、イベントなどを通じて、食品ロス削減に対する意識の向上を図ります。☑ 補助金交付を通し、生ごみ処理容器・処理機の普及を促進します。☑ 食品ロス削減を更に進めるため、排出されるごみ内の食品ロスの実態把握に努めます。☑ 使用済み食用油の店頭回収を継続し、リサイクルしていきます。☑ 町民及び事業者の食品ロスに対する意識調査を実施します。☑ フードドライブを通じて、支援を必要とする方に食品を寄附するなど、未利用食品の有効活用を進めます。
町民	<ul style="list-style-type: none">☑ 生ごみ処理容器・処理機の購入を検討し、家庭内の生ごみを自家処理・堆肥化します。☑ 食材を丸ごと使う、食べ残しの出ない食事を心掛けるなど、食品ロス削減に努めます。☑ 食品が余ってしまった場合は、フードドライブを利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">☑ 自らの事業活動に伴い発生する食品ロスについて把握し、その削減につながる取組を実施します。☑ 食品ロスを削減するため、仕入れ方法や販売方法を工夫するとともに、これらの行動を消費者に発信していくことで、消費者の理解の促進に努めていきます。☑ 期限切れで燃やすごみとして廃棄する食品については、再生利用等されるようにします。

4.2. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

ごみ処理基本計画と同様に、進行管理を着実なものとするため、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）を繰り返すことにより、継続的にごみ処理行政を見直していくこととします。

計画の実施状況は環境審議会で報告し、ご意見をいただき、評価や改善を行って食品ロス削減を推進していきます。

(2) 計画の目標

国内で発生する食品ロスは年間 643 万トン（平成 30 年度（2018 年度））と推計されます。

本町においても燃やすごみに占める食品ロスは食品廃棄物全体で 2,081 t[※]（令和 4 年度・生活系燃やすごみ）と推計されており、多くの食品が廃棄されている現状があります。この計画の期間中に意識・実態調査を実施することにより、正確な数値に基づく目標設定の基礎を積み上げるとともに、町民及び事業者、町が連携し、食品ロス削減に向けた行動を実践しやすい環境づくりを行い、取組を推進します。

※生活系燃やすごみ 6,174 t（令和 4 年度清掃事業概要）×令和 4 年度環境課実施組成分析結果による食品ロス率 33.7%を基に推計。